

平成23年第4回

大泉町議会定例会会議録

第 1 号

(9月5日)

平成23年第4回大泉町議会定例会会議録第1号

平成23年9月5日(月曜日)

議事日程 第1号

平成23年9月5日(月曜日)午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 報告第 5号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第 4 報告第 6号 平成22年度大泉町健全化判断比率及び資金不足比率について
- 第 5 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 6 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて(大泉町町税条例の一部を改正する条例)
- 第 7 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて(大泉町都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 第 8 議案第30号 大泉町町税条例等の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第31号 大泉町スポーツ振興審議会設置条例及び大泉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第32号 平成23年度大泉町一般会計補正予算(第4号)について
- 第11 議案第33号 平成23年度大泉町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第12 議案第34号 平成23年度大泉町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第13 議案第35号 平成23年度大泉町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第14 議案第36号 平成23年度大泉町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 第15 議案第37号 平成22年度大泉町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第16 議案第38号 平成22年度大泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第17 議案第39号 平成22年度大泉町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第18 議案第40号 平成22年度大泉町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第19 議案第41号 平成22年度大泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第20 議案第42号 平成22年度大泉町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第21 議案第43号 平成22年度大泉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第22 議案第44号 平成22年度大泉町水道事業会計決算認定について
- 第23 一般質問

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 5号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第 4 報告第 6号 平成22年度大泉町健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第 5 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 6 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（大泉町町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 7 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（大泉町都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 8 議案第30号 大泉町町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第31号 大泉町スポーツ振興審議会設置条例及び大泉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第32号 平成23年度大泉町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第11 議案第33号 平成23年度大泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第34号 平成23年度大泉町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第35号 平成23年度大泉町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第36号 平成23年度大泉町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 議案第37号 平成22年度大泉町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 議案第38号 平成22年度大泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 議案第39号 平成22年度大泉町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 議案第40号 平成22年度大泉町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 議案第41号 平成22年度大泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 議案第42号 平成22年度大泉町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 議案第43号 平成22年度大泉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 議案第44号 平成22年度大泉町水道事業会計決算認定について

出席議員（18名）

1番	田邊信雄君	2番	山口将君
3番	浅野正己君	4番	津久井明人君
5番	新井典夫君	6番	青木満君
7番	河田敏勝君	8番	渡邊明君
9番	平田昌利君	10番	森昌彦君
11番	金井茂夫君	12番	村山俊明君
13番	村山博茂君	14番	安田博敏君
15番	引間サチ子君	16番	川島洋君
17番	久保田一郎君	18番	金子光国君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	斉藤直身君	副町長	太田吉易君
教育長	千葉優君	総務部長	入谷祐司君
企画部長	大塚勝美君	財務部長	築比地正昭君
社会福祉部長	大塚治男君	健康推進部長	持田健司君
住民経済部長	岩瀬寿夫君	都市建設部長	荻野久一君
生活環境部長	川島正一君	教育部長	都丸隆君
会計管理者	鹿沼邦博君	総務部長 契約検査課長	恩田多加志君
企画部長 企画課長	宮永孝雄君	財務部長 税務課長	川島千枝子君
社会福祉部 子育て支援課長	河内三幸君	健康推進部 国民健康保険課長	岩瀬一君
住民経済部長 農政課長	石井勝美君	都市建設部長 土木課長	岸浪良二君
生活環境部長 下水道課長	久保田良雄君	教育部 入求一ツ長 文化振興課長	金田悦明君
教育委員長	木村多恵子君	農業委員会長	岩瀬秀男君
監査委員	河内初光君		

事務局職員出席者

事務局長	飯田健	書記	坂本武志
書記	石川肇	書記	中繁尚之

開会・開議

午前10時開会・開議

議長（安田博敏君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、平成23年第4回大泉町議会定例会は成立しました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、かねてご通知いたしましたとおりでございます。これより日程に従って順次議事を進めてまいります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安田博敏君） 日程第1、会議録署名議員の指名でございます。

会議規則第119条の規定によりまして、議席15番引間サチ子議員、議席16番川島洋議員、以上の両議員を本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（安田博敏君） 日程第2、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月20日までの16日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月20日までの16日間と決定いたしました。

日程第3 報告第5号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

議長（安田博敏君） 日程第3、報告第5号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）を行います。

事務局長をして、報告第5号を朗読していただきます。

飯田事務局長。

〔事務局長朗読〕

議長（安田博敏君） 提出者からの説明を求めます。

斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君登壇〕

町長（斉藤直身君） おはようございます。早速始めさせていただきます。

報告第5号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）、提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分いたしましたものを同条第2項の規定によりご報告するものでございます。

内容といたしましては、平成23年2月18日に大泉町立北小学校で発生いたしましたモルタル落

下事故に関し、総額11万7,952円を支払うことで相手方と和解の合意が得られましたので、ご報告する次第でございます。

詳細につきましては、都丸教育部長より説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

議長（安田博敏君） 都丸教育部長。

〔教育部長 都丸 隆君登壇〕

教育部長（都丸 隆君） 命によりまして、報告第5号につきまして詳細説明を申し上げます。まず、事故の概要につきましてご説明申し上げます。

この事故は、本年2月18日午前9時50分ごろ、大泉町立北小学校北棟校舎屋上のモルタルが強風により破損・落下し、職員駐車場にとめてあった3台の車両を破損いたしました。そのうち2台につきましては既に和解が成立し、6月定例議会で報告をさせていただきました。今回は、その3台のうち、最後の1台でございます。和解がおくれた理由は、東日本大震災のため車両部品の調達がおくれ、修理に時間がかかったためでございます。

次に、和解及び損害賠償の相手方につきましては、大泉町朝日に在住されております50代の女性でございます。

次に、相手方に支払います損害賠償につきましては、車両の修理費用で総額11万7,952円となるものでございます。

屋上モルタルにつきましては、同じような事故が発生しないよう既にその対策は講じてあるところでございますが、今後も学校施設の維持管理につきましては、万全を期してまいりたいと存じます。

なお、このたびの損害賠償金の支払いにつきましては、町で加入しております全国町村会総合賠償補償保険を利用することにより、保険会社からその全額が支払われることを申し添えまして、詳細説明とさせていただきます。

議長（安田博敏君） 以上で報告第5号を終わります。

日程第4 報告第6号 平成22年度大泉町健全化判断比率及び資金不足比率について

議長（安田博敏君） 日程第4、報告第6号 平成22年度大泉町健全化判断比率及び資金不足比率についてを行います。

事務局長をして、報告第6号を朗読していただきます。

飯田事務局長。

〔事務局長朗読〕

議長（安田博敏君） 提出者より報告を求めます。

斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君登壇〕

町長（斉藤直身君） 報告第6号 平成22年度大泉町健全化判断比率及び資金不足比率について申し上げます。

本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて、議会に報告するものでございます。

健全化判断比率につきましては、4つの指標から構成されておりますので、順にご報告申し上げます。

まず、実質赤字比率でございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による本町の標準財政規模に対する実質赤字額の割合を表す指標で、本町における対象会計が一般会計及び公園墓地事業特別会計となっており、これらの会計は実質収支が黒字であるため、実質赤字比率は算定されておられません。

早期健全化基準については、各比率について、各都道府県及び市町村の標準財政規模に応じて定められるもので、この比率を超えた場合においては、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに当該年度を初年度とする財政の早期健全化のための計画を定めなければならないとされております。本町の実質赤字比率における早期健全化基準は13.94%でございます。

次に、連結実質赤字比率でございますが、本町における全会計が対象となり、標準財政規模に対する実質赤字額の割合を表す指標でございます。本年は全会計が黒字となっていることから、連結実質赤字比率についても算定されないこととなりました。連結実質赤字比率における早期健全化基準は、18.94%でございます。

次に、実質公債費比率でございますが、一般会計等が負担する借入金の返済額やこれに準ずる額の標準財政規模に対する比率の3カ年平均値で算出された比率は、3.8%でございます。

本町の実質公債費比率における早期健全化基準は、25.0%でございます。

次に、将来負担比率でございますが、一般会計等に加え、公営事業会計、一部事務組合及び西邑楽土地開発公社などを含めた全体が負担する借入金の返済額や将来支払っていく可能性のある実質的な負担額の標準財政規模に対する比率で、本年度は19.6%ございました。

将来負担比率における早期健全化基準は350.0%でございます。

続きまして、資金不足比率でございますが、本町における資金不足比率判定対象会計は、公営企業会計である下水道事業特別会計及び水道事業会計で、両会計とも資金不足は発生しておらず、算定されないこととなりました。

資金不足比率における経営健全化基準については、早期健全化比率同様、資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には、当該公営企業について、当該資金不足比率を公表した年度の末日までに当該年度を初年度とする公営企業の経営の健全化のための計画を定めなければならないとされているところでございます。本町における経営健全化基準は20.0%でございます。

この健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、その算定の基礎となる数値を記載した書類とあわせて監査委員に審査していただき、別紙のとおりいずれも適正に作成されているとの意見を付していただいております。

以上、平成22年度大泉町健全化判断比率及び資金不足比率の報告とさせていただきます。

議長（安田博敏君） ここで河内監査委員より平成22年度財政健全化審査及び経営健全化審査意見についてご報告をお願いいたします。

河内監査委員。

〔監査委員 河内初光君登壇〕

監査委員（河内初光君） 皆さんおはようございます。

監査委員の河内でございます。いつも大変お世話になりまして、まことにありがとうございます。

では、早速でございますが、平成22年度大泉町健全化判断比率及び資金不足比率の審査の結果につきましてご報告申し上げます。

審査の期日は、8月19日でございます。平田昌利監査委員とともに8月10日に事前説明会を行い、担当課より書類の提出と説明を受けました。

審査の対象は、健全化判断比率については、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率でありまして、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうか、また資金不足比率については、下水道事業特別会計及び水道事業会計でありまして、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼に審査しました。

提出された書類は、数値に誤りがなく、適正に作成されていることを認めました。

一般会計等の実質赤字比率、企業会計等を含めた連結実質赤字比率はいずれも赤字額はなく、実質公債費比率は0.6ポイント、将来負担比率では1.3ポイント前年度より改善されておりまして、基準を大幅に下回っており、良好な状態であると認めました。

下水道事業特別会計及び水道事業会計での資金不足比率審査では、両会計とも資金不足は発生しておりませんでした。

以上、審査結果の報告といたします。

なお、詳細につきましては、お手元に配付の意見書のとおりでございますので、後ほどごらんいただければと思います。

以上でございます。どうもありがとうございました。

議長（安田博敏君） 以上で報告第6号を終わります。

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（安田博敏君） 日程第5、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

事務局長をして諮問第1号を朗読していただきます。

飯田事務局長。

〔事務局長朗読〕

議長（安田博敏君） 提案者からの説明を求めます。

斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君登壇〕

町長（斉藤直身君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております金田さつ子氏の任期が平成23年12月31日をもって満了となりますので、引き続き同氏を人権擁護委員として法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により提案申し上げる次第でございます。

金田さつ子氏は、昭和63年4月から統計調査員として現在も国や県などの統計事務にご尽力され、また町の青少年問題協議会委員として青少年の健全育成にも携わっておられます。人格識見が高く、広く社会の実情にも精通し、平成18年1月から人権擁護委員として2期6年間の実績を持ち、社会的信望も厚く、人権擁護委員として適任であると考え、推薦に当たり議会のご意見を

求める次第でございます。よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（安田博敏君） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） 討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） 討論を終結いたします。

採決を行います。

諮問第1号を提案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（安田博敏君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（大泉町町税条例の一部を改正する条例）

日程第7 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（大泉町都市計画税条例の一部を改正する条例）

議長（安田博敏君） ここで承認案件の一括上程についてお諮りいたします。

日程第6、承認第4号及び日程第7、承認第5号は、いずれも地方税法の改正に伴う専決処分の承認案件です。

この際、以上の2件を一括上程いたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第6、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（大泉町町税条例の一部を改正する条例）、日程第7、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（大泉町都市計画税条例の一部を改正する条例）を一括議題といたします。

事務局長をして承認案件を順次朗読していただきます。

飯田事務局長。

〔事務局長朗読〕

議長（安田博敏君） これより2件の承認案件について提案者からの説明を求めます。

斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君登壇〕

町長（斉藤直身君） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（大泉町町税条例の一部を改正する条例）、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（大泉町都市計画税条例の一部を改正する条例）、ただいま一括上程となりました2承認につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

去る6月30日、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が公布・施行されましたことに伴い、大泉町町税条例並びに大泉町都市計画税条例について条文の改正をしておく必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなく、やむを得ず専決処分により条例改正を行った次第でございます。

最初に、承認第4号 大泉町町税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

お手元に配付してございます参考資料、大泉町町税条例の一部改正後・改正前対照表によりご説明申し上げますので、ごらんいただきたいと存じます。

今回の大泉町町税条例の一部改正につきましては、地方税法第349条の3第7項が追加されたことによる改正に伴う項ずれの規定の整備でございます。施行期日につきましては、平成23年6月30日でございます。

続きまして、承認第5号 大泉町都市計画税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

参考資料、大泉町都市計画税条例の一部改正後・改正前対照表をごらんいただきたいと存じます。

大泉町都市計画税条例の一部改正につきましては、地方税法第349条の3第7項の追加、同条中第27項を削り、第28項を第27項とし、第29項を第28項とし、第30項から第33項までを削り、第34項を第29項とする改正に伴う項ずれや附則の改正に伴う規定の整備でございます。

附則につきましては、第1項で施行期日を平成23年6月30日と定め、第2項、第3項につきましては、経過措置を定めるものでございます。

以上が今回の地方税制改正により専決処分とさせていただいた内容でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（安田博敏君） これより質疑を一括にて行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） 討論を終結いたします。

採決を行います。

採決は案件ごとに行います。

最初に、承認第4号を提案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（安田博敏君） 挙手全員です。

よって、本案は提案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、承認第5号を提案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（安田博敏君） 挙手全員です。

よって、本案は提案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で一括上程された2件の審議を終わります。

日程第8 議案第30号 大泉町町税条例等の一部を改正する条例について

議長（安田博敏君） 日程第8、議案第30号 大泉町町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局長をして議案を朗読していただきます。

飯田事務局長。

〔事務局長朗読〕

議長（安田博敏君） 提案者からの説明を求めます。
斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君登壇〕

町長（斉藤直身君） 議案第30号 大泉町町税条例等の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、平成23年6月30日に現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、大泉町町税条例等の一部を改正いたしたく提案する次第でございます。

また、あわせて身体障害者等に対する軽自動車税減免制度の改正をいたしたく提案する次第でございます。

詳細につきましては、築比地財務部長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（安田博敏君） 築比地財務部長。

〔財務部長 築比地正昭君登壇〕

財務部長（築比地正昭君） 命によりまして、議案第30号につきまして詳細説明を申し上げます。

お手元に配付してございます大泉町町税条例等の一部改正案・現行対照表によりご説明申し上げますので、参考資料の大泉町町税条例等の一部改正要旨についてとあわせてごらんいただきたいと存じます。

改正点といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成23年6月30日公布されたことによる改正及び身体障害者等に対する軽自動車税にかかわる減免制度の見直しが主な改正でございます。

第26条につきましては、町民税の納税管理人にかかわる不申告に関する過料でございますが、過料の上限金額を3万円以下から10万円以下に引き上げる改正でございます。

第36条の3第2項につきましては、文言の整備でございます。

第36条の4につきましては、文言の整備並びに町民税にかかわる不申告に関する過料でございますが、過料の上限金額を3万円以下から10万円以下に引き上げる改正でございます。

第53条の10につきましては、退職所得申告書の不提出に関する過料、第65条につきましては、固定資産税の納税管理人にかかわる不申告に関する過料、第75条につきましては、固定資産にかかわる不申告に関する過料、第88条につきましては、軽自動車税にかかわる不申告等に関する過料でございますが、いずれも過料の上限金額を3万円以下から10万円以下に引き上げる改正でございます。

続きまして、第90条第1項は、身体障害者等に対する軽自動車税の減免対象を拡大し、身体障害者等や身体障害者等と生計を一にする方が所有または運転する軽自動車等について、軽自動車税の減免対象とする改正でございます。

なお、今回の改正につきましては、県下全市町村が同一步調で同様の改正をするものでございます。

第2項につきましては、文言の整備でございます。

続きまして、第98条第1項並びに第98条第3項でございますが、この後ご説明申し上げますが、第98条の2を定めることによる文言の整備でございます。

続きまして、第98条の2につきましては、規定の新設によります改正でございますが、たばこ税にかかわる不申告に関する過料を設けております。第1項では過料の金額を10万円以下とし、第2項では過料の額は情状により町長が定めることとし、第3項では納期限について定めてございます。

続きまして、第99条第1項並びに第2項でございますが、第98条の2を定めることによる文言の整備でございます。

続きまして、第105条につきましては、特別土地保有税の納税管理人にかかわる不申告に関する過料でございますが、過料の上限金額を3万円以下から10万円以下に引き上げる改正でございます。

続きまして、第111条の2でございますが、規定の新設によります改正でございますが、特別土地保有税にかかわる不申告に関する過料を設けております。第1項では過料の金額を10万円以下とし、第2項では過料の額は情状により町長が定めることとし、第3項では納期限について定めてございます。

以上の改正でございますが、施行日につきましては、不申告に関する過料の上限引き上げ及び規定の新設について、公布の日から起算して二月を経過した日でございます。

身体障害者等に対する軽自動車税の減免制度の改正につきましては、平成24年4月1日でございます。

続きまして、附則の改正でございますが、第5条第1項は、免税対象飼育牛の売却頭数要件の引き下げ及び課税特例期間の延長でございますが、地方税法の規定を引用する形に改め、課税特例期間を平成24年度から平成27年度まで3カ年延長する改正、第2項につきましては、規定の整備でございます。

なお、施行日につきましては、平成25年1月1日でございます。

続きまして、附則第7条の2第4項につきましては、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律により、サービス付高齢者向け住宅制度が創設されたことから、制度に基づいて新築された貸し家住宅について、固定資産税を減額対象とする規定の整備でございます。

施行日につきましては、平成23年10月20日でございます。

附則第7条の2第7項並びに第8項につきましては、文言の整備によります項ずれでございます。

続きまして、附則の改正でございますが、附則の第2条第6項、第13項並びに第18項につきましては、上場株式等の配当所得及び譲渡所得に対する軽減税率適用期間の改正でございますが、平成23年12月31日から平成25年12月31日まで2年間延長する改正でございます。

施行日につきましては、公布の日からでございます。

続きまして、附則の第1条でございますが、附則第16条の3の改正規定及び次条の第4項の規定につきましては、非課税口座内上場株式等の譲渡にかかわる町民税所得計算の特例期間について定めてございますが、施行期日を平成25年1月1日から平成27年1月1日に改正し、第2条第4項で適用年度を平成25年度から平成27年度以降に2年間延長する改正でございます。

施行日につきましては、公布の日からでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。

議長（安田博敏君） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） 討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第30号を提案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（安田博敏君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第31号 大泉町スポーツ振興審議会設置条例及び大泉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（安田博敏君） 日程第9、議案第31号 大泉町スポーツ振興審議会設置条例及び大泉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局長をして議案を朗読していただきます。

飯田事務局長。

〔事務局長朗読〕

議長（安田博敏君） 提案者からの説明を求めます。

斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君登壇〕

町長（斉藤直身君） 議案第31号 大泉町スポーツ振興審議会設置条例及び大泉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、スポーツ振興法が全部改正され、スポーツ基本法として平成23年6月24日に公布され、同年8月24日に施行されたことに伴い、関係条例の一部を改正いたしたく提案する次第でございます。

詳細につきましては、都丸教育部長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（安田博敏君） 都丸教育部長。

〔教育部長 都丸 隆君登壇〕

教育部長（都丸 隆君） 命によりまして詳細説明を申し上げます。

お手元に配付してございます参考資料、大泉町スポーツ振興審議会設置条例及び大泉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正案現行対照表と議案書をあわせてごらんいただきたいと思います。

第1条のスポーツ振興審議会設置条例の一部改正につきましては、条例名を「大泉町スポーツ振興審議会設置条例」を「大泉町スポーツ推進審議会設置条例」と改めるものでございます。

第1条につきましては、「スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）」を「スポーツ基本法（平成23年法律第78号）」に、「第18条第2項」を「第31条」に、「大泉町スポーツ振興審議会」を「大泉町スポーツ推進審議会」に改めるものでございます。

第2条につきましては、審議会の所掌事務を定めるもので、「審議会は、法第31条の規定に基づき、スポーツの推進に関する重要事項を調査審議する」とするものでございます。

第4条につきましては、「審議会の委員は、教育委員会が委嘱する」とするものでございます。

第2条の大泉町特別職の職員で非常勤のものへの報酬及び費用弁償に関する条例の改正につきましては、別表（第2条、第3条、第4条関係）中、「スポーツ振興審議会委員」を「スポーツ推進審議会委員」に、「体育指導員」を「スポーツ推進委員」に改めるものでございます。

附則につきましては、第1項で、この条例は公布の日から施行するものと定め、第2項につきましては、委員の名称・任期等について経過措置を定めるものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

議長（安田博敏君） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） 討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第31号を提案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（安田博敏君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第32号 平成23年度大泉町一般会計補正予算（第4号）について

議長（安田博敏君） 日程第10、議案第32号 平成23年度大泉町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

事務局長をして議案を朗読していただきます。

飯田事務局長。

〔事務局長朗読〕

議長（安田博敏君） 提案者からの説明を求めます。

斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君登壇〕

町長（斉藤直身君） 議案第32号 平成23年度大泉町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,450万円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128億7,300万円といたしたい次第でございます。

主な内容について申し上げます。

歳入につきましては、国庫支出金、県支出金、繰越金及び諸収入を追加し、繰入金及び町債を更正減するものでございます。

歳出につきましては、前年度剰余金の確定による基金積立金を初め、補助金等の確定等に伴う人権政策推進補助事業、防犯対策事業、児童虐待防止対策事業、公害対策事業及び代位弁済に伴う金融対策事業等を追加し、多大な震災の関連経費が発生したことにより本年度の予算の見直しを行ったことに伴い、庁舎管理事業を初めとする事業費の更正減をするものでございます。

詳細につきましては、築比地財務部長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（安田博敏君） 築比地財務部長。

〔財務部長 築比地正昭君登壇〕

財務部長（築比地正昭君） 命によりまして詳細説明を申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正、あわせて参考資料をごらんいただきたいと存じます。

まず、1の歳入でございますが、第14款国庫支出金、第2項国庫補助金につきましては、交付金の名称変更に伴う予算の組み替えをするものでございます。

第15款県支出金、第2項県補助金につきましては、交付決定等に伴い、地域子育て支援特別対策事業費補助金、緊急雇用創出基金事業補助金等の追加でございます。

第3項県委託金につきましては、事業認定に伴い、人権啓発活動委託金を追加するものでございます。

第18款繰入金、第1項特別会計繰入金につきましては、国民健康保険事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計の前年度剰余金精算に伴う追加でございます。

第2項基金繰入金につきましては、今回の補正により剰余金の発生に伴う更正減でございます。

第19款繰越金につきましては、前年度剰余金の確定に伴う追加でございます。

第20款諸収入、第5項雑入につきましては、老人保健事業特別会計廃止により、老人保健診療報酬返納金を一般会計での受け入れ等に伴う追加でございます。

第21款町債につきましては、起債の名称変更に伴う項目変更及び臨時財政対策債発行可能額の確定等に伴い更正減及び追加するものでございます。

次に、2の歳出でございますが、第1款議会費、第1項議会費につきましては、特別委員会発足に伴う旅費の追加でございます。

第2款総務費、第1項総務管理費につきましては、財産管理費として、庁舎管理事業、町有財産管理事業を更正減し、地方財政法に基づき基金積立金の追加、国際協働費として、人権啓発活動委託金の事業認定に伴う講師派遣委託料等を追加、防犯対策事業として、県補助金の交付決定に伴い1小学校区の通学路に防犯カメラの設置等をする地域子ども安全対策事業を追加するものでございます。

第3款民生費、第1項社会福祉費につきましては、社会福祉総務費として、自動車購入費等の更正減及び産休代替臨時職員経費の追加、障害福祉費として、地域活動支援センター施設改修工事費の更正減、老人福祉費として、老人保健事業特別会計廃止に伴う各返還金の追加でございます。

第2項児童福祉費につきましては、児童福祉総務費として、県補助金の交付決定に伴う児童虐待防止対策事業の追加、児童館費として、北児童館内装等補修工事の更正減でございます。

第4款衛生費、第1項保健衛生費につきましては、環境衛生費として、緊急雇用に基づく臨時職員の雇用に伴う不法投棄・ポイ捨て防止指導事業の追加、公害対策費として、設置者の増加に伴う住宅用太陽光発電システム設置整備事業費補助金等の公害対策事業の追加でございます。

第5款農林水産業費、第1項農業費につきましては、起債の項目変更に伴う財源振替でございます。

第6款商工費、第1項商工費につきましては、金融対策事業として、代位弁済の発生に伴う損失補てん金の追加でございます。

第2項労働諸費につきましては、震災及び余震によるいずみの杜の修繕料の追加でございます。

第7款土木費、第1項土木管理費につきましては、交付金の名称変更に伴う委託業務名の変更及び事業割増加に伴う県河川協会負担金の追加でございます。

第2項道路橋りょう費につきましては、道路新設改良費として、道路新設改良事業の更正減、橋りょう維持費として、起債の項目変更に伴う財源振替でございます。

第3項都市計画費につきましては、都市計画総務費として、古海第二地区のまちづくりワークショップ及び地区計画素案作成業務委託料の追加、土地区画整理費として、古海第二地区賦課金滞納に伴う公売経費の追加、公園管理費として、都市公園管理費、運動施設管理費の更正減等でございます。

第4項住宅費につきましては、被災者受け入れのための補修工事等に伴う追加及び町営住宅空家解体等事業を更正減するものでございます。

第8款消防費、第1項消防費につきましては、防火水槽新設工事の更正減でございます。

第9款教育費、第1項教育総務費につきましては、中学生海外派遣事業の更正減でございます。

第2項小学校費につきましては、学校管理費として、震災及び余震による北小学校廊下修繕料の追加、教育振興費として、被災児童受け入れに伴う小学校被災児童生徒就学支援費の追加でございます。

第3項中学校費につきましては、学校管理費として、震災及び余震による西中学校の校舎外部周り修繕料の追加、教育振興費として、県補助金の交付決定及び被災児童受け入れに伴い中学校被災児童生徒就学支援費等を追加するものでございます。

第4項幼稚園費につきましては、県補助金の交付決定に伴う財源振替でございます。

第5項社会教育費につきましては、社会教育総務費として、IT講習事業の更正減、公民館費として、公民館管理運営費の更正減及び第5区公民館、吉田東公民館の施設整備費補助金の追加、図書館費として、文学散歩事業及び図書館資料整理事業の更正減でございます。

第6項保健体育費につきましては、軽スポーツ大会事業の更正減でございます。

次に、第2表地方債補正をごらんいただきたいと存じます。

追加につきましては、名称変更に伴い項目を追加するものでございます。変更につきましては、項目変更、事業費の変更及び発行可能額の確定により臨時財政対策債を更正減したことに伴い、限度額を変更するものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

議長（安田博敏君） これより審議に入ります。

本案の審議は歳入歳出一括にて行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、本案の審議は歳入歳出一括にて行います。

直ちに質疑を行います。

渡邊議員。

〔8番 渡邊 明君発言〕

8番（渡邊 明君） 一般会計補正予算（第4号）の付属書類4ページ並びに10ページ、それから24ページにわたって2点。最初に質問しますのは、大塚企画部長に質問いたします。

4ページの歳入の県委託金、1総務費委託金の中で、人権啓発活動委託金が69万8,000円計上されております。この使い道、用途等、歳出を見ますと、10ページに記載されているように、2款総務費、9国際協働費の中で、人権啓発活動委託事業で54万8,000円、あと15万円足りないわけですが、この15万円をよく分析してみますと、その下の男女共同参画事業の講師派遣委託料に15万円が使われて、合わせると県の委託事業の委託金の69万8,000円になるが、私と、10年間予算、決算のいろんな説明を受けて、人権啓発委託金、同使い道について、きちっとした項目を明確にすべきだと。というのは、1の4ページの総務費の委託金の中で、人権啓発活動委託金並びに男女共同参画の講師派遣委託料ということを説明の中で記載しないと、すべて69万8,000円が人権擁護の啓発活動に行っているのかなと、こんな錯覚を起こすわけですが、私の理解が間違っているのか、その点について、いや、あと15万円は別に使っているんだよと、人権啓発に使っているんだよと、男女共同参画に使っていませんよというのであれば、別に問題というか、数字的には問題ないんですが、この点についてのとらえ方といいますか、見方について、まず大塚部長に質問します。

次に、2点目については、24ページ、荻野部長に質問させていただきます。

住宅管理費の中で、住宅維持管理経費の中で、先ほど築比地部長からの説明で、被災者受け入れ等の修繕追加ということですが、長沼住宅に被災地からの受け入れがされて、入居した時点ではエアコンが入っていないくて、大変暑い中、苦労して、入居者からも強い要望がされているということをお聞きしております。この点についての対応について、どうなっているのかお尋ねいたします。

以上2点。

議長（安田博敏君） 大塚企画部長。

〔企画部長 大塚勝美君発言〕

企画部長（大塚勝美君） 渡邊議員さんのご質問にお答えいたします。

歳入、15款県支出金、3項県委託金、1目総務費委託金につきましては、先ほどご質問のあったとおり、県からの再委託事業といたしまして、人権啓発活動委託金として受け入れたものでございます。その内訳につきましては、先ほどご説明のあったとおり、第2款総務費、第1項総務管理費、9目国際協働費といたしまして、人権啓発活動の委託事業として、消耗品といたしまして14万8,000円、それと講師派遣委託料といたしまして、教育委員会とともに開催いたします町ぐるみ人権啓発推進大会の講演会講師の派遣委託料の一部を負担するものでございます。

また、男女共同参画推進事業として15万5,000円を計上いたしてございます。

以上でございます。

議長（安田博敏君） 荻野都市建設部長。

〔都市建設部長 荻野久一君発言〕

都市建設部長（荻野久一君） お答えいたします。

東日本大震災の関係で被災者の受け入れを行っておるわけでございますが、その中でエアコンの設置についてということでございます。

補正予算の中の町営住宅維持管理経費補修工事の中には、エアコンのほうの設置はございません。また、この設置につきましては、社会福祉部のほうと連携をとりまして進めているところでございまして、詳しい数字のほうは今ございませんけれども、設置しております。

以上でございます。

議長（安田博敏君） 渡邊議員。

〔8番 渡邊 明君発言〕

8番（渡邊 明君） 1回目の答弁をいただきましたが、大塚部長の答弁では、ちょっと私は、町ぐるみの何とかということを使っているということですが、ここに項目が書いていないんですけども、どのように理解していいのか、ちょっとわからないんですよ。いずれにしても、この内訳を見ると、支出の面では、9国際協働費の中で、人権政策推進補助事業全体で54万8,000円であるわけですから、本来なら県の委託金は、人権啓発活動として委託料が出ているわけですから、当然ながら、ここで69万8,000円を計上し、その内訳が書かれるべきだというふうに思うんですが、ここだけのトータルでは15万円不足になっている。15万円の行き先がどこだということを知っているんですよ。男女共同参画は事業が違うわけですから、当然、講師の15万円は違うところから入金しているというふうに私は理解しているわけなので、県からの委託金の15万円分は何に使われ、どこで計上されているのかお聞きしたいと。

それから、2点目についてのエアコン設置要望に早速こたえていただいて、設置してで、ありがとうございます。後ほど細かい点については、またお話を聞かせていただきます。一応、2回目は、答弁は結構です。

議長（安田博敏君） 大塚企画部長。

〔企画部長 大塚勝美君発言〕

企画部長（大塚勝美君） 男女共同参画講演会の講師派遣委託料15万円につきまして、今回の人権啓発事業として適当かどうかというようなご質問だというふうに思います。

これにつきましては、平成23年度の人権啓発活動地方委託事業計画に基づきまして、県の再委託事業として認定された事業ということで、今回、男女共同参画推進講演会のほうに予算計上してあるものでございます。

以上でございます。

議長（安田博敏君） 渡邊議員。

〔8番 渡邊 明君発言〕

8番（渡邊 明君） 3回目になってしまうわけでございますが、議長の取り計らいもお願いしたいと思いますが、ただいま大塚企画部長が答弁した内容であれば、1の総務費委託金のところで、当然、男女共同参画事業との内訳を明記すべきではなかったかと、歳入のところですね。歳出のところ、全く事業が違うところで15万円使われているというのは、ちょっと理解できな

いので、この点について、3回目だから次はできないということでは困るので、その取り扱いについて、議長、まず処置をとっていただきたいということと、この点、改めて4ページの総務費委託金のところであるならば、男女共同参画推進事業ということで、もう1行、説明の中で明記する考えがあるのかどうか、またそうであれば、4ページについては、もう一度提出し直しする必要があるというふうに思うんですが、この点の取り扱いについて、議長の取り計らいをまずお願いします。

議長（安田博敏君） 渡邊議員の発言中でございますが、ここで議事運営上、午前11時15分まで休憩いたします。

午前11時3分休憩

午前11時15分再開

議長（安田博敏君） 休憩を解いて再開いたします。
大塚企画部長。

〔企画部長 大塚勝美君発言〕

企画部長（大塚勝美君） それでは、改めまして答弁をさせていただきたいというふうに存じます。

4ページの人権啓発活動委託金69万8,000円、これに対応する部分につきましては、9ページの県支出金69万8,000円ということで、ここで記載してございます需用費委託料が今回の人権啓発活動委託金の内訳になっておるところでございます。

名称等につきましては、歳入については群馬県人権啓発活動再委託事業要綱等に基づく名称ということでございます。

次に、歳出につきましては、先ほど説明申し上げましたが、今回の人権啓発活動の実施計画等に基づきまして、人権政策推進活動の委託、それと男女共同参画の推進委託というようなことでの事業認定を受け、その名称を使っているところでございます。

以上でございます。

議長（安田博敏君） 暫時休憩いたします。

午前11時16分休憩

午前11時17分再開

議長（安田博敏君） 休憩を解いて再開いたします。
大塚部長には、詳しく説明いただきます。
大塚企画部長。

〔企画部長 大塚勝美君発言〕

企画部長（大塚勝美君） 改めて歳入の人権啓発活動委託金、これについてももう少し詳しく名称等についてということだと思っておりますが、この名称等については、県の再委託事業の名称を使うということでございまして、そのままを使っているところでございます。

続いて、歳出につきましては、先ほど申し上げました人権啓発関係あるいは男女の部分につきましては、県の実施計画等、認定をいただいた部分の名称を使っているということでございます。

議長（安田博敏君） 大塚部長に申し上げます。

わかりやすい名称を使えないかということに対する質問だと思うんですけども、それについて説明をお願いいたします。

大塚企画部長。

〔企画部長 大塚勝美君発言〕

企画部長（大塚勝美君） 歳入について、もう少し加えて、今回の歳出に対応する男女の部分も補足できないかというようなご指摘かと思いますが、この部分につきましては、個々個別の事業につきましては、人権講演会とか、男女も含めてですが、想定される事業等については、これ以外の部分等々もございませう。県等の今までの従前の流れ等々を勘案いたしまして、名称につきましては、この名称を使っていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（安田博敏君） ほかにございませうか。

〔「なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） 以上で質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） 討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第32号を提案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（安田博敏君） 挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第33号 平成23年度大泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

議長（安田博敏君） 日程第11、議案第33号 平成23年度大泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

事務局長をして議案を朗読していただきます。

飯田事務局長。

〔事務局長朗読〕

議長（安田博敏君） 提案者からの説明を求めます。

斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君登壇〕

町長（斉藤直身君） 議案第33号 平成23年度大泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算(第1号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,577万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億1,077万4,000円といたしたい次第でございます。

主な内容について申し上げますと、歳入につきましては、額の確定により前期高齢者交付金、一般被保険者前年度繰越金等を追加し、療養給付費等負担金を更正減するものでございます。

歳出につきましては、前期高齢者納付金、介護納付金、保健指導事業委託料、国民健康保険基金積立金、退職者医療交付金精算返納金、一般会計繰出金等を追加するものでございます。

詳細につきましては、持田健康推進部長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（安田博敏君） 持田健康推進部長。

〔健康推進部長 持田健司君登壇〕

健康推進部長（持田健司君） 命によりまして詳細説明を申し上げます。

議案書とあわせ、参考資料をごらんいただきたいと存じます。

まず、歳入でございますが、第2款国庫支出金、第1項国庫負担金につきましては、療養給付費、後期高齢者支援金、介護納付金の確定に伴う更正減でございます。

第2項国庫補助金につきましては、特定健診・特定保健指導の未受診者対策事業に対する特別調整交付金の追加でございます。

第4款前期高齢者交付金、第1項前期高齢者交付金につきましては、交付金額の確定による追加でございます。

第9款繰越金、第1項繰越金につきましては、前年度繰越金を一般被保険者分として追加するものでございます。

次に、歳出でございますが、第2款保険給付費、第1項療養諸費及び第2項高額療養費並びに第3款後期高齢者支援金、第1項後期高齢者支援金は、財源の振替でございます。

第4款前期高齢者納付金、第1項前期高齢者納付金につきましては、額の確定による納付金の追加でございます。

第6款介護納付金、第1項介護納付金につきましても、額の確定による追加でございます。

第8款保健事業費、第1項特定健康診査等事業費につきましては、国保総合システム導入に伴う特定健診マスターデータの変換委託料でございます。

第2項保健事業費につきましては、特定健診・特定保健指導の未受診者対策のための委託料の追加でございます。

第9款基金積立金、第1項基金積立金につきましては、医療費の増加等による不測の事態に備えまして、繰越金から所要額を追加するものでございます。

第11款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金につきましては、国保税の還付金の追加及び前年度分の退職者医療交付金の精算返納金の追加でございます。

第2項繰出金につきましては、平成22年度分の法定外繰入金を一般会計に繰り戻すための追加でございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

議長（安田博敏君） これより審議に入ります。

本案の審議は歳入歳出一括にて行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、本案の審議は歳入歳出一括にて行います。

直ちに質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） 質疑を終わります。
討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） 討論を終結いたします。
採決を行います。

議案第33号を提案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（安田博敏君） 挙手全員です。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第34号 平成23年度大泉町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について

議長（安田博敏君） 日程第12、議案第34号 平成23年度大泉町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

事務局長をして議案を朗読していただきます。

飯田事務局長。

〔事務局長朗読〕

議長（安田博敏君） 提案者からの説明を求めます。
斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君登壇〕

町長（斉藤直身君） 議案第34号 平成23年度大泉町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ444万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,354万3,000円といたしたい次第でございます。

まず、歳入でございますが、前年度繰越金の追加でございます。

次に、歳出でございますが、諸支出金のうち償還金及び還付加算金につきましては、保険料の還付金の追加でございます。次の繰出金につきましては、一般会計への繰出金の追加でございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（安田博敏君） これより審議に入ります。

本案の審議は歳入歳出一括にて行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、本案の審議は歳入歳出一括にて行います。

直ちに質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） 質疑を終わります。
討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） 討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第34号を提案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（安田博敏君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第35号 平成23年度大泉町介護保険事業特別会計補正予算 (第1号)について

議長（安田博敏君） 日程第13、議案第35号 平成23年度大泉町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

事務局長をして議案を朗読していただきます。

飯田事務局長。

〔事務局長朗読〕

議長（安田博敏君） 提案者からの説明を求めます。

斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君登壇〕

町長（斉藤直身君） 議案第35号 平成23年度大泉町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算(第1号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ311万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億1,731万5,000円といたしたい次第でございます。

まず、歳入でございますが、繰越金につきましては、前年度繰越金の追加でございます。

次に、歳出でございますが、基金積立金につきましては、本補正の歳入総額から歳出に必要な金額を差し引いた額を基金積立金として追加するものでございます。

次の諸支出金のうち、償還金及び還付加算金につきましては、保険料の過年度分の追加及び支払基金への平成22年度分の精算による返納金の追加でございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（安田博敏君） これより審議に入ります。

本案の審議は歳入歳出一括にて行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、本案の審議は歳入歳出一括にて行います。

直ちに質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） 討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第35号を提案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（安田博敏君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第36号 平成23年度大泉町水道事業会計補正予算（第1号） について

議長（安田博敏君） 日程第14、議案第36号 平成23年度大泉町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

事務局長をして議案を朗読していただきます。

飯田事務局長。

〔事務局長朗読〕

議長（安田博敏君） 提案者からの説明を求めます。

斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君登壇〕

町長（斉藤直身君） 議案第36号 平成23年度大泉町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算（第1号）につきましては、予算第4条に定めた資本的収入及び支出のうち支出について、本文括弧書きの中の資本的収入額が資本的支出に対し不足する額の改定と財源になります。損益勘定留保資金を追加するものでございます。

また、予算第4条に定めた資本的支出の予定額に705万6,000円を追加し、4億6,095万6,000円にいたしたく提案する次第でございます。

詳細につきましては、川島生活環境部長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（安田博敏君） 川島生活環境部長。

〔生活環境部長 川島正一君登壇〕

生活環境部長（川島正一君） 命によりまして詳細説明を申し上げます。

付属書類1ページの実施計画をごらんいただきたいと思います。

資本的収入及び支出のうち支出でございますが、第1款資本的支出、第1項建設改良費、4目原水及び浄水設備費につきましては、第一浄配水場、10号井のポンプの取りかえ工事で、ポンプを引き上げたところ、井戸の内側の筒状のケーシングが腐食しているため、新たに内側に口径の小さいケーシング取り付け工事費の追加でございます。

以下、2ページから6ページまでは、資金計画、予定貸借対照表、補正予算及び資金計画の明細でございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

議長（安田博敏君） これより審議に入ります。

本案の審議は収入支出一括にて行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） ご異議なしと認めます。
よって、本案の審議は収入支出一括にて行います。
直ちに質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） 質疑を終わります。
討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） 討論を終結いたします。
採決を行います。
議案第36号を提案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（安田博敏君） 挙手全員です。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第37号 平成22年度大泉町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第16 議案第38号 平成22年度大泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第17 議案第39号 平成22年度大泉町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第18 議案第40号 平成22年度大泉町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第19 議案第41号 平成22年度大泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第20 議案第42号 平成22年度大泉町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第21 議案第43号 平成22年度大泉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第22 議案第44号 平成22年度大泉町水道事業会計決算認定について

議長（安田博敏君） ここで議案の上程についてお諮りいたします。

日程第15、議案第37号から日程第22、議案第44号までの8議案は、いずれも平成22年度の決算認定についてであります。

この際、以上の8議案を一括上程いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） ご異議なしと認めます。
よって、ただいまから議案第37号から議案第44号までを一括議題といたします。
事務局長をして議案を順次朗読していただきます。
飯田事務局長。

〔事務局長朗読〕

議長（安田博敏君） ここで議事運営上、午後1時まで休憩いたします。

午前11時41分休憩

午後1時再開

議長（安田博敏君） 休憩を解いて再開いたします。

これより8議案について提案者からの説明を求めます。

斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君登壇〕

町長（斉藤直身君） 先ほど一括上程となりました議案第37号から議案第44号までの平成22年度大泉町一般会計歳入歳出決算を初めとする各特別会計決算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

我が国の経済は、アジアを中心とした新興国の台頭や円高ドル安、デフレによる景気後退の厳しい経済状況となっております。

その結果として、本町におきましても基幹産業を中心にその影響は大きく、経営悪化や労働者の雇用問題など、景気の低迷による税収の落ち込みなど、財政を取り巻く状況は一段と厳しさを増している状況でございます。

また、年度末の3月には未曾有の東日本大震災が起こり、本町といたしましては、迅速に災害対策本部を立ち上げ、住民の安全確保のための対応に当たりましたが、震災の経済的影響は、今後、日本全体、また本町にも顕著にあらわれてくるものと憂慮いたしているところでございます。

さて、平成22年度でございますが、安全・安心のまちづくりを初めとする各種事業の充実に努め、元気な大泉町をつくるため、住民同士が手を携え、住民と行政がお互い協力してまちづくりをしていく「手触り感のあるまちづくり」を進めることができたと考えております。今後も町民福祉のさらなる向上を目指すとともに、行政改革を積極的に推進し、引き続き健全財政を堅持するための一層の努力をしまいに存じます。

これから主要事業等を皆様にご報告し、審議の参考にさせていただきたいと存じます。

初めに、平成22年度一般会計及び特別会計の総額から申し上げます。

予算総額202億2,141万7,000円に対し、歳入総額は202億3,159万7,793円、歳出総額は197億962万6,626円、差し引き5億2,197万1,167円の黒字決算でございます。この額は、前年度に比べ、歳入において約5億7,800万円、率ではプラス2.9%、歳出において約3億5,700万円、率ではプラス1.8%それぞれ増額しております。

各議案について申し上げます。

初めに、議案第37号 平成22年度大泉町一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

予算総額122億528万1,000円に対し、歳入総額は123億5,013万6,709円、執行率101.2%、歳出総額は119億3,137万9,922円、執行率97.8%、差し引き4億1,875万6,787円の黒字決算となり、この額から翌年度へ繰り越すべき財源が245万9,000円あることから、4億1,629万7,000円が実質収支額となります。

主な内容について申し上げます。

まず、歳入についてでございますが、財源の中心となる町税全体につきましては、厳しい経済

情勢の影響を受け、前年度対比1.5%の減となっております。

個々の税について見ますと、町民税個人13.8%の減、固定資産税1.6%の減となりましたが、町民税法人71.3%の増、町たばこ税4.6%の増、軽自動車税3.8%の増、都市計画税0.9%の増となりました。

その他の歳入項目では、地方譲与税、自動車取得税交付金、地方特例交付金、分担金及び負担金、国庫支出金などが減収になっておりますが、地方交付税、県支出金、繰入金、諸収入などが増収となりました。歳入総額を前年度と比較いたしますと0.6%の減となり、自主財源は前年度比1.0%の増の71.5%と、平成22年度も県下においては高い水準を維持することができたのではないかと存じます。

次に、歳出でございますが、執行した主な事業を申し上げます。

防犯対策につきましては、緊急雇用創出基金事業を活用しての町内パトロールの実施、東小泉駅前安全センターでの相談業務を実施する一方、各地域でも自主防犯パトロール等が積極的に実施されるなど、行政と地域が一体となり犯罪防止に努めてまいりました。

消防防災につきましては、災害対応等の基本となる大泉町地域防災計画の修正や防災フェアを実施するとともに、自主防災組織への助成等を行い、防災意識の高揚を図ってまいりました。また、町内でも多くの被害を受けました東日本大震災の発生の際には、関係団体と迅速な対応を行いました。

生活環境でございますが、環境対策につきましては、水質・大気・騒音の定点測定を実施し、現況把握や環境保全に努めてまいりました。

河川浄化対策につきましては、廃食用油の回収や浄化槽の設置促進、単独浄化槽撤去費の補助も行ってまいりました。

廃棄物対策事業につきましては、資源ごみの回収奨励事業等により、ごみの減量化、分別を推進するとともに、平成22年度から副衛生環境保全推進委員の報酬見直しと研修視察を実施し、保健衛生指導の推進を図ってまいりました。

公害防止対策事業につきましては、新たに地球温暖化対策として緑のカーテンを公共施設などで取り組み、また太陽光発電システム設置整備事業費補助金についても補助単価の引き上げを行い、利用促進を図ってまいりました。

健康づくりと社会福祉でございますが、健康づくり対策につきましては、「元気タウン大泉健康21」の第4年次とし、メタボリックシンドロームの予防・改善を図るため、定期的に運動・食に対する事業を実施するとともに、精神保健事業として、自殺予防のための啓発事業及び家族教室・ボランティア育成研修会等を実施してまいりました。

予防対策につきましては、予防接種事業として新たに子宮頸がんワクチン・ヒブワクチン・小児肺炎球菌ワクチン予防接種を追加し、予防接種の接種勧奨に努め、がん検診事業としては、各がん検診の受診率向上に努めてまいりました。

医療対策事業につきましては、新たに小児救急を含む救命救急センターの整備及び地域周産期医療施設への対応等に対し支援をしてまいりました。

高齢者福祉につきましては、地域包括支援センターや関係団体等と連携し、総合的な支援に努めてまいりました。また、小規模特別養護老人ホームの整備を行いました。

社会福祉につきましては、保健福祉総合センターを拠点として、保健・福祉・医療が連携しな

から福祉サービスを提供してまいりました。また、社会福祉協議会を初めとする各種団体との協調や連携を深め、地域福祉の推進に努めてまいりました。

障害者福祉では、障害者自立支援法に基づき各種事業の充実に努めるとともに、新たな課題の解決に向け、第四次障害者基本計画を策定いたしました。

児童福祉につきましては、子育て支援として保育料の見直し、子ども手当の支給、また「大泉町次世代育成支援行動計画（後期計画）」の初年次として諸施策を実施し、次代の社会を担う子供たちの健やかな育成を支援しました。

教育振興でございますが、学校教育につきましては、新学習指導要領の移行期を踏まえ、町さくらプラン等の町費補助教員や緊急雇用対策による生徒指導支援員を配置するとともに、家庭・地域との連携のもと、意欲化推進計画の実践により、確かな学力の定着と心豊かでたくましい児童・生徒の育成に努めてまいりました。

教育施設面では、南中学校校舎改築工事、管内小・中学校のトイレ改修工事、大泉町公立学校施設耐震化計画の策定など、教育環境の充実に努めてまいりました。

生涯学習につきましては、公民館・図書館等の社会教育施設を拠点として、みずから学ぶ学習機会と学習情報の提供に努め、町民の知識や技能を社会に還元する循環型の生涯学習を推進し、青少年の健全育成につきましては、基本的生活習慣の確立を目指し、家庭や学校、地域とさらなる連携を図ってまいりました。

人権教育につきましては、町ぐるみ人権教育推進大会などを開催し、あらゆる人権問題に対する正しい理解と認識を深め、差別の解消に向けた教育及び啓発活動を推進してまいりました。

スポーツ・文化の振興につきましては、各種団体等と連携を図り、町民体育祭を初め、各種スポーツイベントを開催するとともに、芸術文化に接する機会の提供と発表の場を設定し、文化的環境の育成に努め、古墳の発掘を初めとして、文化財の保護・伝承とその活用に努めてまいりました。

産業振興でございますが、商工振興につきましては、商工会を初め、国・県等との緊密な連携を図りながら、制度融資や経営相談会、各種支援事業を通して、中小企業者の経営基盤の安定と振興に努めてまいりました。

雇用対策につきましては、平成22年度におきましても、引き続き県で実施している緊急雇用創出基金事業を活用し、雇用対策事業等に取り組んでまいりました。

また、消費者行政につきましては、消費生活センターを新たに開設し、問題解決に向けた相談業務を行ってまいりました。

農業振興につきましては、新たな制度であります戸別所得補償モデル事業、高温による米の品質低下に係る補助事業などを実施し、農業経営の安定を図ってまいりました。さらには、農業委員会、JA邑楽館林などの関係機関と連携を図りながら、担い手の育成・確保を図り、地域農業の振興に努めてまいりました。

都市基盤の整備でございますが、基盤整備関係につきましては、町民生活に密着した道路・側溝の整備を初め、坂田地内の歩道拡幅工事、古氷地内のゲリラ豪雨対策として排水ポンプの設置工事を実施いたしました。

河川改修整備につきましては、休泊川にかかる泉大橋が完成し、供用開始となりました。また、その上流にかかる泉橋、堰の橋のかけかえ工事も行われています。

都市整備関係では、東毛広域幹線道路の整備も進み、主要地方道足利千代田線から東別所仙石線までの区間が4車線で供用開始となりました。また、主要地方道足利千代田線から東の区間につきましては、改良工事や東武鉄道をまたぐ跨線橋の工事などが順調に進捗しております。

公園管理につきましては、木製遊具の更新や危険樹木の伐採を行うなど、施設の安全管理に努めてまいりました。

坂田古氷土地区画整理事業につきましては、区画道路の舗装等の工事を行い、工事については、ほぼ終了いたしました。また、換地計画の準備を進めるとともに、保留地の売却に努めてまいりました。

町営住宅につきましては、施設の適正な維持管理を行うとともに、悪質滞納者等に対して法的措置を含む滞納整理事務を進めるなど、収納対策の強化を図ってまいりました。

外国人住民との共生推進につきましては、外国語による情報の提供や文化の通訳養成講座を開催するとともに、多文化共生コミュニティセンターの活用を図りました。特に東日本大震災発生後は、外国人集住都市会議参加都市や関係機関と連携し、正しい情報を迅速に提供するように努めました。

協働のまちづくりの推進では、町民の皆さんが協働への理解をより深めるよう協働のまちづくり講演会を開催するとともに、基本的な考え方などを明確化し、協働のあり方と方向性のよりどころとなる協働のまちづくり推進指針を策定いたしました。

男女共同参画推進では、講演会やセミナー等を開催し、また第二次大泉町男女共同参画推進計画を策定いたしました。

広報活動につきましては、「広報おおいずみ」、エフエム放送による「みみより大泉」、そしてホームページを利用した多様な媒体による情報の提供に努めました。特にホームページは、平成23年1月のリニューアルに伴い、情報提供の即時性を高めることができました。

広聴活動につきましては、前年度に引き続き町長との意見交換会を通して得られた提言・意見を町政に反映させてまいりました。

行財政運営につきましては、厳しい社会経済状況の中で、自主財源の確保、経費の節減、事務事業の継続的な見直しを行い、新たな行政課題や行政需要に的確に対応し、質の高い行政サービスと自立したまちづくりを維持していくために健全財政を維持するとともに、組織と人材の効果的な活用を図るため機構改革を行い、組織を「部制」に改め、監査機能を高めるため、新たに監査委員事務局を設置し、管理体制の強化を行うとともに、よりわかりやすく専門性を持つ組織といたしました。

また、これからのまちづくりの基本理念を「みんなで考え、みんなで進めるまちづくり」とし、パブリックコメントを実施し、町民の意見を反映した第五次大泉町総合計画を策定いたしました。

以上が22年度に取り組んだ主な事業でございますが、今後の将来都市像「ずっと住みたい私のまち、おおいずみ」の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、議案第38号 平成22年度大泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

予算総額39億5,793万8,000円に対し、歳入総額は42億191万4,204円、歳出総額は38億6,175万2,866円で、差し引き3億4,016万1,338円の黒字決算となりました。

この主な要因は、歳入において国の財政調整交付金が大幅にふえたことによるもので、原則退

職者医療制度廃止により、減収となった額のおおむね2分の1程度の額が昨年度に引き続き補てんされたこと、新たに非自発的失業者の国保税軽減分が補てんされたこと、20歳未満の被保険者の加入率が高い市町村への財政支援金が交付されたことなどによるものと存じております。

それでは、まず歳入でございますが、国民健康保険税につきましては、町税等収納率向上対策推進本部を中心に収納部門とも連携し、積極的に収納強化に取り組み、現年度分の収納率については、前年度に比べ4.7ポイント、全体では1.1ポイント上昇したものの、収入額は調定額の減少により4,140万円余り減少いたしました。これは、一昨年からの経済不況や本町の特殊事情によるところが大きいものと考えております。

国庫支出金、前期高齢者交付金、県支出金等は増となっており、国民健康保険税、療養給付費交付金等が減となったものの、歳入総額では、前年度と比較して14.5%の増となった次第でございます。

一方、歳出につきましては、全体の58.5%を占める保険給付費が、前年度に比較して8.7%の増となっております。後期高齢者支援金、前期高齢者納付金等は減となりましたが、保険給付費、介護納付金、保健事業費等が増となったことにより、歳出総額は前年度対比13.2%の増となりました。

次に、議案第39号 平成22年度大泉町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

予算総額191万7,000円に対し、歳入総額は191万6,706円、歳出総額も191万6,706円で、歳入歳出の差し引きはゼロ円でございます。

老人保健事業につきましては、平成20年度から後期高齢者医療事業に移行しており、平成22年度が最終年度となり、医療費に対する負担の精算を行いました。

次に、議案第40号 平成22年度大泉町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

予算総額2億5,071万2,000円に対し、歳入総額は2億3,180万5,501円、歳出総額は2億2,736万1,020円で、歳入歳出差し引き444万4,481円の黒字決算となりました。

まず、歳入から申し上げますと、後期高齢者医療保険料につきましては、被保険者2,906人からの保険料でございまして、収納率は99.3%となっております。

繰入金につきましては、事務費及び保険基盤安定繰入金でございます。

諸収入につきましては、広域連合から委託を受けて実施いたしました健康診査に係る受託事業収入等でございます。

歳出につきましては、人間ドック補助金や健康診査負担金並びに歳出全体の90.8%を占める広域連合納付金等でございます。

次に、議案第41号 平成22年度大泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

予算総額18億4,262万3,000円に対し、歳入総額は18億2,660万3,406円、歳出総額は18億2,348万7,186円で、差し引き額は311万6,220円の黒字決算となりました。

主な内容についてご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、第1号被保険者の介護保険料につきましては、前年度対比2.5%の増となりました。要因といたしましては、被保険者数の増加によるものでございます。

国庫支出金、支払基金交付金、県支出金につきましては、あわせて歳入総額の61.4%を占めております。

繰入金につきましては、年間標準給付費の12.5%相当分及び職員人件費等につきまして、一般会計から繰り入れたものでございます。

基金繰入金につきましては、給付費の不足分及び介護従事者処遇改善臨時特例基金を繰り入れたものでございます。

次に、歳出でございますが、前年度対比で5.3%の増となりました。要因といたしましては、歳出全体の93.1%を占める保険給付費の増加によるものでございます。

今後、介護保険サービスの利用は、高齢化のさらなる進展により、要介護認定者等の増加に伴い年々ふえることが予想されますところでございますので、介護の必要性に応じた適切なサービスがなされるよう努めるとともに、介護予防事業を推進し、財政運営の適正化を図ってまいりたいと存じます。

次に、議案第42号 平成22年度大泉町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

予算総額9,210万円に対し、歳入総額は9,534万2,416円となり、歳出総額は5,941万4,570円で、差し引き3,592万7,846円の黒字決算でございます。

歳入につきましては、墓所の使用料、手数料及び前年度からの繰越金でございます。

歳出につきましては、植栽等管理委託料、公債費及び一般会計繰出金が主なものでございます。

今後も、公園墓地につきましては、十分な維持管理を行ってまいりたいと存じます。

次に、議案第43号 平成22年度大泉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

予算総額7億8,121万3,000円に対し、歳入総額は7億8,654万3,073円となり、歳出総額は7億7,046万5,304円で、差し引き1,607万7,769円の黒字決算でございます。

歳入につきましては、下水道への接続増加による使用料金、受益者負担金、県支出金等の増でございます。

なお、国庫支出金、一般会計繰入金、町債等は減となっており、歳入総額では対前年度比2.3%の減となりました。

次に、歳出につきましては、下水道への接続増加による流域下水道維持管理費負担金の増、管渠整備費、流域建設事業負担金、公債費につきましては減となり、歳出総額では対前年度比2.7%の減となりました。

なお、平成22年度の整備面積につきましては13.8ヘクタールの面整備工事を行うなど、予定の事業を執行することができました。

整備面積の累計は、220.8ヘクタールとなり、事業認可面積257ヘクタールに対し、85.9%の整備率となりました。

最後に、議案第44号 平成22年度大泉町水道事業会計決算認定について申し上げます。

初めに、収益的収支でございますが、平成22年度は猛暑の影響もあり、前年度に比べまして使用水量及び給水収益も0.4%増となり、収入の総額は7億986万3,078円となりました。

対する支出の総額は6億1,333万5,923円となりまして、収入支出の差し引き9,652万7,155円が収益となり、これを消費税抜きで経理した純利益は8,576万1,198円となりました。

この純利益につきましては、企業債元金償還の原資となる減債積立金及び建設改良費の財源となる建設改良積立金にそれぞれ積み立てました。

続いて、資本的収支でございますが、収入の総額は2,747万2,700円、支出の総額は4億2,051万3,129円でございます。支出に対する収入の不足額3億9,304万429円につきましては、積立金や損益勘定留保資金の取り崩しなどにより補てんいたしました。

資本的支出につきましては、計画的な配水管の布設替えや浄配水場の井戸ポンプ取りかえ工事など、生活環境の基盤整備に係る経費でございます。

以上で、一般会計から水道事業会計までの提案理由の説明を申し上げた次第でございますが、冒頭申し上げたとおり、平成22年度も財政的には厳しい年でございますが、予定した諸事業は順調に執行することができました。これも議会の皆さんを初め町民各位のご理解、ご協力のたまものございまして、その結果、このような決算ができたということを感謝申し上げる次第でございます。

なお、各会計の内容につきましては、今後、各常任委員会でご説明申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。一括上程の提案理由の説明とさせていただきます。

以上です。

議長（安田博敏君） ここで河内監査委員より決算審査結果についてご報告をお願いいたします。

河内監査委員。

〔監査委員 河内初光君登壇〕

監査委員（河内初光君） 監査委員の河内でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

では、早速でございますが、平成22年度大泉町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計、さらに基金の運用状況について審査をいたしましたので、その経過と結果の概要を報告させていただきます。

審査は、平田昌利監査委員とともに、去る8月17日から8月19日にかけて3日間で行いました。

審査は、提出された各会計決算書等及び付属書類を関係諸帳簿と照合し、あわせて関係する職員の説明を聴取するとともに、定期監査及び例月出納検査の結果を参考として、計数の正確性、事務処理の適否、予算執行の適否等を主眼として審査いたしました。

各会計の決算書及び付属書類は、関係諸帳簿と照合した結果、適正に処理され、計数も正確であると認めました。また、各基金についても安全かつ適正に管理され、会計経理は適切でありました。

平成22年度大泉町一般会計の予算現額は122億528万1,000円、歳入総額は123億5,013万6,709円、歳出総額は119億3,137万9,922円となり、歳入歳出差額4億1,875万6,787円で、翌年度へ繰り越すべき財源が245万9,000円であることから、4億1,629万7,787円が実質収支額となりました。

本町において、34年ぶりに交付団体となるなど大変厳しい財政状況の中で、町民ニーズに適応した事務事業が図られ、有効適切な予算執行がなされたものと認め、おおむね良好に推移したことを評価いたします。

東日本大震災並びに電力供給の制限による影響、さらに円高による町内企業の動向などが気になるところでございますが、本町の行財政運営に起きましては、今後も事務事業の見直し、経費

節減を行い、堅実な運営と弾力ある効果的な行政運営に努められることを望み、審査の意見といたします。

なお、各会計の審査及び基金の状況の結果につきましては、別紙のとおりでございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上、決算審査の結果報告といたします。どうもありがとうございました。

議長（安田博敏君） 以上で、決算に関する説明が終わりました。

ここでお諮りいたします。

平成22年度決算の8議案につきましては、休会中の各常任委員会において所管部門の決算調査を行い、本定例会最終日の本会議において審議を行うことにいたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたします。

延会の件

議長（安田博敏君） ここで、今後の日程についてお諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日9月6日午前10時より会議を再開し、一般質問を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、9月6日午前10時より会議を再開し、一般質問を行うことに決定いたしました。

ただいまから書記をして本定例会の会議日程表を配付いたさせます。

〔書記配付〕

議長（安田博敏君） 配付漏れございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） 配付漏れなしと認めます。

延 会

議長（安田博敏君） 本日はこれにて延会といたします。

ご苦労さまでした。

午後1時41分延会

平成23年第4回

大泉町議会定例会会議録

第 2 号

(9月6日)

平成23年第4回大泉町議会定例会会議録第2号

平成23年9月6日(火曜日)

議事日程 第2号

平成23年9月6日(火曜日)午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	田邊信雄君	2番	山口将君
3番	浅野正己君	4番	津久井明人君
5番	新井典夫君	6番	青木満君
7番	河田敏勝君	8番	渡邊明君
9番	平田昌利君	10番	森昌彦君
11番	金井茂夫君	12番	村山俊明君
13番	村山博茂君	14番	安田博敏君
15番	引間サチ子君	16番	川島洋君
17番	久保田一郎君	18番	金子光国君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	斉藤直身君	副町長	太田吉易君
教育長	千葉優君	総務部長	入谷祐司君
企画部長	大塚勝美君	財務部長	築比地正昭君
社会福祉部長	大塚治男君	健康推進部長	持田健司君
住民経済部長	岩瀬寿夫君	都市建設部長	荻野久一君
生活環境部長	川島正一君	教育部長	都丸隆君
会計管理者	鹿沼邦博君	総務部長	服部吉弥君
企画部長	糸井昌信君	総務課長	井達清久君
国際協働課長	岡田輝美君	財務部長	木村隆一君
社会福祉部長	安野英夫君	財政課長	大谷俊行君
福祉課長	松島則光君	健康推進部長	俣田隆君
住民経済部長		長寿支援課長	
住民課長		都市建設部長	
生活環境部長		都市整備課長	
環境課長		教育部長	
		庶務課長	

事務局職員出席者

事務局長	飯田健	書記	坂本武志
書記	石川肇	書記	中繁尚之

開 議

午前10時開議

議長（安田博敏君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、平成23年第4回大泉町議会定例会第2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。これより日程に従って順次議事を進めてまいります。

日程第1 一般質問

議長（安田博敏君） 日程第1、一般質問を行います。

一 般 質 問 の 通 告 内 容

平成23年第4回定例会（9月6日）

通告順	質問者	質問事項	要 旨	応答者
1	7番 河田 敏勝	1 .老人福祉センター並びに高齢者ふれあいセンターの管理運営について	(1)22年度の利用状況について 施設の利用可能者数について 実質の利用者数について 施設の利用目的について (2)老人福祉センター並びに高齢者ふれあいセンター施設の課題について 現状の利用状況に対する捉え方について 老人福祉センターの耐震性について 高齢者ふれあいセンター吉田の建物・土地の借用について	健康推進部長 健康推進部長 健康推進部長 健康推進部長 健康推進部長 健康推進部長

			<p>(3)老人福祉センター並びに高齢者ふれあいセンター各施設の今後の管理運営について</p> <p>老人福祉センターの今後の管理運営について</p> <p>町 長</p> <p>高齢者向けの施設の今後のあり方について</p> <p>町 長</p> <p>(1)公園維持管理の現状について</p> <p>都市公園39カ所の維持管理状況について</p> <p>都市建設部長</p> <p>公園樹木の維持管理費の推移について</p> <p>都市建設部長</p> <p>(2)公園維持管理上の課題について</p> <p>公園利用率向上に向けての課題について</p> <p>都市建設部長</p> <p>公園樹木の維持管理上の課題について</p> <p>都市建設部長</p> <p>(3)公園管理の今後の対応について</p> <p>大木化した樹木の今後の管理について</p> <p>町 長</p> <p>公園管理の向上について</p> <p>町 長</p> <p>今後の都市公園管理について</p> <p>町 長</p>	
		2.都市公園の樹木管理について		

3	18番 金子 光国	1. 子ども・子育て新システムについて	(1) 子育て支援策の現状について (2) 「幼・保一体化」の問題点について (3) 保育所待機児の解消について (4) 子育て行き詰まりの背景について (5) これからの町の対応について	社会福祉部長 社会福祉部長 社会福祉部長 社会福祉部長 町 長
4	17番 久保田一郎	1. 防災対策について 2. 障害者福祉について 3. 高齢政策について 4. 国際化について	(1) 防災士の育成について (2) 防災出前講座の開催について (1) 授産支援について (2) 地域ホーム・グループホームの設置について (1) 熱中症対策について (1) 国際交流について	町 長 町 長 町 長 町 長 町 長

議長（安田博敏君） 通告1番、議席7番河田敏勝議員。

〔7番 河田敏勝君質問席登壇〕

7番（河田敏勝君） 議席7番河田敏勝です。

議長より発言の許可をいただきましたので、これより通告に従って順次質問をさせていただきます。

私の質問は、一問一答方式で、まず初めに、持田健康推進部長に質問いたします。

議長（安田博敏君） 持田健康推進部長。

〔健康推進部長 持田健司君答弁席着席〕

7番（河田敏勝君） それでは、質問に入ります。

まず、具体的質問に入る前に、今回質問させていただく背景について少しお話をさせていただきます。

みんなで考え、みんなで進めるまちづくりを基本に、第五次大泉町総合計画が策定され、質の高い行政サービスを継続して町民皆様に提供していく、その初年度がスタートし、半年が経過しようとしております。しかしながら、3月11日に発生した東日本大震災、さらには急激な円高や歯どめがかからない世界同時株安の影響を受け、国及び地方の財政構造は一段と悪化してきているのは紛れもない事実であります。しかし、こうした厳しい時代の中にあっても、激動する社会経済情勢に的確かつ柔軟に対応しながら、より一層の効率的な行政運営と行政改革を推進していくことが今の時代の行政をつかさどる者の至上命題ではないでしょうか。

今、多くの地方自治体では、民間企業経営の考え方や手法を行政経営に取り入れ、行政改革を推し進めております。行政はだれのために存在するのか、何のために存在するのか、それは言うまでもなく、町民のためであり、町民福祉の向上以外の何物でもありません。ですから、市場での淘汰を受けにくい行政サービスを行政側から一方的に費用対効果で検証することが難しいのも事実であり、重々理解もするところでもあります。しかし、昨今の厳しい状況、そしてこれからの我が町の将来をかんがみると、どうなんだろう、このままでいいんだろうかと自問自答するきょうこのごろであります。右肩下りの時代にあって、今までの行政を管理する時代から、これからは行政を経営する時代に転換していかなければ、いずれ近いうちに立ち行かなくなってしまうと危惧し、今回質問させていただく次第であります。

町長は我が町の最高経営責任者であり、部長は各部門の統括執行責任者であります。事前に十分検討し、町民のためによかれと判断し行ってきた事業であっても、思うような効果や結果が出なければ、その責任を負わなければならない、経営とはそういうものであります。この厳しい時代の中で、これもあれもというわけにはまいりません。町民に対して、ないよりあったほうがいいという事業ではなく、町民にとってなくてはならない事業を時代時代に合わせて行っていくことが今求められておると思います。協働のまちづくりを基本ベースにしなが、激動する社会経済情勢の中で、行政を経営していくという気構えと成果を重視した行政経営のさらなる展開の必要性を前段で申し上げながら、順次質問に入りたいと思います。

それでは、件名1、老人福祉センター並びに高齢者ふれあいセンターの管理運営について質問いたします。

最初に、要旨1の22年度の各施設の利用状況についてお伺いいたします。

まず、老人福祉センターは、60歳以上の皆様が利用できるわけですが、22年度末時点での60歳以上の高齢者は町全体でどの程度いらっしゃるのかお伺いいたします。

それともう1点、高齢者ふれあいセンターにつきましては、小地域の高齢者を対象としたより身近な施設として設置されたわけでありますが、3施設それぞれの小地域のエリアをどのように想定されているのか、また、そのエリア内での60歳以上の高齢者はどの程度いらっしゃるのかお伺いいたします。

議長（安田博敏君） 持田健康推進部長。

〔健康推進部長 持田健司君発言〕

健康推進部長（持田健司君） まず1点目の平成22年度末時点の町内の60歳以上の高齢者につきましては、1万82人でございます。

次に、2点目の高齢者ふれあいセンターのエリアでございますが、町内どこにお住まいの方も利用できますが、近隣およそ1キロ以内の行政区を想定しております。エリア内の60歳以上の高齢者の人数につきましては、平成23年8月1日現在のデータでございますが、ふれあいセンター吉田では19区及び22区から27区、30区で2,803人、ふれあいセンター寄木戸では13区から17区で2,401人、ふれあいセンター北小泉では2区から10区及び29区で2,219人でございます。

以上です。

議長（安田博敏君） 河田議員。

〔7番 河田敏勝君発言〕

7番（河田敏勝君） それでは、次の質問に入ります。

22年度の行政実績報告書に老人福祉センター並びに高齢者ふれあいセンター、3施設それぞれに年間での延べ利用者数が掲載されております。毎日欠かさず利用されている方、週に数回利用されている方、また年に数回しか利用されていない方、その内訳はさまざまかと存じますが、実際に利用された方の実数はどの程度いらっしゃるか把握されているか。把握されていれば、その数字をお示し願いたいと思います。また、そのうち町外はどの程度いらっしゃるのかお伺いいたします。

議長（安田博敏君） 持田健康推進部長。

〔健康推進部長 持田健司君発言〕

健康推進部長（持田健司君） 老人福祉センター並びに高齢者ふれあいセンターの利用者数につきましては、延べ人数は把握してございますが、年間を通しての実人数につきましては把握してございません。しかし、各施設において指定管理者が1カ月間だけ実人数を調査したところによりますと、月1回以上利用した人数は、老人福祉センターで322人、高齢者ふれあいセンター吉田で120人、寄木戸では80人、北小泉では122人でございます。また、町外利用者の実人数につきましても把握してございませんが、年間の延べ人数で申し上げますと、老人福祉センターで897人、ふれあいセンター吉田で83人、寄木戸で109人、北小泉で48人でございます。

以上です。

議長（安田博敏君） 河田議員。

〔7番 河田敏勝君発言〕

7番（河田敏勝君） それでは、次の質問に入ります。

老人福祉センター並びに高齢者ふれあいセンター、3施設それぞれに健康トレーニング室やカラオケ室、浴室などが完備されており、高齢者の方々の相互交流、健康の増進を図るとともに生きがい活動の場を提供し、高齢者の方々に日常生活の自立を支援するための施設として活用いただいておりますが、その利用の目的別に分類分けするとどのような構成になるのか、カラオケをやってお風呂に入るとか、なかなか一概に大別するのは難しいと思いますけれども、おおよそで結構ですので、お示し願いたいと思います。

議長（安田博敏君） 持田健康推進部長。

〔健康推進部長 持田健司君発言〕

健康推進部長（持田健司君） 施設の利用目的別割合につきましては、正確な数字は把握してございませんが、また利用者につきましても、今、河田議員さんのおっしゃるとおり、重複して利用されている方も大勢いらっしゃいますので、100%を超えてしまいますが、ご理解いただきたいと存じます。

初めに、老人福祉センターの健康トレーニング室につきましては、全体利用者のおよそ5割の方々が利用しております。浴室につきましてはおよそ7割弱の方が利用しております。また、カラオケ室につきましてはおよそ2割の方が利用しております。

次に、各高齢者ふれあいセンターにつきましては、浴室の利用はおよそ6割でございます。健康器具等の利用がおよそ5割で、カラオケ室の利用がおよそ1割でございます。

なお、サークル室等の利用はおよそ2割でございます。

以上でございます。

議長（安田博敏君） 河田議員。

〔 7 番 河田敏勝君発言 〕

7番（河田敏勝君） ただいま要旨1の利用状況について、部長より答弁をいただいたわけですが、これは高齢者の施設に限るわけではありませんが、指定管理者に任せっきりというのではなくて、施設設置の所期の目的に対してどのような利用状況にあるのか、定量的に把握し、分析していくということは、今後の行政経営として重要なことであるというふうに思いますので、ぜひその辺のところについては今後検討いただきますようお願いしたいと思います。これについての答弁は結構でございます。

それでは、要旨2の老人福祉センター並びに高齢者ふれあいセンター施設の今後の課題について順次質問してまいります。

先ほど22年度の利用状況につきまして答弁いただきましたが、老人福祉センターにつきましては、60歳以上の1万82人の方が利用できるということでありまして、それに対して実際に利用されている実数は、1カ月だけのデータということでありまして、年間に換算してもそんなに大差ないのではないかなというふうに思いますので、そのまま年間での実数を先ほどの322人としたしますと、その利用率は3.2%という結果で、100人のうち3人しか利用されていないという状況であります。金額ベースで見えますと、22年度の老人福祉センター運営事業費が2,367万円ありますから、単純に利用者1人当たり換算しますと約7万3,500円ということになるわけあります。

それと、高齢者ふれあいセンターにつきましては、3施設合計でのエリア内での60歳以上の方が7,423人ございまして、年間での利用者実数を322人といたしますと、その利用率は4.3%ということで、身近な施設であっても100人のうち4人の方しか利用されていないというのが実態であります。金額ベースでは、3施設の運営事業費が3,184万円ありますから、単純に利用者1人当たり換算いたしますと約9万9,000円という結果になります。

また、高齢者ふれあいセンターにつきましては、身近な場所で気心知れた身近な方々と一緒に触れ合うことで、自立を支援する場としてそれぞれに小地域の高齢者を対象として設置された経緯があるわけでございますけれども、現状は町外や他地域からの利用者もかなりいらっしゃるというのが実態であります。施設それぞれに設置当初の所期の目的があるわけでございますけれども、費用対効果の観点から、現在の利用状況をどのようにとらえているかお伺いいたします。

議長（安田博敏君） 持田健康推進部長。

〔 健康推進部長 持田健司君発言 〕

健康推進部長（持田健司君） 老人福祉センターの目的でございますが、老人の福祉を充実し、老人のための各種相談、健康の増進と教養の向上を図ることでございます。また、高齢者ふれあいセンターの目的は、高齢者の相互の交流、健康の増進及び教養の向上を図り、生きがい活動の場を提供し、高齢者の日常生活の自立を支援することであり、介護予防の施設として位置づけております。

高齢者に対して交流の場や施設サービスを提供することは、福祉を充実させるのに必要なことと存じます。費用対効果の面や施設の規模から考えますと、現在の利用者数は多少、少ないかとは考えております。今後も指定管理者と十分協議し、連携を図りながら利用者の拡大を図るとともに、費用の削減に努めてまいりたいと存じます。

以上です。

議長（安田博敏君） 河田議員。

〔7番 河田敏勝君発言〕

7番（河田敏勝君） 何をもって多いか少ないかという基準があるわけじゃありませんので、なかなか判断しにくい部分もあるわけでございますけれども、部長のほうから答弁いただきましたけれども、施設規模の能力面からすると、もっともってご利用いただけるというふうに考えるところであります。

次の質問に入りたいと思います。

施設の耐震性についてお伺いしていきたいと思います。

ふれあいセンター寄木戸は平成17年1月、北小泉は平成18年1月にそれぞれ新築開設され、また吉田につきましては、民間施設借用の際に耐震総合診断を行い、新構造基準に適合しているとお墨つきをいただいて、平成15年4月開設ということで、これらについては問題ないのかなというふうに思います。しかし、老人福祉センターに関しましては、昭和50年4月に開設され、36年ほど経過し、老朽化も進行していると思いますが、構造的にどうなのか危惧するところであります。どのような状況にあるのかお伺いいたします。

議長（安田博敏君） 持田健康推進部長。

〔健康推進部長 持田健司君発言〕

健康推進部長（持田健司君） 老人福祉センターにつきましては、昭和49年度建設をいたし、昭和50年4月に開設いたしました、鉄筋コンクリートづくり、平屋建て、868平方メートルの建物でございます。なお、平成13年度に大規模な改修工事を実施しております。

3月11日の東日本大震災では、建物に被害はございませんでしたが、耐震診断を実施しておりませんので、客観的な耐震性につきましては不明でございます。来年度以降、耐震診断の実施に向けて考えていきたいと存じます。

以上でございます。

議長（安田博敏君） 河田議員。

〔7番 河田敏勝君発言〕

7番（河田敏勝君） ただいま答弁いただきましたが、ぜひ設備面も含めまして、利用される皆さんが安心して安全に利用できる施設運営に努めていただきたいと存じます。

次に、高齢者ふれあいセンター吉田の建物・土地の借用についてお伺いしていきたいと思ます。

この施設は、民間の施設を30年という長期の借用期間で契約を締結し、運営を開始したわけですが、町内企業のご厚意に対し、改めて感謝を申し上げる次第であります。

運営を開始して現在9年目に入っておるわけですが、契約当時の地域経済状況から大きく現在はさま変わりしており、貸し手側の状況も非常に厳しいものがあるというふうに推察するわけですが、契約上は30年という期間ではあります、貸し手側からすれば、資産の処分をしたいというような意向もあるんじゃないかなというふうに推察するところでありますけれども、そういった話し合いはあったかどうかお伺いしたいと思います。

議長（安田博敏君） 持田健康推進部長。

〔健康推進部長 持田健司君発言〕

健康推進部長（持田健司君） 高齢者ふれあいセンター吉田の建物、土地につきましては、河

田議員さんのおっしゃるとおり、民間企業から平成14年より30年間の契約で無償貸与していただいているものでございます。貸し手側には、契約当初、将来的には建物、土地を町に売却したいという意向がございました。建物、土地の購入につきましては、現在の町の財政状況等を考えますとなかなか難しいものと考えておりますが、今後、財政状況等を十分に考慮しながら検討はしてまいりたいと存じます。

以上でございます。

議長（安田博敏君） 河田議員。

〔7番 河田敏勝君発言〕

7番（河田敏勝君） 以上で持田健康推進部長への質問は終わりいたします。ありがとうございました。

続きまして、施設の今後の管理運営面に関しまして、斉藤町長にご質問いたします。

議長（安田博敏君） 斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君答弁席着席〕

7番（河田敏勝君） それでは、まず老人福祉センターの今後の対応について質問いたします。先ほどの質問で部長に答弁いただきましたが、耐震診断も含めて施設老朽化への対応も今後考えていかなければならない中で、現状の利用実態を踏まえて、今後どのように管理運営していくお考えなのかお伺いしていきたいと思っております。

議長（安田博敏君） 斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君発言〕

町長（斉藤直身君） 老人福祉センター老朽化への今後の対応についてお答えいたします。先ほど持田部長が申しあげました来年度以降に実施予定の耐震診断の結果を考慮しなければなりません。当面は、施設が古くなってきておりますので、必要な修繕や改修等を行い、現在の施設を有効に利用していきたいと考えております。

以上です。

議長（安田博敏君） 河田議員。

〔7番 河田敏勝君発言〕

7番（河田敏勝君） ありがとうございました。

市町村の財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率につきましては、75%程度が妥当だと言われ、80%を超える場合には弾力性を失いつつあると一般的に言われておりますが、本町の場合は年々この指標が増加傾向に進んでおりまして、21年度は97.9%で県内ではワースト5、全国的には1,800を超える自治体の中でワースト100に入っており、22年度は99.8%とさらに1.9ポイント上回っている状況でございます。

その要因の一つとして考えられるのが各施設の維持管理経費の増大であります。特に17.93平方キロメートルのこの小さな町に、高齢者の方がおふるに入れる施設が4カ所もあるわけでありまして。さらに勤労者複合福祉施設として平成13年4月にオープンしたいずみの杜にも沐浴棟があり、平日日中を中心に多くの高齢者の方々にご利用いただいております。高齢者にとってこういう施設があるというのは大変ありがたい話ですが、しかし、町の財政構造を硬直化させている大きな要因になっていることも事実であります。そういった側面と、本町も高齢化の方向に進んでいる中で、施設設置の最大の目的である介護予防にどう結びつけていくかというテ

ーマもあるわけであります。

そして、老人福祉センターの老朽化への対応も含めて総合的な経営判断が必要ではないかというふうに思うところであります。高齢者向け施設の費用対効果の向上に向けて今までどのような検討がされたのか、また今後どのようにしていくお考えなのかお伺いいたします。

議長（安田博敏君） 齊藤町長。

〔町長 齊藤直身君発言〕

町長（齊藤直身君） 高齢者の人数がこれからも増加して単身世帯及び高齢者だけの世帯が増加する傾向にある中、高齢者の交流や生きがい形成の場としての施設が必要であることは言うまでもございませんが、本町の厳しい財政状況の中では、今後、運営方法なども検討していかなければならないと考えております。

各施設の管理運営につきましては、老人福祉センターでは平成20年度から、高齢者ふれあいセンターでは平成19年度から指定管理者制度を導入し、サービスを低下させることなく運営経費の削減に努めてまいりました。また、各施設の案内等のパンフレットを作成し、全戸配布いたし、利用者の拡大を図ってまいりました。今後、厳しい財政状況の中、各施設の管理運営方法の見直しなども検討し、さらなる経費の削減に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（安田博敏君） 河田議員。

〔7番 河田敏勝君発言〕

7番（河田敏勝君） ただいま町長のほうからも、そして先ほど来、私のほうからもお話をさせていただいておりますが、高齢化の方向に進んでいる中で、施設設置の最大の目的である介護予防にどう結びつけていくか、高齢者の交流や生きがい形成の場として、より多くの高齢者の皆さんにいかにしたらご利用いただけるか、要するに費用対効果の向上に向けてどうしていくべきなのか、ぜひ真剣に考えていただきたい。これからみんなで考え、みんなで進めるまちづくりの実践を行っていくわけですから、一方的に行政側の考えを押しつけるのではなくて、高齢者施設をより多くの方々にご利用いただき、どう介護予防に結びつけていくか、ぜひ高齢者の皆さんと一緒に考えていただく場をつくっていただきたいということで、要望させていただきま

時間がございませんので、この部分について、件名1の質問については以上で終わりとさせていただきます。

齊藤町長、ありがとうございました。

続きまして、件名2の都市公園の管理について、荻野都市建設部長に質問いたします。

議長（安田博敏君） 荻野都市建設部長。

〔都市建設部長 荻野久一君答弁席着席〕

7番（河田敏勝君） それでは、要旨1の公園維持管理の現状について順次質問いたします。まず、39カ所の町内都市公園40.81ヘクタールの維持管理全般にわたる現況について説明をお願いいたします。

議長（安田博敏君） 荻野都市建設部長。

〔都市建設部長 荻野久一君発言〕

都市建設部長（荻野久一君） お答えいたします。

現在、町では、城之内公園やいずみ総合公園などの近隣公園等の管理につきましては、造園業者に年間管理委託し、除草や害虫駆除及び低木の剪定などを行っております。また、小鳥等の飼育やトイレ清掃は、臨時職員と業者委託により実施しております。

各地域にあります街区公園につきましては、各行政区や自治会に公園の除草とトイレ清掃をわずかではございますが、委託料をお支払いし、管理をお願いしているところでございます。

運動施設があります南公園、スバル運動公園、町民野球場等につきましては、公益財団法人大泉町スポーツ文化振興事業団に指定管理委託をしております。その中で、低木の剪定や除草、トイレの清掃などの管理を行っております。

また、遊具の管理につきましては、専門業者による年1回の保守点検や臨時職員による定期的な点検を実施しており、その結果、危険性のあるものは補修費等を勘案し、補修や撤去を行い、安全管理に努めております。

中・高木の樹木選定でございますが、城之内公園などの近隣公園等につきましては、樹木の倒木等の危険性や生育状況を確認し、適宜剪定や伐採を行っております。また、各地域にあります街区公園につきましては、地元の要望や現地の状況を見ながら随時剪定等を行っております。

以上でございます。

議長（安田博敏君） 河田議員。

〔7番 河田敏勝君発言〕

7番（河田敏勝君） 次に、公園樹木の維持管理費の推移についてお伺いいたします。

植樹当初は低木だった樹木も年月とともに立派に成長され、本町の発展を見守ってきたわけですが、立派に成長すればするほど、その剪定等の維持管理経費もかかってくると、単純に考えるわけですが、どのような状況で推移しておるかお伺いしたいと思います。

議長（安田博敏君） 荻野都市建設部長。

〔都市建設部長 荻野久一君発言〕

都市建設部長（荻野久一君） 今までの都市公園等年間管理委託料と樹木剪定委託料を見ますと、樹木の生長とともに増加し、その後、設計の精査を行うなど経費節減を図ってまいりました。近年の決算額を見ますと、多少の増減はありますが、約4,000万円から4,700万円で推移しております。

以上です。

議長（安田博敏君） 河田議員。

〔7番 河田敏勝君発言〕

7番（河田敏勝君） ただいま部長のほうからご答弁いただきましたが、管理コストの削減に鋭意ご努力いただいております。そういった部分で年々その経費も減少しておるということでございますけれども、昨今の厳しい財政事情によって予算が削られ、公園等の維持管理面でおろそかになっている部分があるんじゃないかなというふうに察する部分もあるんですが、その辺のところについてお伺いしたいと思います。

議長（安田博敏君） 荻野都市建設部長。

〔都市建設部長 荻野久一君発言〕

都市建設部長（荻野久一君） 公園等の維持管理面がおろそかになっている部分はないかのご質問でございますが、限られた予算の中でいかに適正管理を行うかが課題であると認識してお

ります。

樹木剪定や除草等の年間管理を業務委託する際は、設計の段階から管理内容を精査し発注しておりますが、受注業者に対してもできる範囲内で企業努力をお願いし、適正管理に努めております。しかし、近年、城之内公園などの近隣公園や各地域にある街区公園などを見ますと、高木の生育が目立つようになってきていると思っております。

以上でございます。

議長（安田博敏君） 河田議員。

〔7番 河田敏勝君発言〕

7番（河田敏勝君） 次に、要旨2の公園維持管理上の課題についてお伺いしてまいりたいと思います。

まず、公園利用率向上へ向けての課題についてお伺いいたします。

第5次総合計画策定に当たって実施されました住民意向調査では、「公園が整備され、利用しやすい」と思う方の割合が49.5%という結果を踏まえて、前期で55%、後期で60%という成果指標を建てられたわけでありまして。公園の状況を見て回ってみますと、非常に管理が行き届いた公園もあれば、雑草だらけでとても公園を利用されておるとは思えないところも実際のところあるわけでありまして、何が課題ととらえていらっしゃるか、お伺いしたいと思います。

議長（安田博敏君） 荻野都市建設部長。

〔都市建設部長 荻野久一君発言〕

都市建設部長（荻野久一君） 本町の城之内公園、いずみ総合公園、いずみ緑道等の近隣公園などや各地域にあります街区公園は、開設後40年から17年が経過しております。これらの公園に設置してあります遊具やベンチなどの公園施設は、経年劣化も見られ、安全確認等を行う中で補修やペンキの塗りかえを行い、長寿命化を図っております。また、樹木剪定、除草等の管理につきましても、鋭意努力をしているところでございます。また、各地域にある街区公園などは、地域の皆様に除草等大変お世話になっておりますが、しかしながら、ご指摘のとおり、一部の街区公園では雑草等の管理が行き届いていない公園があることは認識しております。

多くの皆様に利用していただくためには、特に各地域にある公園は自分たちの公園であるという認識を持っていただけるような働きかけやシステムづくりが必要ではないかと考えております。

以上です。

議長（安田博敏君） 河田議員。

〔7番 河田敏勝君発言〕

7番（河田敏勝君） 次の質問に入りたいと思います。

公園樹木の維持管理上の課題についてお伺いいたします。

いずみ緑道や中央公園など、場所によっては樹木が高木化して過度な密植状態になり、陽の光が当たらないような密林化した公園も見受けられますが、どのように現状をとらえていらっしゃるかお伺いしたいと思います。また、樹木の生長とともに、防犯上、あるいは交通安全上の問題も年々ふえておるのかなというふうに察するわけでございますが、どのようにそういったところの状況把握をされているかお伺いしたいと思います。

議長（安田博敏君） 荻野都市建設部長。

〔都市建設部長 荻野久一君発言〕

都市建設部長（荻野久一君） いずみ緑道や大泉中央公園、いずみ総合公園等の樹木の管理につきましては、部分的ではございますが、随時剪定を行っております。しかしながら、樹木が生長し、大木化、密植化しており、枝がお互いに接触し、日照不足や風通しが悪くなるなど、樹木の生育にも支障を来す状況も散見されます。また、密植化により偏った樹形の樹木もあり、強風などによる倒木が懸念される状況になってきていると考えております。

また次に、樹木の生長に伴う防犯上、交通安全上支障となる樹木の把握をどのように行っているかのご質問でございますが、公園利用者の防犯や交通安全の問題につきましては、日ごろから十分注意を払っているところでございます。その状況把握につきましては、公園の巡回や落ち葉清掃等の日常業務の中で、歩行者や自転車通行、照明の照度を含め、防犯上、安全上支障のある樹木等の把握に努めておるところでございます。

以上です。

議長（安田博敏君） 河田議員。

〔7番 河田敏勝君発言〕

7番（河田敏勝君） 以上で荻野都市建設部長への質問は終わりいたします。ありがとうございました。

続きまして、公園管理の今後の対応に関しまして、斉藤町長に質問いたします。

議長（安田博敏君） 斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君答弁席着席〕

7番（河田敏勝君） それでは、斉藤町長に順次質問いたします。

まず、高木化した樹木の今後の管理についてであります。公園樹木につきましては、景観の維持や木陰の創出など、多様な役割を担っておるわけですが、高木化したものについては、防犯上あるいは交通安全上の問題も出てくることはもちろんであります。また、先ほど部長のほうからご答弁いただきましたが、過度に密植された状態というのは、樹木にとっても余りよろしくないということでございます。

また、維持管理上のコストの面から考えましても、高木化したものにつきましては、間引きをするなどの抜本的な対策が必要ではないのかなというふうに思うところでありますが、どのように今後進めていくお考えなのかお伺いしたいと思います。

議長（安田博敏君） 斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君発言〕

町長（斉藤直身君） 河田議員さんのご質問にお答えいたします。

公園の樹木は、空気をきれいにし、四季折々の姿で町民の皆様の生活に安らぎをもたらす大切な緑であり、本町では早くから公園などに木々を植え、緑化に努めてまいりました。その結果、本町の都市公園は緑豊かな空間として町民に親しまれる良好な住環境を保ってまいりました。また、この緑は、今後も大切に守っていかなければならない町民の財産であると思っております。

ご質問の高木化した樹木の間引きなどの対策をどのように進めていくかということですが、基本的には、この緑を維持しつつ安全で安心なより親しまれる公園とするためにも、衰えた樹木や倒木等の危険性のある樹木、また密植している樹木の生育などにも考慮した管理が必要であり、間引き等も必要ではないかと思っておりますので、今後前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（安田博敏君） 河田議員。

〔7番 河田敏勝君発言〕

7番（河田敏勝君） 町長のほうからただいまご答弁いただきましたけれども、本当に大泉は緑豊かな町として、本当に外から、町外から訪れる皆さんにも、大変緑豊かな素晴らしい町だということで評価もいただいております。緑化の推進というのは、人にとっても樹木にとっても良好な環境を保ってこそ成り立つものだというふうに考えますので、ぜひ倒木等の本当に危険性を事前に回避いただくためにも、緑化基金もあるわけでございますから、ぜひそういった部分の活用も視野に入れながら、一日も早い対応をお願いしたいと思います。

次に、公園管理の向上につきましてお伺いしてまいりたいと思います。

特に街区公園につきましては、各地域にトイレ清掃、雑草対策等の維持管理をお願いされておるわけでありましたが、公園によってその管理面に温度差が出ているというのも実態であります。草が生い茂り花もなく、無残な公園の姿は、ますます町民の心を疲弊させていきます。新たに策定されました協働のまちづくり推進指針を基本に、みんなで考え、みんなで進めるまちづくりが始まったわけでありますから、ぜひ地域の皆さんの積極的な参加により、みんなが利用しやすい公園の維持管理を期待するわけでありますが、現状の実態を踏まえて、町としてどのように進めていくのかお示しいただきたいと思います。

議長（安田博敏君） 齊藤町長。

〔町長 齊藤直身君発言〕

町長（齊藤直身君） 公園管理の向上についてのご質問です。お答えいたします。

城之内公園などの近隣公園や地域にある街区公園等の都市公園の管理につきましては、業者委託と地域の皆さんとの連携により、公園利用者の目線で安全で安心して利用できるよう維持管理に努めております。また、町では、日ごろから公園全般にわたり良好に管理している公共的団体に対する報奨金を設けており、その活動に対し毎年団体表彰を行っております。

しかしながら、ご指摘のように一部の公園では樹木の太木化や密植化、また雑草が見られる公園もあり、行政と地域の皆さんとのコミュニケーションがうまく行われていなかった面も否めません。公園は町民皆様の財産でありますので、公園利用者が主役であるという原点に戻り、改めて地域の皆様と行政が力を出し合いながら、協働により、よりよい公園づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（安田博敏君） 河田議員。

〔7番 河田敏勝君発言〕

7番（河田敏勝君） ただいま町長のほうからご答弁いただきました。

先ほどもお話しさせていただきましたけれども、財政的に厳しくなりますと、どうしても公園等の維持管理面の予算が削られるといたしますが、おろそかになってしまう部分も否めない部分もあるかとは存じますけれども、都市公園の費用対効果の向上に向けてどのように公園管理を進めていくのかお伺いしたいと思います。

議長（安田博敏君） 齊藤町長。

〔町長 齊藤直身君発言〕

町長（斉藤直身君） 都市公園は、町民に安らぎや潤いを与えなければなりません。都市景観の向上や防災空間としての機能など、果たす役割はまことに大きいと思っております。

公園を管理していく上では、それぞれの公園の役割や機能に応じた管理を行う必要があると考えておりますが、第1に、子供から高齢者までが楽しく安全に安心して利用できる公園として、より一層安全に配慮した公園施設の維持管理や改修などに努めてまいります。また、最小限の経費で最大の効果が得られるよう努め、今後、地域住民がみずからの財産という認識を持ち、公園管理を協働で進める上での仕組みづくりなどを検討し、今までにも増して町民皆様と協働のまちづくりを進め、より多くの方々に親しまれ利用される公園にしていきたいと思います。

以上であります。

議長（安田博敏君） 河田議員。

〔7番 河田敏勝君発言〕

7番（河田敏勝君） ありがとうございます。

町長のほうからご答弁いただきましたけれども、防災の避難場所としても活用されておる公園もあるわけでございます。ぜひ安全確保をも含めて今後進めていただきたいというふうに思うところであります。

地域の身近な公園、公園だけじゃなくて広場とか空き地等も含めての基本的な考え方でございますけれども、地域のそういった身近な場所を地域の人たちで考え、地域の人たちの手によって地域の皆さんに愛される公園、広場等にさせていただくことは、まさに町長が目指す、みんなで考え、みんなで進めるまちづくりではないでしょうか。

ぜひ地域の皆さんが自主的かつ主体的に考え行動する、そんな、地域のほうから、地域提案型の公園づくり、あるいは公園管理が実践できれば、すばらしい環境整備、本当に地域の方々に愛される公園づくりができるんじゃないかなというふうに思います。行政のほうからこうやるんだということじゃなくて、ぜひ地域の声を吸い上げていただいて、公園づくり、公園整備を進めていただきたいなど。ぜひそういった部分で、行政として、そんな仕組みづくり、仕掛けづくり、そしてバックアップ体制をご検討いただきたいというふうに切に思うわけでありまして、最後にその辺の考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

議長（安田博敏君） 斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君発言〕

町長（斉藤直身君） まさに河田議員さんのおっしゃるとおりでございます。まことにすばらしいご提言だと思います。

先ほども申し上げましたが、公園は、町民皆様の財産であるという認識が必要であります。利用者が主役ということの原点に立ち返り、改めて地域の皆様と行政が力を合わせ、安全でより多くの方々に親しまれ利用される公園とするためにも、今後公園管理を協働で進める上での働きかけ、仕組みづくりを検討してまいります。よろしく願いいたします。

以上です。

議長（安田博敏君） 河田議員。

〔7番 河田敏勝君発言〕

7番（河田敏勝君） ありがとうございます。

ぜひ今までの慣例に縛ることなく、積極的に町民からのそういった提案、提言を受けていただ

いて、それを達成させるための検討、ご努力をお願いしまして、私の質問は終わりいたします。
大変ありがとうございました。

議長（安田博敏君） 以上で、河田敏勝議員の一般質問を終了いたします。

ここで、議事運営上、午前11時5分まで休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前11時5分再開

議長（安田博敏君） 休憩を解いて再開いたします。

通告2番、議席8番渡邊明議員。

〔8番 渡邊 明君質問席登壇〕

8番（渡邊 明君） 議席8番渡邊明です。

議長より発言の許可を得ましたので、これより通告に従い順次質問をさせていただきます。

本日の私の質問は1件でございますが、要旨その他で8件ほど質問させていただきます。質問方法は、一括質疑で行います。

それでは、斉藤直身町長に質問いたします。

質問に入る前に議長にお願いしますが、質問の中で一部所管に触れる面がありますが、具体的な内容の質問にならないよう十分注意して質問しますので、ご容赦のほどお願いいたします。

本題に入ります。

件名1、町長の政治姿勢と今後のまちづくりについて。

最初に、要旨（1）真に町民の生命と財産を守る安全・安心のまちづくりについて質問をいたします。

今回の質問の安全・安心は、従来の防犯、防災と違う角度から、原子力や核問題、そして戦争など国家的な課題としての内容であります。3月11日の東日本大震災による福島第一原発の事故は、対岸の事故として済まされない重大な問題があると思います。本町にとっても放射能汚染など、少なからぬ被害を受けており、町民の中に大きな不安を与えております。事故発生から6カ月以上経過しているにもかかわらず、いまだに収束のめどが立っておりません。福島原発の事故は、原発の安全神話は完全に崩壊され、改めて、原子力、そして放射能汚染の恐ろしさを浮き彫りにされました。私たち日本は、66年前、1945年8月、広島と長崎の2カ所に原爆が投下され、さらに9年後の1954年3月、太平洋のビキニ環礁で第5福竜丸のマグロ漁船がアメリカの核実験による死の灰を浴びて多数の犠牲者を出しました。このことについては、町長も記憶に残っていると思います。

このように、日本は、核、原子力、放射能による事故、66年間の短い期間に今回を含めて4回も体験をしております。世界で唯一の被曝国日本がなぜ同じ過ちとも言われている事故を繰り返しているのでしょうか。この世界に、この日本に、原子力の施設を、核を保有、そして存在している限り、今後二度と事故は起きないという保証はないと思います。むしろまた事故は起きる確率が高いと言わざるを得ません。私は、歴史から教訓を学び、危険物は取り除く姿勢こそ人の命を守る道だと考えます。

原子力発電所は、全国17カ所54基あります。稼働しているのはご承知のようにわずか15基であります。今回の福島原発の事故を受け、世界各国はいち早く脱原発を目指し動き出しております。

ドイツは原発を2022年までに全面廃止すると表明しました。スイスは2034年までに完全廃止を決定しております。イタリアは国民投票で原発反対94%の声を受けて、再生可能エネルギーへ転換する方針を打ち出しました。国内でも脱原発の世論調査は74%が原発ノーであります。県内は35自治体の市長さん22人、62.8%の市長さんが原発から撤退を表明されました。

原発からの撤退を表明した斉藤町長に心から敬意と感謝を申し上げます。さすが医師の立場、町民の健康と生命を守ることを第一に考えた斉藤町長の政治姿勢のあらわれと受けとめ、高く評価をしたいと思います。

改めて、脱原発に向けて町長のお考えと決意を、先ほどの原子力発電政策の評価とあわせてお答えをお願いいたします。

次に、今後の取り組みについて質問をいたします。

1つは、原発事故で発生した放射能汚染問題については、多くの町民が心配されております。特に子供を持つ親御さんは大変不安の毎日を送っております。8月16日、原発事故調査関係者の報告によりますと、3月11日福島第一原発の事故後、3月21日から23日にかけて放射性物質が南関東から静岡方面まで広範囲に汚染されていることが判明したと発表されました。事実、お茶の出荷停止や県内の一部地域を含め野菜の出荷停止、プールや公園の利用禁止等の措置がとられたことは言うまでもありません。

本町は、今まで計測機のない町として県に主に測定をお願いしてきましたが、8月に測定機2台を購入したとのことですが、町独自の測定状況と今後の放射線量の測定計画はどうなっているのか質問をいたします。一日も早く町民の不安を取り除いていただきたいと思います。

この件は、先ほど最初に質問した脱原発に関連しますが、町長も表明しました原発からの撤退を実現させるために、あらゆる機会を通して脱原発の声を国へ反映していただきたいと思います。例えば郡または県町村会で脱原発の決議をしたり、あるいは全国町村会への提言をし、全国的に国へ意見書や要望書が上がるよう、ぜひご尽力をいただきたいと思います。町長のお考えをお聞きします。

3点目は、自然エネルギー政策の推進について質問いたします。

脱原発を目指す上で、まず国の原発依存政策の見直しを行い、再生可能エネルギーの転換が必要であります。工業の町にふさわしいメガソーラーシステムの導入や住宅用太陽光発電システムの設置促進が急務だと思います。本町の今ある制度を最大限生かして、町内企業が元気になるよう連携して、原発に頼らない環境に優しい自然エネルギー推進の町をぜひつくっていただきたいと思います。本町の太陽光発電システムの設置状況と今後の推進計画について質問をいたします。

次に、要旨1の最後になりますが、戦争と原発（核）のない町を目指して平和を求める町民の意識高揚・推進運動について質問をいたします。

ことは、戦後66年目の年を迎えました。過去の戦争は言うまでもなく、日中戦争からアジア太平洋戦争まで15年間にわたる戦争で、世界各国で2,000万人を超える死者を出し、約310万人の日本国民が犠牲となりました。大泉町でも、町誌によりますと、321名が戦争犠牲者となっております。こうして多くの犠牲者と被害を出した戦争の悲劇を二度と繰り返してはならないと思います。そして今回の震災、原発事故の恐ろしさは、生涯忘れることのない大災害であります。今回の原発事故は、66年前の体験を忘れかけていた私たち大人の責任でもあると思います。

戦後生まれで戦争を知らない日本人口は、全体の約60%を占めていると言われております。こ

れからの日本の平和を守るために、そして町民の幸せを第一に考え、未来の日本、未来の大泉町を担ってくれる子供たちや若い世代に日本の歴史と教訓をしっかりと知ってもらうためにも、一大イベントを組んで平和に対する町民の意識高揚運動を推進いただきたいと思います。町挙げて平和展など、戦争写真展のイベントを来年の町発足55周年記念の行事として位置づけて取り組みができないかどうか、町長のお考えを質問いたします。

さて、次は、要旨(2)行財政運営の現状と今後の取り組みについて質問いたします。本町の厳しい財政状況の中、今後どう財源を確保し、健全財政を築いていくのか、町長の財政問題について質問をいたします。

まず最初に、本町の財政状況でございますが、財政調整基金の現残高と23年度末の見込み額とあわせて、23年度の予算執行についてどう対応されるのか質問をいたします。

次に、今後の財政(資金)確保の方策について質問いたします。厳しい財政状況の中で、町の財政状況が極めて深刻であるとお聞きしております。今後町の健全財政を目指し、そのため財源(資金)確保の方策について質問をいたします。

まず、財政の基本である税収について、23年度当初予算を組むときは、東日本大震災は予想されませんでした。一定の税収も期待していたと思いますが、震災と原発の事故を受け、年度末はどのくらいの税収を見込んでいるのか、あわせて収納率の向上に向けての予算は、計画は、収納率向上に向けての方策はどう考えているのか質問いたします。

次に、所有財産(土地等)の現状と処分(売却)について質問いたします。

町長もご承知のことと思いますが、国は厳しい財政状況の中、老朽化した宿舎や施設の解体をして国有地の売却で財政確保に力を入れようという方針を最近発表されました。本町も、町内に点在している町所有財産、土地を整理して、民間に売却して、町の財政確保に生かすべきだと私は思います。現在、所有財産(不動産)等はどのくらいあるのか、売却処分した場合、どのくらいの金額が見込めるのか、質問をいたします。

次に、財政確保の最後の質問をさせていただきます。

町内企業(商工業者)の活性化対策について質問いたします。

中小企業をめぐる現在の社会情勢については、民間信用調査会社の調査によりますと、東日本大震災に関連した企業倒産件数が8月31日現在で310件に達しているとのことでございます。さらに、このままの状態が続けば、1年間で600件を超える可能性が生まれていると言っております。倒産がふえている主な要因は、被災地以外の建設業の受注減、仕事がないのが大きな原因となっております。

町内でも震災後は仕事が激減し、経営維持が大変で廃業、店じまいした業者も少なくありません。これでは町の活性化を図るどころか、将来の税収も一層厳しくなることが予想されます。今必要なことは、企業や業者、商店に仕事をふやし雇用を創出することだと私は思います。仕事と雇用がふえれば、おのずとしてお金も動きます。お金が動くということは、町の税収も期待できます。こうした制度、システムを一日も早く本町も導入することが求められております。

この制度は、言うまでもなく、私が過去数年間、この議員になって10年間一貫して提言してきた住宅リフォーム助成制度であります。しかし、残念ながら私の説明不足のため、いまだに実現しておりません。全国では震災の支援策も含めて、この1年間で導入したところが約2倍もふえております。県内では中之条町、東吾妻町、嬭恋村、渋川、そして東毛地区では太田市、館林市、

みどり市、明和町、合わせて35市町村の中で8つの自治体が既に実施をしております。高崎市は10月から住宅リフォームにほぼ似た制度であります。住環境改善助成制度を導入する方法を打ち出しました。導入した市や町は、地域経済に大きな波及効果があらわれ、町が元気になったと報告されております。助成制度の効果と評価は、導入した自治体共通の喜んでることをまず知っていただきたいと思ひます。

この制度は、町がほんの少し後押しをし、きっかけをつくってやることで、大きな波及効果と町の活性化が期待できる制度であります。近い将来、必ず投資効果があらわれ、町財政の健全化に寄与することは間違いありません。行政は行政なりのお考えがあろうかと思ひますが、参考までに、既に実施している先進地に職員を派遣して、ぜひ調査をしていただきたいと思ひます。本町も住宅リフォーム助成制度を一日も早く導入していただきたい。改めて町長の見解をお聞きいたしまして、第1回目の質問といたします。よろしくお祈ひします。

議長（安田博敏君） 齊藤町長。

〔町長 齊藤直身君答弁席登壇〕

町長（齊藤直身君） 渡邊明議員の質問にお答えいたします。

まず、件名1、町長の政治姿勢と今後のまちづくりについて。

要旨1、真に町民の財産と生命を守る安全・安心のまちづくりについてお答えいたします。

原子力発電に対する評価と脱原発について、町長の決意についてでございますが、渡邊明議員さんのご質問のように、国が進める原子力発電を含めたエネルギー政策でございますが、国民生活や経済活動の根幹をなすものでございました。その資源の大部分を海外に依存する中で安定的な供給は不可欠であるとともに、近年ではこの利用に伴います環境問題、特に地球温暖化問題への強力な対応が世界的に求められています。さらに、エネルギー価格は国民生活や産業の競争力に大きな影響を及ぼすことから、効率的かつ安定的な供給を実現することが重要となっております。

こうしたことを踏まえますと、原子力発電は供給安定性、環境適合性、経済効率性を同時に満たす基幹のエネルギーとされておりました。これには安全の確保が大前提となりますし、国民の理解と信頼が絶対条件となります。しかし、ここに起きた3.11東日本大震災による福島第一原発の事故は、我が国の国民生活と産業活動に深刻な影響を与えましたのは、ご案内のとおりでございます。原発事故の早期収束、安全対策の見直しを早期に進めていくことは当然であり、これまでのエネルギー政策は、原点に立ち返り総合的に見直す必要があると存じます。

過日の上毛新聞のアンケートの中でも答えさせていただきましたが、私は、以前から原子力発電に頼らないエネルギー施策の考えを持っておりました。原子力発電は、コストや効率だけを重視したものでありまして、その想定を超えるテロや戦争の標的になる危険性、また安全の確保が補償されていない点、それと最も大事なことは、これは生態系や自然環境に全くそぐわないものであります。そういうことで答えさせていただきました。このエネルギー問題については、今後数十年にわたる対策が私は必要だと思っております。環境や安全性に配慮した太陽光や小水力発電等といった自然循環型の施策に取り組む必要があると考えております。

現在のエネルギー政策を考えますと、すぐにこうした代替エネルギーに変えることは不可能で、相当の期間は必要ではないかと考えます。また、豊かさだけを追求していた生活について、未曾有の震災が考え直すことのきっかけを示したとも思っております。すなわち、価値観の転換、新

しいライフスタイルに向けた省エネ、節電のあり方についても、さらなる論議と取り組みも必要であり、考えていかなければならないと思います。

政治が原発を推進しました。政治がとめる以外には方法はありません。

続きまして、今後の取り組みについて、放射線量の計測計画はについてお答えいたします。

放射線量の計測につきましては、8月中旬から下旬にかけ、町立小・中学校、保育園、児童館などの公共施設等所管課によりまして計38カ所の放射線測定を行いました。測定結果につきましては、町ホームページでお知らせし、9月10日の広報紙に掲載させていただきます。

町民が日常生活において安心していただくためにも、今後放射線量の計測を定期的に行い、結果につきましては随時広報紙、町ホームページでお知らせしたいと存じます。

続きまして、原発ゼロに向けて国への働きかけ、県、全国町村会への提言をしてはどうかというところでございますが、先ほど述べました脱原発についての考え方につきましては、朝日新聞の世論調査でも脱原発賛成が74%という結果が出ておりまして、多くの国民皆様が私とほぼ同じ考え方であると心強く感じているところであります。実際にこうした国民の皆さんの考えが原発立地自治体に強く反映され、全国各地に点検後の再稼働ができなくなっている現況であります。日本全体が原発ゼロへ方向転換をしつつあるところであると受けとめております。

今後は、こうした動向を注視してまいりたいと思いますが、状況が変化するようであれば、必要に応じ、県、全国町村会に提言してまいりたいと思っております。

続きまして、自然エネルギー政策の推進についてお答えいたします。

地球温暖化の対策の取り組みとして、また原子力発電所の事故以来、電力不足を踏まえ、自然エネルギーへの関心が高まっているところでございます。中でも最も注目を集めているのは太陽光発電システムの普及促進と考えております。

第五次総合計画におきましても、ご案内のとおり、住宅用太陽光発電システム導入補助の推進を行っているところでございます。補助金額につきましては、1キロワット当たり6万円、上限4キロワットで24万円、これは県下でも2番目の補助金額でございます。

なお、昨年は、本事業に対し1,107万2,000円の補正予算につきましても、議員皆様の賛成をいただき、可決されましたことに対しても心から感謝申し上げます。

また、太陽光発電施設メガソーラーの整備につきましては、昨年12月定例会での一般質問において、青木議員さんからもご提言いただいておりますが、今後、庁舎等公共施設や町民に対してもクリーンエネルギーを普及促進していくためにも、地元企業で自然エネルギーを活用した施設の視察や近隣市の取り組み状況を調査し、本町に適したエネルギー政策ができるよう検討してまいりたいと存じます。

続きまして、戦争と原発（核）のない国（町）を目指し平和を求める町民の意識高揚・推進運動について、戦争体験、核などの平和写真展、各種イベントなどについてお答えいたします。

町民の皆様が平和の大切さを改めて確認し、推進するための取り組みについては大事なことで考えております。その方向については考え方を異にするものではありません。その中でも行政がすべきこと、また民間がそのお立場で行えることを行っていただくことも大切であると考えます。それぞれがそれぞれのお立場でできることを行い、平和の大切さを確認し、継続することが安全・安心な社会を維持していくためには重要なことと認識しております。人類が犯した最大の犯罪は戦争であると思っております。これらを踏まえて、私も広島市長の提言する平和市長会議にも参

画を検討しております。

戦争と原発等の写真展、平和展の開催については、本町発足55周年記念事業として実施してはどうかのご提言についてお答えいたします。

ご案内のとおり、来年3月31日に本町発足55周年を迎えることとなります。平成24年度に記念事業の開催をとのことでございますが、現在の本町を取り巻く状況を考えますと、従前のように記念事業を行うことがよいのか熟慮をいたしました。町民の皆様と一緒に祝いすることは大変喜ばしいことです。しかし、本町の厳しい状況をぜひ町民の皆様にもご理解いただきたいという思いもあります。また、55周年の記念事業については、質素に行いたいとも考えております。そのような状況を踏まえ、55周年記念事業について、ご提案の写真展、平和展を含めて今後検討することとなりますが、従前のように行政が主体となりすべてを行うのではなく、協働のまちづくりの一環として、町民、地域、各種団体がそれぞれのお立場で55歳になった町を振り返るとともに、今後のまちづくりに主体となって参画していただけるよう、契機になればと考えております。戦争の悲惨な体験を、ことしの3.11の東日本大震災もそうですけれども、決して風化させてはならないと思っております。

続きまして、行財政運営の現状と今後の取り組みについて、現在の財政状況についてお答えいたします。

本年3月に発生いたしました東日本大震災によりまして、本町におきましても多大な震災復旧関連経費が発生しており、平成23年度予算の専決処分を初め補正予算で対応してきている状況でございます。

なお、財源につきましては、町単独事業であり、財政調整基金で賄っているという状況でございます。過日ご承認いただきました補正予算第4号におきましては、財源の確保を目的とした各種の事業の見直しを行った次第でございます。

このような現状での財政調整基金の残高といたしましては、平成22年度末残高は約19億7,000万円で、補正予算第4号までの結果として約13億7,000万円と見込んでいるところでございます。

また、歳入の面を考えますと、円高ドル安、デフレ等による景気後退の厳しい経済状況が続いており、本町におきましても、基幹産業を中心にこの影響は極めて大きく、企業経営の悪化や労働者の雇用問題などにより、本町の歳入の根幹である税収に大きく影響が及ぶものと危惧しております。さらには、国の震災復興の対応により、今後における各種交付金及び補助金等の動向が不透明でありますので、国・県の動向に注視しながら対応してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、このような状況において、決められた予算について執行しなければなりません。その結果として、歳入に不足が生じた場合には、最終的には財政調整基金で賄うということになりますので、23年度末の財政調整基金残高につきましては、見込みができない状況であり、現在の財政状況といたしましては、厳しい財政状況になるのであろうと予測しているところでございます。

続きまして、要旨2、今後の財政（資金）確保の方策について、税の収納見込みと収納率向上対策についてお答えいたします。

税収入につきましては、渡邊議員さんもお承知のとおり、景気の動向によるところが大きく、企業の業績、個人所得の変動により大きく変わってまいります。平成22年度の町税全体の調定額は、景気の長期低迷による個人所得の低下などにより、前年度に比べ1億5,500万円の減少でござ

いました。収納額につきましても、収納率は0.5%上昇いたしました。1億300万円の減少でございます。また、平成23年度の7月末現在の町税現年度分の収納額は、前年同期に比べ法人税の大幅な落ち込みなどにより6,600万円の減少となっており、急激な円高が続く現在の経済状況からいたしましても、今後も大きな税収の伸びは期待できないものと思われま

す。そのような状況でございますので、課税されました税金を確実に徴収し、財源確保することがより大切であると考えております。

次に、今後の収納率向上対策についてでございますが、平成22年度より納税者の利便性向上のため、毎週土曜日の納税窓口の開設、納付期限後もコンビニで納付ができるよう電算改修を行い、一定の成果を上げることができました。今後も納税に関するPR活動を広報紙、町ホームページなどを通じ積極的に行ってまいりたいと思

います。しかしながら、納税者の中には納期限を守り納付したくても納付できない納税困難者の方もいらっしゃいますので、そういった方には十分な納税相談を行い、それぞれの実情に応じた納税方法をお願いしております。ただし、納税資力があるにもかかわらず納税に応じない悪質な滞納者に対しましては、税の公平、公正を守る観点からも、預貯金、給与、不動産などの差し押さえによる滞納処分を強化し、毅然たる対応を

してまいりたいと考えております。また、平成23年度には群馬県と県内市町村が合同で立ち上げました群馬県地方税徴収対策推進会議に参加いたしまして、徴収情報の共有化や、県、他市町村と連携し、徴収困難案件の解決に向け取り組んでおります。

続きまして、町有財産の現状と処分（売却）についてお答えいたします。

普通財産の公有地につきましては、いろいろな目的に沿った施設等が建てられている土地及び地域でゲートボール場等に利用されている土地が主なものとなっておりますが、現在において利用目的のない土地が幾つかございますので、この土地につきましては売却を前提とした調査等を実施する中で、売却計画等を策定し財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、町内企業（商工業者）の活性化対策について。

最後に、町内企業の活性化対策についてということで、住宅リフォーム助成制度の創設についてのご質問でございますが、これにつきましては、過去何度か渡邊議員さんよりご質問をいただき、調査研究を行ってまいりました。また、近隣では明和町に加え、今年度から太田市、館林市が実施いたしました。内容について申し上げますと、太田市では工事費用の30%の補助率で上限が15万円、館林市では工事費用の10%で上限が10万円となっており、いずれも市内の業者による工事を助成の対象としております。

この制度は、経済活性化対策の一環として、町内の建設業者の支援となり、かつ町民皆様の住環境の向上につながるものであると思

います。しかるに3.11大震災でいろいろの見舞いや災害対策が発生いたしましたので、ある程度住宅に関する改修、また新築を含めて検討してまいりたいと思

います。いずれにいたしましても、トータルでは住んでみたい町づくりに全力を挙げるつもりでありますので、今後とも検討させていただきます。

以上、渡邊議員さんに対する答弁とさせていただきます。

議長（安田博敏君） 渡邊議員。

〔8番 渡邊 明君発言〕

8番（渡邊 明君） 1回目は、多岐にわたっての質問に対し、親切丁寧な答弁をいただきま

して、ありがとうございます。

2回目の質問をさせていただきます。

1つ目は、原子力発電に対する評価と脱原発についての町長の見解を聞かせていただきました。基本的には、目指す方向は私と同じかなと受けとめております。若干方法論の違いは、立場の違いでやむを得ないというふうに理解しております。町長も十分理解していると思いますが、原子力発電のあり方については、福島原発事故によって今までの安全神話が完全に崩壊したわけですので、町長も表明されているように、原発から撤退することを前提にし、再生可能エネルギーへの転換を図る、これを基本に今後のエネルギー政策を進めていただきたいと思います。人間の生命を第一に考えた町長の基本姿勢を今後も貫いていただきたいと思います。

町長も承知のことと思いますが、関西の県医師会の会長さんが医師会を挙げて抜本的に原発問題というものをしっかり考え直さなければならない、こう訴えております。全く町長と方向性が同じであります。医師の立場で人間の生命を守る人たち、真剣に考えれば脱原発の方向で進んでいくのかなということを改めて感じさせていただきました。

斉藤町長は、2年4カ月前に太田市との合併に反対して町長に就任し、大泉町を守りました。町民は大変喜んでおります。今度は脱原発の方法で、4万1,000町民の生命と財産を守っていただきたいと、私も町民も期待をしております。改めて町長の決意に感謝申し上げながら、この点については答弁は要りません。

2点目は、今後の取り組みについてであります。放射能線量の測定計画については、大変私も所管で報告も受け、また所管以外の公園等、また各施設がまだ明細に全体がやられていないということですので、一日も早くそういう全地域的に測定をやっていただきまして、町民に知らせていただければと。9月10日号の広報紙にいち早く載せるということですので、今後もその都度ホームページや広報紙で知らせて、町民に安心を与えていただけるようお願いを申し上げたいと思います。この件についても結構でございます。

3点目は、原発ゼロに向けての国への働きかけ、これもぜひ声を上げて頑張っていくという決意をいただきましたので、この件も結構でございます。

4点目は、自然エネルギー政策の推進ということで、かねて同僚議員もメガソーラーの推進、それから私も何回も住宅用の太陽光発電の設置推進をお願いして、今順調に進んでいるということでございます。2年前、大幅に減額された町の補助金、いわゆる8万5,000円から4万円まで落とされてしまって、斉藤町長が就任してこの補てんにいち早く手直しをしていただいて、2万円を回復し、今6万円に引き上げていただきました。大変ありがたく、その結果が先ほど町長が報告したように、22年度の実績が前年の約倍近く、175%も上がっているということで、大変効果が出ているということですので、この点についても引き続き推進のための環境づくりを手がけていただければありがたいと思います。

5点目は、戦争と原発のない国を目指しての平和を求める町民の意識高揚・推進運動でございますが、先ほど町長もこの考え方については同感いただいたわけですが、町が中心にやるのはいかがなものかというものも含めまして、これは町がちょっとした、先ほども申し上げましたように、後押しをする、チャンスをつくっていくということで、民間の、あるいはこうした関心のある方、また経験のある方に大いに戦争を語り、あるいは写真を持っている方、資料を持っている方に提供していただいて、会場を学校を含めて各施設に、あるいは町の町民ホールに常時展示す

るとか、もし55発足記念の行事ではいかなものかという気持ちがあるならば、民間の力をかりて来年度、ぜひ計画的に取り組んでいただければというふうに思います。

ちょっとまだ時間がありますので、なぜ私がここまで申し上げますと、今回の第1回目でも申し上げましたように、今回のこうした原発による事故、これはやはりこれからもしっかり恐ろしさについては後世に伝えなければならぬということで、この平和展、あるいは戦争展に参加した町外の子供の感想でございますが、ちょっと長いから、時間がないので要点だけ読ませていただきます。

私が考える本当の平和とは、人々の間から武器や武力を使った争いが一切消え、地球で生きているすべての人が笑顔で暮らすことができる、そんな世界になることです。平和とはですね。平和な社会を生きる私たちに、今何ができるのでしょうか。私たちにできることは1つしかないと思います。それは、戦争がどれだけ悲惨で平和がどれだけ素晴らしいものなのかを私たち若い世代の人間がしっかり学び、途切れることなく伝えていくことが大事だと、こう中学3年生の子が述べております。

このことに私は感銘をいたしました。ぜひこれらを参考にして、町挙げて町民の協働のまちづくりということで、民間の人たちの協力を得て、ぜひ来年度、関係部署の協力を得て実現をしていただければということで、あわせて、重ねてお願いをいたします。

それから、7点目については、所有財産の売却の件でございますが、私もいろいろと町内点-inしている空き地を見てまいりました。10数年、なかには20年以上も放置してほうってきて、何でこれここが町の財産、所有財産かと、びっくりするほど広大な土地があります。ぜひとも一日も早く、この点については付加価値を上げて、高く売れるよう手配、取り組んでもらいたい。町の所有財産になっている限りは1円もなりません。これを民間の手に買っていただければ、まず固定資産税が入るわけですから、財政確保という点で大きな意味のあるこの所有財産の処分、一日も早くできるようお願いをしたいと思います。

時間がありません。最後の住宅リフォームの創設については十分町長も理解をしていただきましたので、今後さらに先進地調査等、また大泉に見合ったりリフォーム助成制度、ぜひとも来年度こそ実現していただければということを中心にお願いを申し上げまして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（安田博敏君） 以上で、渡邊明議員の一般質問を終了いたします。

ここで、議事運営上、午後1時まで休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後1時再開

議長（安田博敏君） 休憩を解いて再開いたします。

通告3番、議席18番金子光国議員。

〔18番 金子光国君質問席登壇〕

18番（金子光国君） 議席18番金子光国です。

議長より発言の許可がございましたので、これより一般質問を行います。

私の今回の質問方式は一問一答方式で、社会福祉部長と町長に質問をいたします。

最初に、大塚社会福祉部長に質問いたします。

議長（安田博敏君） 大塚社会福祉部長。

〔社会福祉部長 大塚治男君答弁席着席〕

18番（金子光国君） 今回の私の質問は、子育て支援策の現状について、子ども・子育て新システムについて質問をさせていただきます。

国は、昨年6月、子ども・子育て新システム基本制度案要綱を決定し、幼稚園、保育園一体化を含めた制度改革にすることを発表しました。6月定例議会での私の質問のとおりでございます。そして、7月27日には、子ども・子育て新システム検討会議を開いて、ここで中間取りまとめを行いました。2011年、今年度中に必要な法律改正を行い、2013年度から新制度を実施することを決定しました。また、財源の確保ができない場合、段階的にでもこれを行うとの方針を決定されました。ここで明らかになったことは、幼保一体化のこども園構想や子ども手当も含めて財源を一元化するとした子ども・子育て包括交付金構想の破綻でございます。そして、保育の市場化という本当のねらいがますますはっきりしてきました。

今、国は社会保障と税一体改革の最優先課題としてこの幼保一体化を位置づけ、まさに強行しようとしているのが現状であります。全く議論も不十分な保育制度の大改悪が当事者の保護者の皆さんや保育関係者に内容も知らされないまま進められております。新システムの問題点を明らかにし、すべての子供たちの発達を保障し、保育補償を守るためには、この新システム導入、絶対に許してはならないと私は思います。子育て支援策の現状、部長、どのようにとらえておられるのか質問いたします。

議長（安田博敏君） 大塚社会福祉部長。

〔社会福祉部長 大塚治男君発言〕

社会福祉部長（大塚治男君） お答えいたします。

子育て支援策の現状をどうとらえているかということでございますが、まず町の保育全般について、子育て支援策、述べさせていただきたいと思っております。

本町におきましては、子育て支援策といたしまして、通常保育、障害児保育、病児・病後児保育、緊急一時保育の実施、子育て支援センターの設置、児童館の設置及び学童保育の実施、それからご案内のとおり、この7月から太田市へ委託してのファミリーサポートセンター事業の実施等、町民の多様な保育ニーズにこたえるべく各種の事業を展開しているところでございます。

先ほど、国の子ども・子育て新システムについて問題点等、金子議員から説明がございましたが、その関係につきましては、金子議員さんも先ほど質問の中でございましたが、子ども・子育て新システムに関する中間取りまとめ、これが7月6日の国の基本制度ワーキングチームでの検討を踏まえ、私のほうでは7月29日というふうに理解しておりますが、少子化社会対策会議にて決定された段階でございます、いまだに国・県から通知等は一切ない状況でございます。

そのような状況でございますので、それらにつきましては、意見は控えさせていただきたいと存じます。

議長（安田博敏君） 金子議員。

〔18番 金子光国君発言〕

18番（金子光国君） ただいま部長のほうから、システムの検討会議、7月29日と言われましたけれども、27日だと認識していますけれども、後日、その点については調査ください。

2011年度中に必要な法律改正を行い、2013年度から新制度を実施する、このような方針がこの

中で決定された、こう言われております。この問題点については、質問の中で明らかにしていきたいと思いますが、財源を一元化するとともに、子ども・子育て包括交付金化構想がこの中で破綻したことをこの会議の中でも認めている、このように保育関係者の人たちも言っておられます。

そして、この制度が実施されたら一体どういうことになるか、私たち、今このような議論を町の中でしておりますけれども、公的保育制度が全く解体されてしまいます。そして保育自体が株式会社、市場化されるシステムに変わる、これが大きな基本になると思います。国と自治体の保育実施責任、国による最低基準の確保、憲法でも保障されています。3番目として保育費用の公費負担を原則にし、地域や家庭の状況にかかわらず保育を必要とするすべての子供に平等に保障する制度だった公的保障制度、これが全く機能しない状態に陥ってしまう新システムでは、現行制度の3つの原則がなくなってしまいます。市町村の仕事は、認定とサービス費用の給付だけ。保育所入所は保護者の自己責任で施設と直接契約をする。親と施設とで契約する。また、最低基準は廃止される。最低基準は、先ほども申しましたが、憲法でも保障され、育児法にも書かれております。これが全くなくなる。企業参入促進のために、事業者指定制度が導入されてくる。また、保育費用については利用に応じた応益負担、所得にかかわらず実費上乘せ徴収も認められており、例えば契約以外の時間に子供を預けようとするれば、それも加算される、そういうことになります。保護者負担がふえ、全く利用しづらくなる。これが新システムの大きな特徴だと思います。

そして、新システムでは何が大きな問題かといいますと、先ほども申しましたが、市町村の保育実施責任がなくなり、保育園探しは自己責任、新システムでは児童福祉法24条に基づく市町村の保育責任がなくなり、市町村は保育が必要であるかどうかを認定する機関になる。うちの町も必要かどうか認定するだけの機関になります。認定は、保護者の就労時間が基本になります。働いていなければ認定はされません。預かってもらえません。保護者は自分で保育園など預け先を探し、事業者との直接契約をします。そして保育料は利用時間に応じた負担、応益負担になります。その上、保育費用の実費徴収や上乘せ徴収も認められ、延長、夜間保育、休日保育、病児保育なども、利用すれば別途料金が加算される、このような仕組みになるんじゃないでしょうか。

関係当局として、このシステムの検討等も行っておられると思います。今度の質問で一般質問3度目になりますけれども、このシステムについて、国のほうからまだ来ていない、具体的になっていない、こういうご答弁をされておりますが、システムについてはどのように、部長、見ておられるのか、質問いたします。

議長（安田博敏君） 大塚社会福祉部長。

〔社会福祉部長 大塚治男君発言〕

社会福祉部長（大塚治男君） 先ほども申し上げましたが、まだ中間の取りまとめの段階でございます。今後どのような形になるのかわかりません。そういったことですので、そのシステムについての言及は控えさせていただきたいと存じます。

議長（安田博敏君） 金子議員。

〔18番 金子光国君発言〕

18番（金子光国君） 担当部長のほうから、言及は控えるということですので、これからの町民の皆さんと一緒に運動していく都合もございますから、このシステムというのはどういうものか、私のいただいた資料の中から、時間もありますから、私が説明をさせていただきます。

まず、子ども・子育て新システムの問題点について、1つとして、児童福祉法24条に基づく市町村の保育実施義務がなくなり、市町村は保育の必要度の認定と保護者向けの補助金支給、施設利用の調整、あっせんといった保育の供給に補助的にかかわるだけになります。

2つ目として、保護者の就労時間を基本に幼保育度が認定され、利用できる保育時間が制限されてしまいます。保育所の入所に当たっては、保護者がみずから施設を選択し、施設と契約する直接契約というんですけれども、みずから施設を選択し、施設と契約する直接契約。そして、認定をされても契約できなければ保育は受けられません。保育株式会社がこの子はだめと言えば受けられない。そういうことになると思います。

3つ目として、保育所運営費は廃止され、保護者に対する個人給付、利用者の補助金です、これを基礎とするこども園給付が創設されます。保育のために支出される補助金の使途制限もなくすことも検討されている、こう言われております。

4つ目として、保育料は所得に応じた負担、応納負担から利用した保育時間に従って負担がふえる応益負担、今までは応納負担だったものが応益負担に変わります。国が定める法定価格を基本にしつつも、自由価格や実費徴収も認められ、施設や地域によって格差が生じてくる。お金がなければ利用したい保育も利用できません。

5つ目として、保育所への企業参入を図るために、基準さえ満たせば参入は自由、撤退も自由という事業者指定制度が導入されます。多様な事業者ごとに指定基準が導入され、あわせて最低基準の地方条例化によって最低基準はなくなり、保育水準の格差が広がっていきます。

6つ目に、多様な施設をこども園と称する幼保一体化は、保育と学校教育、これは幼児教育とを区別し、新システムの枠組みに入らない幼稚園が残るなど、一体化にほど遠いものとなりそうだ、こう言われております。

以上、6つの私たち住民にとって、また地域にとっても大変な事態が間近に迫っている。2013年にはこれを実施していくという方針を決めた、こう言われております。以上の6つの点がシステムの大きな問題点だというふうに私は理解しますが、この点については答弁は聞いても答えていただけませんので、求めません。

それから、2つ目、これは前の問題と重なってきますけれども、幼保一体化の問題点について質問したいと思います。

幼保一体化の問題、幼稚園と保育所を1つにしてこども園にする幼保一体化の特徴は3つあると思います。その1つは直接契約です。現状では児童福祉法により、保育にかける子供を入園させる仕組みですけれども、新システムでは、親が自分で探して直接園との契約を結ぶことになります。選択の自由があるといえますけれども、選ぶほど園はないというのが現状ではないのでしょうか。選ばれるのは利用者のほうで、お金がなければ入れません。

2つ目は、応益負担でお金がなければ利用できない仕組み、こう言われております。

3つ目は、先ほども申しましたけれども、認定化でございます。親が働く時間に応じて利用できる保育時間を決める、保育の必要度を認定し、その度数に応じて親の払う保育料も違うというシステムでございますが、保育の必要度と親が払える能力は比例していません。むしろ逆さのほうが多いのではないのでしょうか。

ですから、新システムになると、週3日、例えば週3日6時間のパートに行っていると、その分の必要度が認定されたとすると、それを超えた場合、超えた時間分の保育料がそっくり自己

負担となってきます。収入の低い人に重い負担がかかる仕組みとなっておりますが、部長、どのようにとらえておられますか。質問します。

議長（安田博敏君） 大塚社会福祉部長。

〔社会福祉部長 大塚治男君発言〕

社会福祉部長（大塚治男君） 先ほどからお答えしていますように、新システムにつきまして、中間取りまとめの段階でございますので、それについての意見は控えさせていただきます。

議長（安田博敏君） 金子議員。

〔18番 金子光国君発言〕

18番（金子光国君） お聞きのような答えでございますので、私のほうから、この幼保一体化について、この点については、もう既に3度にわたって、町長のほうにも質問しておりますので、理解されているのかなというふうにも思います。この点については結構でございます。

3番目に移りたいと思います。

（3）保育所待機児の解消について質問します。

次に、保育所待機児の解消について質問、自民党の元総理大臣だった小泉純一郎さん、待機児ゼロを私たち国民に約束なされました。そのときには、小泉さんのやったことは、保育園の保育枠、これを、ここもそうですけれども、保育枠を広げて、同じ園の施設なんですけれども、保育園児をみんな入れる、こういうような形のことをやって、今施策として現実にやっていることだと思いますけれども、保育所はつくらないで定員枠だけをふやす。保母さんはふえているのかどうか、この点について部長に聞きたいと思いますけれども、どうでしょうか。これは現実の問題です。

現実には、そういう詰め込みの中での全国的にはいろんな問題点が起こってきているというのもご承知のとおりだと思います。また、最近総理大臣をおやめになりました菅元総理もインタビューでこの点について答えております。保育をふやせば雇用がふえると言っておられます。菅さんの言うふやすということは、国や自治体の責任で保育所をふやす、こういうことではなくて、規制緩和をして保育に参入する株式会社をふやすんだ、こういうことを言うておられます。福祉部長については、このような今までの国の対応、これからではなくて、国の対応についてどのようになさってこられたのか、質問したいと思います。3点目の質問でございます。

議長（安田博敏君） 大塚社会福祉部長。

〔社会福祉部長 大塚治男君発言〕

社会福祉部長（大塚治男君） お答えいたします。

待機児を解消へ向けての方策でございます保育所の定員を超えての受け入れということだと思います。これにつきましては、平成22年度4月から通知がございまして、保育所の定員を超えた子供の受け入れについて、保育所の面積や保育士の人数などが国の基準内であれば、年度初めの4月からでも地方自治体が独自に見直しができるようにするということになりました。

本町におきましても、それを活用いたしまして、現在、町立あるいは私立保育園において定員を超えて園児を受け入れております。当然のことながら、保育士の配置基準、これは年齢ごとに、0歳児、1歳児、あるいは2歳児、3歳児ということで保育士の配置基準が決まっておりますが、それは十分満たし、また施設の面積、これも乳児室、あるいは保育室、ほふく室ですね、それから遊戯室、あるいは屋外運動場といったことで基準が決まっております。これらをクリアした中

で定員を超えて受け入れている現状でございます。

以上でございます。

議長（安田博敏君） 金子議員。

〔18番 金子光国君発言〕

18番（金子光国君） どうもありがとうございます。町の現状についてのご答弁でございました。

国全体としては、このような発想のもとに新システムを何が何でも導入する、こういう動きで新しい体制になった国政でもやってくるんだと、近い将来という、もうすぐですけれども、2013年にはもう実施する、お金がなくても実施する、こう決めているわけでございます。また、今の野田総理大臣になった段階でも、3党合意とかというような形で、昔の考え方に戻らざるを得ない、そういうような状況なんかも続いているというふうに理解しております。

そういう中で、4点目の子育て行き詰まりの背景について大塚部長に質問したいと思います。

行き詰まりの大きな要因は2つあると思います。その1つは、保育所の任務は地域の子育てのセンター的役割を果たすこと、つまり保育所が地域の子育ての核になることが求められている。今は一時保育さえもままならない状況で、利用は大幅に減っております。また、働いていて、本来なら普通入園しているはずの人たちが一時保育というのを使っている。1カ月分の保育料が払えないために節約している保育園もあると、このように言っております。また、給食代が払えないので午後になって子供を送ってくる、そういう使い方をしているお母さん方も多いそうだ、このように意見を聞いております。また、保育所の体制も一時預かりと通常保育は分けているが、その分の人配置されていないで、園長が兼務している保育所も全国には多々あるそうでございます。

私たち大泉町内の保育園は、そういうことはないと思いますが、大泉町内の保育園の現状はどのようになっているか質問いたします。

議長（安田博敏君） 大塚社会福祉部長。

〔社会福祉部長 大塚治男君発言〕

社会福祉部長（大塚治男君） お答えさせていただきます。

緊急一時保育につきましては、ただいま金子議員さんがおっしゃったものと本町の状況は非常に隔たりがあると思いますので、説明させていただきたいと思います。

まず、緊急一時保育制度でございますが、これにつきましては、保護者のパートタイム就労、就職活動、出産、傷病、冠婚葬祭などの理由で児童を保育できないとき、あるいは育児に伴う心理的、肉体的負担を解消したいとき、一般的にはリフレッシュというような言い方をしますが、これらの場合に原則として1カ月14日以内の期間、小学校就学前までの児童を保育園で一時的にお預かり制度でございます。お金が払えないからというような理由で、本町において利用されている人はおりません。また、保育につきましても、分けてではなくて、本町の場合には、通常その年齢児のところに合わせて保育をしております。

実績につきましては、減っているということがございましたが、これは、本町につきましては、本年は非常にふえておまして、既に昨年度の1年間の実績程度まで今年度では受け入れをしております。

以上でございます。

議長（安田博敏君） 金子議員。

〔18番 金子光国君発言〕

18番（金子光国君） 非常に心強い答弁をいただいております。今までの仕組みの中で、町民全体で、町を挙げて子供を育てる、このような観点から培ってきた子育てシステムではないかというふうに私は考えております。これがたったの3年以内、ここで国の施策によって、新システム導入によって、今みたいに部長からの答弁もいただけない、議論する場もない、このような状況が生まれようとしているのが現状ではないのでしょうか。

ただ、このような提案をされている政権政党自体が3年もつかどうか、非常に疑問だという声もございまして、運動の仕方、また現状の問題点等を、子育てをするお母さんや、また町民の皆さんが本当のねらいを知ったときには、大きな運動となって、このようなシステムは中座をするような方向に行くんじゃないかというような希望も持つものでございます。

部長については、事細かくといたしますか、いただけない答弁もございましたが、お立場もございまして、大塚部長についての質問は終了させていただきます。どうもありがとうございました。

次に、質問要旨5番のこれからの町の対応について、斉藤町長に質問したいと思います。

議長（安田博敏君） 斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君答弁席着席〕

18番（金子光国君） 先ほども申しましたけれども、この件で町長に質問させていただくのは3度目でございます。前の6月の定例議会でも質問させていただきました。どうしても子ども・子育て新システムの問題点を知っていただきたい、この一心で、しつこいようですけれども、3度目の質問をさせていただきました。

6月の定例議会での私の一般質問での子ども・子育て新システムに関する質問に、斉藤町長は、幼保一元化、新子育てシステムはまだ制度化されていない、先ほどの部長の答弁と同じでございますけれども、問題点が発生したら議員さんたちと相談し改善するように提案していきたいと思っております、こう答弁していただきました。要旨でございます。

それから2カ月後、私たちの県、群馬県で、「輝け！ 子どものいのちと笑顔 語り合おう 保育・子育ての未来を」をスローガンに第43回全国保育団体合同研究集会というのが開かれました。8月6日から8日まででございます。この中では、子ども・子育て新システム、公的保育制度を解体し保育を市場化する新システムがメインテーマとして議題となりました。事を急にする運動の提起がありました。早急に運動しようという、こういう保育関係者の皆さん、また関係者の皆さんの声が上がっております。担当部長の質問でも述べましたが、7月27日の子ども・子育て新システム検討会議で、2011年、今年度中に必要な法律改正を行い、2013年度、新制度を実施する、この方針が決定されたとの報告があり、このままいけば実施されてしまうというのが流れとなっているんじゃないでしょうか。

そこで、町長に質問します。

子ども・子育て新システムについて、どのように考え、これからの町の対応をどのようになさるのか。3度目の質問ですけれども、質問させていただきます。

議長（安田博敏君） 斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君発言〕

町長（斉藤直身君） 町長はどのように考えているかと、3度目の質問だということでございますけれども、まだ制度的には13年実施で法律が通っておりません。そういう中で、もう一度念を押すようですけれども、新システムとはですね、民主党政権が推し進める新しい教育制度、保育への国と自治体の公的責任を放棄し、営利企業の参入を促進するなど、福祉の変質につながると厳しい批判の声が上がっています。来年の通常国会に法案を提出し、2013年度から実施の方針ということと伺っております。行政といたしましては、この新システムの制度が法制化されてどのようにおいてくるかを慎重に見きわめながら、行政として対応していきたいと思っております。

先ほど社会福祉部長がお答えしておりますように、国では、中間取りまとめが少子化社会対策会議で決定された段階でございますので、その内容についての意見は差し控えさせていただきますが、今後、国・県の動向を注視してまいりますとともに、新システムが決定され施行された際には、それを運営していく中で問題点が生じることがございましたら、解消に向け努力してまいりますので、よろしくご理解のほどをお願いしたいと思います。

以上です。

議長（安田博敏君） 金子議員。

〔18番 金子光国君発言〕

18番（金子光国君） どうもご答弁ありがとうございます。お立場ではそこまでしか答弁できないかなというふうにも思います。

しかし現実には、今年度中に法制化がされ、それから2年後には実施の段階に入っていくというふうな流れも見えております。何が何でもこのような子供を全く無視した、また保育士の皆さんやお父さんやお母さん方を全く無視した愚行が国政において通されようとしております。そういう中で、先ほども紹介しました群馬県での合同研究集会でも、集まった皆さんの中で署名運動等、国民の多くの皆さんに現状を理解していただいて、理解してもらい運動を広げて、何が何でもこのようなシステムはつぶしていこうと、こういう声が上がったと聞いております。私もこれに共鳴して、子供は宝です。大泉に産まれた子供は大泉町民の宝でございます。みんなで育て、みんなでまた保育、教育をしていく、そして将来の担い手として頑張ってもらおうというのが行政としての役割かなというふうにも私は思います。私もその運動の先頭に立って頑張ることをここで決意しまして、町長の決意があればお聞きしたいと思いますけれども、お立場がありますから難しいかなというふうに思いますが、何かコメントがあったらお願いします。

議長（安田博敏君） 斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君発言〕

町長（斉藤直身君） 私は、制度的な矛盾が執行され暁に露出することが多々あります、介護保険制度もそうなんですけれども。そういう前にできるだけその理念を、これは行政としてそぐわない制度であれば反対するという立場にはやぶさかではございません。私は、少子化対策については、社会が子供を育てる、当たり前のことです。社会が介護老人の面倒を見るというシステムが社会保障だと思っております。その中に財政的な問題もありますけれども、できるだけ社会的弱者を助けるのが政治の基本理念であります。文化的、経済的最低限度の生活は憲法で保障されております。私はそれを幸福になる権利というふうに総称させていただきます。幸福になる権利を保障するのが、私は政治の理念だと思っております。

そういうことで、できるだけ力を注ぎたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（安田博敏君） 金子議員。

〔 18番 金子光国君発言〕

18番（金子光国君） どうも熱い答弁、ありがとうございました。

このような理不尽な法的整備の動き等については、全く私も納得できないし、保育、また幼児教育の充実、現行制度をさらに執行部の皆さん、また町長を初め協力して充実させていきたいということを決意しまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（安田博敏君） 以上で、金子光国議員の一般質問を終了いたします。

ここで、議事運営上、午後1時55分まで休憩いたします。

午後1時42分休憩

午後1時55分再開

議長（安田博敏君） 休憩を解いて再開いたします。

通告4番、議席17番久保田一郎議員。

〔 17番 久保田一郎君質問席登壇〕

17番（久保田一郎君） 議席17番久保田一郎です。

議長より発言の許可が得られましたので、これより通告に従って順次質問をさせていただきます。

今回の私の質問は、一問一答方式であります。

4件ともすべて斉藤町長に質問します。

議長（安田博敏君） 斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君答弁席着席〕

17番（久保田一郎君） 初めに、質問事項の1として、防災対策について。

要旨として、（1）防災士の育成について質問します。

我が国は、太平洋側にある海洋プレートが周辺の大陸プレートに沈み込む環太平洋造山帯に位置し、世界的に見ても地震の多い地域であります。例えば米国地質調査所のデータによると、日本の国土は地球の表面積の0.25%にすぎないが、過去30年においてマグニチュード6.0以上の地震回数は世界の20.7%を占めるに至っています。近年においては、内陸型地震が頻繁に発生しており、いつどこで大地震が発生してもおかしくない状況にありました。そのようなとき、本年3月11日に東日本大震災の巨大地震が発生したのであります。

本町においては、地域防災計画の中の第2章、災害予防の箇所では、次のように述べています。風水害、雪害に備え、災害の発生を予防し、または災害の規模を最小限にするためには、以下の事項が重要である。1、大雨、強風または大雪に見舞われても、それに耐えられる町道をつくる。2、発生した被害に対しての迅速かつ確な災害応急対策の体制を構築する。3、みずからの命はみずからが守るための住民の防災活動を推進する。大変心強い限りであります。

そこで、防災士の育成について質問します。

防災士とは、特定非営利活動法人日本防災士機構による民間資格であります。機構が定めたカリキュラムを防災士教本による自宅学習（履修確認レポート）と会場研修講座の受講で履修し、履修証明を得て資格取得試験に合格し、消防署または日本赤十字社等の公的機関が主催する救急救命実技講習を受け、その修了証、または認定書を取得した者に認定されるものであります。防

防災士の有効期限や写真の書きかえ更新はなく、終身資格であります。災害時に防災活動が円滑に実施できるよう、防災業務に従事する職員に対し、防災知識の普及、向上を図る観点から、町として防災士の育成に積極的に取り組むべきであると考えますが、町長はどのような見解なのか質問します。

議長（安田博敏君） 齊藤町長。

〔町長 齊藤直身君発言〕

町長（齊藤直身君） 防災士の育成について、久保田議員さんのご質問にお答えいたします。

ご提言の、町職員も含めて、防災士として専門の知識を職員に身につけさせ、地域の防災リーダーにということでございますが、これまでも町職員につきましては、県、国、関係機関等で実施する研修等に参加させ、防災に関する知識を習得させてきたところでございます。

ご提言の防災士は、特定非営利法人日本防災士機構が認定した制度で、主な活動は、防災意識の啓発、自助・共助活動の訓練、災害時の公的支援到着までの被害拡大の軽減、被災者支援活動であるようでございます。

太田市消防本部でも、この防災士を14人が取得しているとのことでございます。防災士には資格取得に必要とされる費用に特例規定があるようでございまして、1人約6万円のところ5,000円程度で済むということで、各個人が負担をして取得されたとのことでございます。取得費用につきましてはいずれにいたしましても、この資格は2日間ほどの講習で取得できるようでございますが、2日ほどで得られる知識というものがどの程度のものなのか等、疑問が残るところでございます。幸い太田市消防本部に防災士がおりますので、資格取得者本人に詳しい話を聞くなどして、今後調査研究をさせていただきたいと存じます。

以上です。

議長（安田博敏君） 久保田議員。

〔17番 久保田一郎君発言〕

17番（久保田一郎君） ただいま町長から答弁いただきまして、ありがとうございます。

防災士については、防災士とは、自助、公助、協働を原則として、かつ公助の連携充実に努めて、社会のさまざまな場で減災と社会の防災力、公助のための活動が期待され、さらにそのために十分な意識、知識、技能を有する者として認められた人のことであります。2010年6月末現在で4万103人がその資格を取得していると、こういうデータがあります。

防災士の活動は、主として地震、水害、火山噴火、土砂災害などの災害において、公共機関や民間組織、個人と力を合わせて以下の活動を行うとしています。平常時においては、防災意識、知識、機能を生かしてその啓発に当たるほか、大災害に備えた自助、共助活動等の訓練や防災と救助等の技術の練磨などに取り組む。また時には防災、救助、計画の立案等にも参画。災害時にはそれぞれの所属する団体、企業や地域などの要請により、避難や救助、救命、避難所の運営などに当たり、地域自治体など公的な組織やボランティアの人たちと協働して活動すると、こういうことが防災士の概要でございます。

今回の3.11の東日本大震災を踏まえて、地域防災計画を見直しされるということがありまして、やはり私は、職員には専門知識というか、防災リーダーとしての育成をする責務があるんじゃないかと、このように考えているわけでございまして、やはりまずは職員が資格を取っていくのが先決かなと、こんな思いもするので、この防災については、私は金を惜しんではいけないんじゃない

ないかと。まして人災などと言われては大変困る部分があると思いますので、町長は町のリーダーでございますから、決断と実行は町長の専権事項だと、こう思っていますので、この防災対策に対しては積極的に取り組むべきだと、時期が時期ですからね、そういう潮時じゃないかというか、時期じゃないかと、私は思っているんですが、再度この前向きな取り組みをするのかどうか答弁をお願いします。

議長（安田博敏君） 齊藤町長。

〔町長 齊藤直身君発言〕

町長（齊藤直身君） ご提言の職員にも資格を取らせなさいということでございますので、前向きに検討させていただきます。

議長（安田博敏君） 久保田議員。

〔17番 久保田一郎君発言〕

17番（久保田一郎君） 町長が大変前向きな答弁でございますので、町長の今後のリーダーとしての決断と実行に期待して、この質問は終わりにします。

次に、要旨の（2）防災出前講座の開催について質問します。

災害から住民の生命、身体及び財産を守ることは、町に課せられた使命であります。同時にみずからの安全はみずからが守ることも防災の基本でもあります。特に発災時には、行政が本格的に対応を行うまでの間にはある程度の時間が必要であること、通信、交通等の混乱により、被災地における活動が一時的に不可能となることも予想されます。このため、住民には災害時に近隣の市庁舎、災害時要援護者を救出、救助する、行政が行う防災活動に協力するなど、防災に寄与することが求められます。したがって、町は、住民に対する防災思想の普及、徹底に努める必要があります。

そこで、住民に対し防災知識の普及、地区の実情に応じた災害予防教育を実施し、災害の防止または軽減を図る観点から、町は防災出前講座の開催に積極的に取り組むべきであると考えますが、町長はどのような見解なのか質問します。

議長（安田博敏君） 齊藤町長。

〔町長 齊藤直身君発言〕

町長（齊藤直身君） 防災出前講座の開催についてでございますが、議員さんご案内のとおり、防犯につきましても、町では県で行っている防犯出前講座を各地域に紹介し、実施してきたところでございます。この防災版ということでございますが、防犯につきましても、各地域の自主防災組織で行われている防災訓練の中で、地域の要望により県職員や消防士を講師に迎えての防災講話や初期消火訓練及び救急救命講習等の実技と講話を交えての訓練等を行っているところでございまして、防災出前講座という名称ではございませんが、各地域において身近な防災講習を実施してきているところでございます。

現在、東日本大震災を契機に防災に対する町民の意識が高まりつつあるところでございまして、今後も自主防災組織連絡協議会とも連携しながら、地域の要望に沿った講習や訓練等を行ってまいりたいと存じます。

以上です。

議長（安田博敏君） 久保田議員。

〔17番 久保田一郎君発言〕

17番（久保田一郎君） 町長、大変前向きな答弁、ありがとうございます。

町の地域防災計画の中にはこんなふうにあります。住民に対する防災知識の普及の箇所がございます。

災害から住民の生命、身体、財産を保護することは町に課せられた重要な使命であるが、災害対策の万全を期するためには住民一人一人が正しい防災知識を持ち、みずからの安全はみずから守るという防災意識の高揚を図ることが重要であると、このように述べられているわけですね。それをぜひとも実践してもらいたいわけございまして、30行政区には全部まだ自主防災組織はそろっていませんが、ぜひともそういう自主防災組織と連携を図りながら、本来は自主防災組織自前でできればいいですけれども、やはり当初は県だとか町の、そういう防災士の資格を持った方が、やはり指導に当たる、普及に当たる、住民意識の高揚を図る、こういう観点が大変重要であるという観点でございますので、ぜひとも今行っているそういう講話だとか、そういう避難訓練の伴う実務訓練、そういうのもぜひともこれからも積極的に前向きにとらえて、どんどん私はそういうことを数をふやして行って、町から呼びかけるようなことも取り組んでいただきたい、このような考えがあれば、また答弁お願いします。

議長（安田博敏君） 斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君発言〕

町長（斉藤直身君） 議員さんおっしゃるように、備えあれば憂いなし、昨日、一昨日の近畿地方の大水ですね、大雨による洪水、土砂崩れで大分多くの犠牲者が出ましたけれども、いつ本町にもそういう自然災害が見舞わないとは限りません。ですから、常に自助、共助の形で、各地域で防災組織をしっかりと構築していく中で、講習やトレーニングを積極的に進めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（安田博敏君） 久保田議員。

〔17番 久保田一郎君発言〕

17番（久保田一郎君） この件につきましても、防災対策、これはもう待ったなしだというふうな思いがありますし、この3.11の大震災を契機に防災の意識が皆高まっている、こういうときに、やっぱり早目早目に手を打って防災対策に万全を期すと、これは行政の仕事だと思っていますので、ぜひともその辺の取り組みについても町が呼びかけて、全行政区でそういう防災出前講座ができるよう特段の働きかけもお願いしたいということで、この件についても以上で終わります。

次に、質問事項の2として、障害者福祉について。

要旨として（1）授産支援について質問します。

現在の地域活動支援センターは、平成2年4月に開所した福祉作業所を平成19年3月に名称変更したものであります。ただ、長年なれ親しんできた名称の変更は寂しいものがあり、また現在の名称は抽象的であり、どこかた苦しく、なじみにくいものになっていると思います。町独自の愛称や通称をつけることはできないのでしょうか。例えば生涯学習センターは文化むらと呼ぶ、また、勤労者複合福祉施設はいずみの杜と呼んでいるわけでありまして。このようにもっと身近でみんなの人に親しまれる愛称は検討するべきであると考えますが、町長はそのような見解があるかどうか、まず質問します。

議長（安田博敏君） 斉藤町長。

〔町長 齊藤直身君発言〕

町長（齊藤直身君） 議員さんご案内のとおり、地域活動支援センターの名称は、障害者自立支援法の施行後、平成19年に町条例の改正を行い、それまでの福祉作業所から名称変更した経緯がございます。ご提言の親しみのある名前というか、愛称ということでございますが、今後関係者からもご意見を伺い、公募を含めて検討してまいりたいと存じます。

以上です。

議長（安田博敏君） 久保田議員。

〔17番 久保田一郎君発言〕

17番（久保田一郎君） この件については、ぜひとも前向きに取り組んでいただきまして、皆さん親しみのある名称にして、もっと身近に感じていけるものにしたほうが私はいいと思えますので、ネーミングについては今後ぜひとも前向きに検討していただきたい、これはお願いでございます。

この地域活動支援センターの目的は、次の4つであります。

1、日常生活に必要な社会性の訓練、2、職業適性の発見及び機能訓練、3、職業生活及び職業的自立の基礎訓練、4、家内工業的な授産指導、特に授産支援については、現在、請負作業、アルミ缶回収、野菜づくり、お菓子づくり等に一生懸命取り組んでいると聞き及んでおります。しかし、不景気の時代には、請負作業などの仕事は大変厳しいのではないかと推察します。そこで、新たに例えば家庭で不要となった食用廃油を活用して、固形せっけんや粉せっけんづくりに取り組めるような授産支援について、前向きに考えていくべきであると思っておりますが、町長はどのような見解なのか質問します。

議長（安田博敏君） 齊藤町長。

〔町長 齊藤直身君発言〕

町長（齊藤直身君） 地域活動支援センターの事業でございますが、景気低迷の状況を受け、企業からの受注が減少している事実がございます。こうした中、センターでは独自事業として、野菜の生産、販売、アルミ缶の回収、そしてクッキーの製造販売を行っているところでございます。中でもクッキーの販売は、販路の拡大等によりセンターの中心的事業となっております。また、視察時の手土産として、議員皆様にご協力もいただいているところでございまして、この場をおかりして感謝申し上げます。ありがとうございます。

さて、ご提言の町がプラントを用意して廃油利用のリサイクル製品の製造販売ということでございますが、廃油の処理は独自の作業棟を準備すること、劇薬を扱うためしっかりした管理体制が必要となること、製造過程も含めた安全管理のための人員体制等、幾つかの課題もあると認識しております。こうしたこと踏まえて、今後調査研究してまいりたいと存じます。

以上です。

議長（安田博敏君） 久保田議員。

〔17番 久保田一郎君発言〕

17番（久保田一郎君） 地域活動支援センターの目的は、このように書かれております。地域で暮らす障害を持つ方に創作的活動または生産活動の機会を提供し、さらに社会との交流を広げることを目的とした通所の施設です。企業等に就職することが困難な在宅の知的障害者、身体障害者及び精神障害者の方に、先ほど申した4つの訓練を行うと、このように明記されているわ

けでございますので、私は、自力で頑張れる人は自助努力で頑張ってもらいたい。ただ、子供だとかお年寄りだとか障害者は、やはり行政が、第三者が手を貸さないと生きていけない、こういう弱い立場なんです。それにはぜひともこの機能訓練、授産訓練、社会性の訓練、いろいろありますけれども、私は授産の支援を行って、メニューをふやして、その人の持っている可能性を、何が適正なのかというのは、私はわからないと思います。そういうものでありますから、私は個人的にはなかなか会社に就職できないんじゃないかと、こういう立場でございますから、そこで生きていけるような、生活の糧を得られるようなものを、やはり行政として社協と連携をとりながら、そういう授産支援についてはもっと前向きに検討していくべきだと思いますので、私はできれば新年度の予算の中でもそういう調査研究費を盛ってもいいのかなという感じもしますが、その具体的な対応について何か考えがあればお尋ねします。

議長（安田博敏君） 齊藤町長。

〔町長 齊藤直身君発言〕

町長（齊藤直身君） 福祉作業所の事業の内容についてもっと拡張しろということでございます。そこで、完結的に生活できるような作業を与えたらいかがですかということだと思います。関係者等とその対応の時間的制約、それと能力の限界もあると思いますので、関係者と協議する上で調査研究させていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（安田博敏君） 久保田議員。

〔17番 久保田一郎君発言〕

17番（久保田一郎君） 次に、（2）地域ホーム・グループホームの設置について質問します。

平成13年3月に作成された第四次総合計画の障害者福祉の充実の箇所では、次のように述べています。ここ数年、障害者数には大きな変化はないが、障害者自身の高齢化と保護者の高齢化が進んでおり、その対策が必要となっている。そのため施設入所者については法人等の施設整備の援助を図り、在宅者に対しては各種在宅サービス事業や福祉作業所設置など、本人や家族の支援の充実にも努めていると。

そして、施策事業の概要の3、生活の安定の（2）地域ホーム・グループホームの設置では、次のように述べています。生まれ育った地域社会の中で自立した社会生活が営めるよう障害者の生活の場として、地域ホーム・グループホームの設置の設置を推進するとともに、就労の場の確保にも努めるとあります。

このように第四次総合計画の中で地域ホーム・グループホームの設置の方針を打ち出したのにもかかわらず、10年経過しても設置が実施できなかった原因は何であったのか、また今後どのように取り組んで設置を実現させる方針なのか、町長に質問します。

議長（安田博敏君） 齊藤町長。

〔町長 齊藤直身君発言〕

町長（齊藤直身君） 議員さんご指摘のとおり、町は第四次総合計画に地域ホーム・ケアホーム設置の推進を掲げて生涯福祉施策に取り組んでまいりました。その間、太田市を中心とした施設と連携を図りながら、サービス提供に努め、あわせて需要と供給の調査研究も行ってきたところでございます。しかし、この間、合併協議の事務事業のすり合わせ、法律の改正等、状況が大きく変化したこともあり、地域ホーム・ケアホーム設置の推進についてなかなか進まなかったと

認識しております。

以上であります。

議長（安田博敏君） 久保田議員。

〔17番 久保田一郎君発言〕

17番（久保田一郎君） そのような事情についてはある程度わかっていただけてございますが、ただ、10年間できなかったという事実はあるわけです。先送りされたわけですよね。それで新しい第五次総合計画の前期基本計画、これは平成23年度から平成26年度まででございますが、その中に障害者福祉の充実ということがありまして、8年後の目指す町の姿、障害のある人が必要とする支援を受けられて、住みなれた地域で自分らしく暮らしていける町なんだと、そして自立した生活が営める地域社会づくりを目指します。その前期計画の中では、地域生活移行支援、法人支援ということが出ていますので、町も大変この4年間の中で実現する可能性があるのかなという期待を持っているわけございまして、これは8月25日の広報おおいずみの中で、知的障害者施設運営事業者を募集しますと、このように出しているわけございまして、町として、この前期4年の中で、先ほど申し上げた地域ホーム・グループホームの設置について、ぜひとも設置したいということで、法人の支援を積極的に行っていく考えがあるのか、改めてお尋ねします。

議長（安田博敏君） 斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君発言〕

町長（斉藤直身君） 第五次総合計画では、前計画の地域ホーム・ケアホームの設置、推進を継承するものとしたしまして、障害者福祉の施策の目標に、「障害のある人が必要とする支援を受けられ、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていける町」を掲げ、この目標を実現するための主な事業内容に、地域生活移行支援（法人支援）を前期計画に位置づけております。

また、受け皿づくりということでございまして、施設の設置、運営は、法人が行うものと認識しており、先ほど述べさせていただいた第五次総合計画の中の主な事業内容の地域生活移行支援、法人支援に基づき、施設の設置、運営、管理を実施する法人に対して支援を行ってまいりたいと存じます。

議員さんご案内のとおり、8月25日号の広報おおいずみに知的障害者施設運営事業者の募集を掲載したところでございまして、今後も障害者福祉の充実に向け、努力してまいりますので、どうぞご理解賜りますようお願いいたします。

以上です。

議長（安田博敏君） 久保田議員。

〔17番 久保田一郎君発言〕

17番（久保田一郎君） 町長の今後特段の努力をお願いして、この前期4年間で設置ができるようによろしくお願ひしたいと思います。

続いて、質問事項の3として、高齢福祉について。

要旨として、（1）熱中症対策について質問します。

この件については、1年前にも同様の質問を行っていますが、この1年間の推移を踏まえながら改めて質問します。

マスコミ等の報道によりますと、昨年度、高齢者が熱中症が原因と思われる症状で亡くなった人数は、全国で1,600人を数えると言っております。このような観点から、熱中症は新たな災害で

あるとも言われています。昨年度、熱波元年のスタートであるにとらえるべきであり、今後、毎年危険な夏が続いていくと認識するべきであると考えます。

本町においては、ひとり暮らし高齢者の熱中症予防について、広報やホームページ、そしてチラシ配布など、前向きに対応していると推察しています。今年度に入り、他の自治体では、このひとり暮らしの高齢者の熱中症対策にさまざまな取り組みを行っています。例えば民生委員が熱中症計を持って家庭訪問して、室内の温度をチェックし、チラシを渡して注意を呼びかけているところ、またひとり暮らしの高齢者を対象に熱中症計を配布しているところ、そしてひとり暮らしの高齢者を対象に首に巻く冷却シート、タオルを配布しているところなどさまざまであります。

本町においては、年々ひとり暮らしの高齢者数が増加傾向にあります。このような観点から、他の自治体が行っている熱中症対策を参考にして、具体的に目に見える形の予防対策に取り組むべきであると考えますが、町長はどのような見解なのか質問します。

議長（安田博敏君） 齊藤町長。

〔町長 齊藤直身君発言〕

町長（齊藤直身君） 久保田議員さんのおっしゃるとおり、ことしは昨年同様暑い日が多く、特に6月下旬、7月中旬、8月中旬には猛暑日が続き、また3月11日に発生した東日本大震災の影響により節電の要請がされ、エアコンの使用を控えるなどの影響もあったため、全国で熱中症による救急搬送をされる方が例年より多く、高齢者の割合も高くなっている状況であります。

大泉町では、昨年熱中症及び疑いの方の救急搬送は全体で17名でございました。23年度は、8月25日までですが、10名の方の救急搬送がございました。また、60歳以上の方の搬送人数は、昨年が11名、ことしは3名でございました。

大泉町の熱中症予防につきましては、ホームページによる啓発、自主グループ講座等の開催時の講話、保健福祉総合センター内に熱中症予防を呼びかけるパネル掲示及びチラシ配布等を実施しております。高齢者に対しましては、町内12の介護支援施設に熱中症予防のチラシの配布依頼をし、またひとり暮らし高齢者につきましては、各地区の民生委員さんに自宅へ訪問した際にチラシを配布し、熱中症予防を呼びかけていただいております。そのほか、週1回の友愛訪問時にも熱中症に注意するよう声をかけていただいております。

以上であります。

議長（安田博敏君） 久保田議員。

〔17番 久保田一郎君発言〕

17番（久保田一郎君） ただいま町長から答弁いただきまして、昨年度質問したときの答弁と余り変わっていないということは、この1年間は余り積極的に取り組まなかったのかなという、そういう疑問を持っているわけでございますが、前も言いましたけれども、熊谷と館林の間に挟まれている本町は、同じ、それが同等以上の温度の高さだと私は思うわけでございますから、そういう立地条件も加味しながら、やはり他の熱中症予防の先進地と言われるところが取り組んでいる自治体の例を、私はもっと調査研究して取り入れるべきだと、こういう観点でございまして、聞きますと、何か職員も熱中症よけを買ったという話を聞きまして、何か1,700円したということも聞いております。

私は、やはり高齢者がどんどんふえて安全・安心な生活を送るのが基本だと思っていますから、そういう不安を覚えるようなことじゃなくて、町がもっと前へ出て、一歩踏み込んで、何か目に

見える形でこのようにケアしています、サポートしています、見守っています、こういうメッセージを出したほうがいいと思いますので、そういう高齢者に対して町が、例えば先ほど申し上げた冷却シートでも熱中症よけでも配布しましたということになれば、だれも文句を言う人はいないんじゃないかと、こう思うわけで、よく一人の人間の命は地球より重いと言われているわけですから、もっとある面においては高齢者の立場も考慮して、孤立しがちな高齢者の立場も考慮して、やはりそういう具体的な対策、取り組みをするべきだという観点でございますが、そういう考えがあるのかどうか改めて質問します。

議長（安田博敏君） 齊藤町長。

〔町長 齊藤直身君発言〕

町長（齊藤直身君） 昨年9月の一般質問でも答弁させていただきましたが、ひとり暮らし高齢者の熱中症対策につきましては、地域の皆様の協力を得ながら、民生委員さん、ボランティアの皆さんを初め地域での見守り活動の中での実施をしているところであります。それがまさに協働のまちづくりの基本形態かと思っております。

ただいま久保田議員さんからいろいろとご提言いただきましたことについては、ひとり暮らし高齢者の熱中症対策として何が一番効果的なのか、他町村の事例も参考にしながら、これから検討させていただきます。

以上でございます。

議長（安田博敏君） 久保田議員。

〔17番 久保田一郎君発言〕

17番（久保田一郎君） 繰り返すようで恐縮でございますが、この暑さはこれからもずっと続くんだと、毎年。同じような状態になるんだということが前提で物を申しているわけでございまして、ことしで終わるんですと言われれば、それはそれでいいでしょう。だけれども、これから毎年、この暑さ対策がずっと続いていくんですと、節電も続くんじゃないかと、こういう思いがあるわけです。だから抜本的に対策をとったほうがいいと、こう言っているわけでございますので、ぜひとも他の先進地自治体の例を参考にしながら、我が町もそういう具体的な取り組みをぜひお願いしたいと、こういうことでございますので、町長の特段の努力をお願いします。

最後に、質問事項の4として、国際化について。

要旨として、（1）国際交流について質問します。

平成13年3月策定の第四次総合計画の中の国際化の対応の箇所では次のように述べています。本町の状況としては、平成4年にブラジル連邦共和国グアラチングター市と姉妹都市を締結し、平成10年度には町民海外派遣事業として姉妹都市訪問を行い、民間交流への広がりが期待されている。そして施策事業の概要の2、国際交流機会の提供の（4）友好姉妹都市との交流では、次のように述べています。ブラジル連邦共和国グアラチングター市との姉妹都市交流を初め、新たに海外の都市との交流の検討と民間レベルでの交流を促進するとあります。

私の持っている資料によると、平成11年2月にグアラチングター市より訪問団が来町したのを最後に、平成23年の今日に至るまでの12年間、音信不通の休止状態になっているのが実情であると思います。このブラジル連邦共和国グアラチングター市との姉妹都市交流について、今後も継続していくのか、今後の取り組みについて町長に質問します。

議長（安田博敏君） 齊藤町長。

〔町長 齊藤直身君発言〕

町長（齊藤直身君） 大泉町の国際姉妹都市交流につきましては、ご案内のとおり、平成4年10月にブラジル連邦共和国サンパウロ州グアラチンゲター市との姉妹都市の締結をいたしました。主な交流の内容ですが、平成4年から平成11年までは同市の市長、市議会議員を初め市の関係者が本町を訪れ、5回の行政視察が行われています。また、本町からも平成4年に収入役、議長さんを初め関係者が調印文書の締結のために、平成10年には町民の方を含めた派遣団が同市を訪問し、親交を深めてまいりました。その後は、平成19年まで町の広報紙やカレンダーを送付していましたが、相手の市からは何の連絡もなくなり、徐々に疎遠になってまいりました。その要因といたしましては、距離的な面、言葉の面に加え、ブラジル連邦共和国では、日本と異なり、市長の交代とともに市の体制が大きく変わってしまうということも上げられると思います。

以上であります。

議長（安田博敏君） 久保田議員。

〔17番 久保田一郎君発言〕

17番（久保田一郎君） ただいま町長が言ったことは了解しているわけですが、私、この姉妹都市交流ですか、これについて、経緯について若干申し上げますと、交流のきっかけになったのは、やっぱりバブル時代の人手不足が原因でありまして、民間の東毛地区雇用安定促進協議会が窓口になりまして、南米系の特にブラジルの2世ですか、という方を誘致して、人手不足の解消、労務倒産の解消に当たったというのがきっかけかなと。その中で、入管法の改正等がありまして、急激に本町における外国人の数が増加したと、こういうデータもあるわけですが、かつて日本人が移民として移住し大変お世話になったということで、日本が豊かになって逆になったんで、人道上の見地から町も受け入れ態勢を前向きに取り組んできた経緯があります。そして友好都市締結に進んだものと、このような推察しております。

私は政策は間違っていなかったと、こう思うんですが、ただ、先ほど申したように、もう20年近くなりました、平成4年から考えると。先ほど申したように、もう12年間は音信不通ですよ。こちらがカレンダーを先に送っても、向こうから何の返事もない。その理由は、先ほど町長が申したとおり、距離が遠い、地球の反対側であります。また治安が悪い、青少年の交流ができない、言語が違う、これはポルトガル語です。政治体制が違う、4年で首長、議員が全部入れかわってしまうと。こういう中で継続した交流というのは難しいんじゃないかと、こう思うんですが、この辺の見きわめについては、町長はどんなように考えていますか。

議長（安田博敏君） 齊藤町長。

〔町長 齊藤直身君発言〕

町長（齊藤直身君） 姉妹都市締結は相手方のあることですから、相手の反応がない限り、これは何とも先へ進めませんので、よろしくご理解いただきたいと思います。

議長（安田博敏君） 久保田議員。

〔17番 久保田一郎君発言〕

17番（久保田一郎君） 町長の苦しい立場はよくわかります、これ前の方がやったんですからね。やめるのは齊藤町長だとは言えませんので、苦しいんじゃないかと、こういう立場は理解します。

ただ、第五次総合計画、この前期基本計画ですね、この中に探したんですけれども、載ってい

ないんですよ、国際交流の件は。何が載っているかということ、多文化共生の推進だけ載っているんですよ。国際交流は消えてしまったんです。消えてしまったということは、もう国際交流は余りやりたがらないよと、町の計画では載らないんですということだと、裏返しだと思っていますので、私は、国際的にブラジルまで行って調印したわけですから、これを破棄することはなかなか難しいだろうと、国際上の信義から考えて。ただ現状は休止状態になっている。これはどうするのかということは、私はもうある程度、20年たって見切りをつけて方向転換して、例えば英語圏の都市と毎年交流するとか、そういうふうに私は考え方も転換してもいいんじゃないかな、こう思うわけございまして、改めてブラジルとやるかといったってなかなか難しいんじゃないかと判断していますので、今後の国際交流の推進について、町長はどのような考えがあるのか改めてお尋ねします。

議長（安田博敏君） 齊藤町長。

〔町長 齊藤直身君発言〕

町長（齊藤直身君） ご案内のように、本町は全国有数の外国人集住都市として多くのブラジル国籍の方が暮らしており、グアラチングター市との姉妹都市の意義については理解できますが、同市との交流は休止状態ございまして、交流の再開は難しいものと考えております。

また、英語圏との交流があればという、検討していただきたいということでございますが、現在、大泉町は国際交流協会を中心として、平成16年度からアメリカシカゴの高校生のホームステイの受け入れを行っているところでございます。ことしは、震災のため先方から義援金が送られ、また激励のメッセージのポスターが多数送られてきたところであります。それも既に4回を受け入れており、家族を初めとして交流の輪が広がっております。

また英語を母国語とする在住外国人との交流は、毎回15人前後の方々に参加し、ほぼ毎週、英語サロンが開催されております。これら民間交流を踏まえて、英語圏との姉妹都市の選定に当たっては、距離や時間的に見て容易に行き来ができ、不安なく青少年の交流ができる場所等の選定条件や未永く交流できるような事業の整備が必要だと思っております。

目下、姉妹都市交流の具体的な候補地はありませんが、英語は今や世界共通の言語として、国際社会においては必要不可欠なものとして認識しており、グアラチングター市との姉妹都市の現況や民間の国際交流事業の内容を注視し、引き続き調査研究を続けてまいりたいと思っております。

以上であります。

議長（安田博敏君） 久保田議員。

〔17番 久保田一郎君発言〕

17番（久保田一郎君） 町長から大変前向きな答弁をいただきまして、今後の国際交流のあり方についてはしっかりと、民間の国際交流協会もありますので、そういう方々と協議しながら、今後の進め方については十分考慮していただければありがたいなと、こんな思いであります。

町長も言っているとおり、この第五次総合計画では「みんなで考え、みんなで進めるまちづくり」ということでうたっているわけございまして、町民目線のまちづくりを推進する齊藤町長だと、私は高く評価しているわけございまして。先ほど申したとおり、政治というのは、私は、弱い人のためにあるんだということで、子供、お年寄り、障害者、行政が手を差し伸べなくては生きていけないような人たちのためにあるんだと、こういう思いでありますので、いつも震災だとか、弱い人が犠牲になっているのが実情でございます。熱中症対策もそのとおりでございます

ので、ぜひともこういうことをかんがみながら、町長もあらゆる角度にアンテナを張って、そういうこれからのまちづくりについて、いろんな人のご意見を聞きながら、みんなで考え、みんなで進めるまちづくりに、トップリーダーとしてぜひとも、これからも一生懸命まちづくりに取り組んでもらいたい、このようにお願いして終わります。

議長（安田博敏君） 以上で、久保田一郎議員の一般質問を終了いたします。

一般質問を終結いたします。

以上で本日の会議は、すべて終了いたしました。

散会の件

議長（安田博敏君） ここで今後の日程についてお諮りいたします。

明日から19日までの13日間を休会とし、休会中に各常任委員会において所管部門の決算調査を行い、20日に本会議を再開し、決算審議を行うことにいたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

ただいまから書記をして常任委員会招集通知を配付いたさせます。

〔常任委員会招集通知配付〕

議長（安田博敏君） 配付漏れございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） 配付漏れなしと認めます。

次の会議は、20日午前10時より再開することにいたします。

散 会

議長（安田博敏君） 本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時44分散会

平成23年第4回

大泉町議会定例会会議録

第3号

(9月20日)

平成23年第4回大泉町議会定例会会議録第3号

平成23年9月20日（火曜日）

議事日程 第3号

平成23年9月20日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 議員派遣について
- 第 2 議案第37号 平成22年度大泉町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 議案第38号 平成22年度大泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 議案第39号 平成22年度大泉町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 議案第40号 平成22年度大泉町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 議案第41号 平成22年度大泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 議案第42号 平成22年度大泉町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 議案第43号 平成22年度大泉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 議案第44号 平成22年度大泉町水道事業会計決算認定について
- 第10 議案第45号 平成23年度大泉町一般会計補正予算（第5号）について
- 第11 発議第 5号 自然エネルギーへの転換及び国民の安全を求める意見書について
- 第12 閉会中の継続調査申出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	田邊信雄君	2番	山口将君
3番	淺野正己君	4番	津久井明人君
5番	新井典夫君	6番	青木満君
7番	河田敏勝君	8番	渡邊明君
9番	平田昌利君	10番	森昌彦君
11番	金井茂夫君	12番	村山俊明君
13番	村山博茂君	14番	安田博敏君
15番	引間サチ子君	16番	川島洋君
17番	久保田一郎君	18番	金子光国君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	斉藤直身君	副町長	太田吉易君
教育長	千葉優君	総務部長	入谷祐司君
企画部長	大塚勝美君	財務部長	築比地正昭君
社会福祉部長	大塚治男君	健康推進部長	持田健司君
住民経済部長	岩瀬寿夫君	都市建設部長	荻野久一君
生活環境部長	川島正一君	教育部長	都丸隆君
会計管理者	鹿沼邦博君	総務部長 安全安心課長	井達房一君
企画部副部長 兼広報情報課長	大越邦夫君	財務部長 収納課長	宮澤康夫君
社会福祉部 子育て支援課長	河内三幸君	健康推進部 健康づくり課長	久保田松江君
住民経済部 商工課長	峯崎平弥君	都市建設部 建築課長	新井尚雄君
生活環境部 水道課長	宮永幸治君	教育部副部長 兼生涯学習課長	岩瀬幹雄君
教育委員長	木村多恵子君	農業委員会長	岩瀬秀男君
監査委員	河内初光君		

事務局職員出席者

事務局長	飯田健	書記	坂本武志
書記	石川肇	書記	中繁尚之

開 議

午前10時開議

議長（安田博敏君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、平成23年第4回大泉町議会定例会第3日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

これより日程に従って順次議事を進めてまいります。

日程第1 議員派遣について

議長（安田博敏君） 日程第1、議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣については、会議規則第121条第1項の規定により、お手元に配付したとおり派遣したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、派遣することに決定いたしました。

なお、この件について、この後、一部変更が生じた場合には、議長にご一任いただきたいと思います存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

日程第2 議案第37号 平成22年度大泉町一般会計歳入歳出決算認定について

議長（安田博敏君） 日程第2、議案第37号 平成22年度大泉町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案については、去る5日の会議において説明を受け、さらに休会中の委員会において調査を行ったものでありますから、直ちに審議を行うことにいたします。

お諮りいたします。

審議の方法は、歳入一括、歳出款ごと、最後に総括質疑を行うことにいたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

ここで議長から要望いたします。

質疑者は、質疑事項を簡潔に、そしてページ数並びに答弁を求める当局者を明確にご指示願います。

また、答弁者は明瞭に要点をお答え願ひ、審議の促進にご協力をお願いいたします。

これより一般会計の質疑を行います。

まず、歳入全般について行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） 歳入全般についての質疑を終わります。
続いて、歳出に入ります。

第1款議会費の質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） 議会費の質疑を終わります。
第2款総務費の質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） 総務費の質疑を終わります。
第3款民生費の質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） 民生費の質疑を終わります。
第4款衛生費の質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） 衛生費の質疑を終わります。
第5款農林水産業費の質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） 農林水産業費の質疑を終わります。
第6款商工費の質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） 商工費の質疑を終わります。
第7款土木費の質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） 土木費の質疑を終わります。
第8款消防費の質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） 消防費の質疑を終わります。
第9款教育費の質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） 教育費の質疑を終わります。
第10款公債費の質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） 公債費の質疑を終わります。
第11款諸支出金の質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） 諸支出金の質疑を終わります。
第12款予備費の質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） 予備費の質疑を終わります。

以上で款ごとの質疑を終わります。

これより総括質疑を行います。

渡邊明議員。

〔 8 番 渡邊 明君発言 〕

8 番（渡邊 明君） 議席 8 番渡邊明です。

一般会計決算全般にわたって、斉藤町長に総括質問をさせていただきます。

今回の平成22年度決算は、斉藤町長就任以降初めて手がけた予算編成で、7つの重点項目を目玉として、この1年間、事務事項を取り組んできた総決算であります。

全体としては、厳しい財政状況の中、34年ぶりに交付団体となったものの、実質収支額が4億1,629万7,789円となり、歳出の執行率は97.8%、前年対比1.3%の前進で、順調に予算執行がなされた点については評価したいと思います。

歳入の面でも、税収が、現年度分がマイナス1.6となっておりますが、すべての税目において滞納繰越分が前年度収入済額より増となっている点は、収納対策の成果はもちろん、担当関係職員の皆さんの努力の結果であり、高く評価をしたいと思います。関係職員の皆さんに改めて感謝を申し上げるとともに、本当にご苦労さまであります。

いずれにせよ、この1年間、大きな失政もなく、無事1年間乗り越えてきたことは大変すばらしいことで、斉藤町長のリーダーシップに対して高く評価をしたいと思います。

こうした評価の上に立って、あえて質問をさせていただきます。

斉藤町長は、平成22年度の施政方針の中で、1つの時代が終わり、新しい時代が幕をあけるような転換の時代を強く印象づけられた云々と語り、その後、まさに転換の時代を迎えたと強調されました。町長はこの1年間を振り返って、町政の転換についてはどう取り組んでこられたのか、まず質問をさせていただきます。

議長（安田博敏君） 斉藤町長。

〔 町長 斉藤直身君発言 〕

町長（斉藤直身君） 渡邊議員さんの質問にお答えいたします。

私が就任して初めての予算編成と決算の承認をいただくわけでございますけれども、町政全体にわたって行財政改革を含めて見直しを行うと、転換の時代だということのその本意は、金融機関のリーマンショック以後、世界経済が立ち上がってきません。本町でも基幹産業である企業が後退している状況であります。今までの町民の行政に対する期待は、何でも頼めばやっていたという依存体質からの脱却であります。

そういう中で私が考えたのは、町民が主体である行政参画、協働のまちづくりの方針を一貫して貫こうということで、第五次総合計画の中では、まちづくりは町民が主体だという協働のまちづくりを策定させていただきまして、平成23年度が第一次執行年でありますけれども、そういう中で、平成22年度はその手始めです。あらゆる部分で価値観の転換を求めたものでございます。

行政はすべて継続性を求められます。それが信頼につながるものでありますから、見直しといっても大改革というわけにはいきません。継続する中で、都市計画、区画整理、それから下水道事業等は長年にわたった計画の中で執行されるものでありますから、その事業については粛々と執行していくことはもとより、そういうものをしっかり町民にやっているんだという実績を示しながら、信頼を勝ち取ることも大事な仕事だと思っております。

第五次総合計画も、大きく前期4年、後期4年ということで、目まぐるしい変化を求められる時代の要請には10年では長過ぎるということで8年計画とさせていただいております。そういう中で、しっかりと平成22年度は執行できたかなという感じがいたします。

以上でございます。

議長（安田博敏君） 渡邊議員。

〔8番 渡邊 明君発言〕

8番（渡邊 明君） ただいま答弁をいただきました。2回目の質問をさせていただきます。

町長の基本姿勢である町民の幸せを第一に考えた行政執行は、私も含め、町民の多くの方が認めているところでございます。平成22年度の町政の転換ということで、18の新規施策事業を展開し、さらには継続事業でございますが、太陽光発電の2万円の増額、それからグループ制から部制への組織への改革・転換、子宮頸がん予防のワクチンの助成等、数々の前任者ができなかったこと、これを新たに斉藤町長の手腕で実現したこと、そしてまた、継続をさらに充実を図ったこと、そういう点では、転換の時代にふさわしい、先ほど町長も企業の厳しい状況の中でも産業立地支援事業等、こうした町民、住民、弱者から企業まで、こうした幅広く転換の時代にふさわしい事業展開をしたことについては評価をしたいと思っております。

しかし、その中で1点だけ、改めて質問させていただきます。

転換の中で、先ほど私も申し上げましたが、いわゆる従来の組織体系であるグループ制から部制に改めました。この転換は、これも私たちも含めて町民から大変わかりやすい組織体制になったということで評価されていることは言うまでもありません。しかし、一方では、グループ制の中で導入されてきた人事評価制度、これが町長の言う転換の時代にそぐわないのではないかと、やはり部制を引いた以上は、部制にふさわしい評価のあり方、職員教育のあり方が、私はあるというふうに思っております。その点では、大きな変化が平成22年度では感じられませんでした。この平成22年度の中でグループ制から部制をしいたふさわしい人事評価制度について執行部として平成22年度、検討されたのかどうか、この点について、町長の見解をお願いいたします。

議長（安田博敏君） 斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君発言〕

町長（斉藤直身君） 人事評価制度のことについてのお尋ねかと思っております。

人事評価制度は、私が機構改革で部制に変えましたけれども、以前のグループ制から何ら変わらない評価制度を保っております。これは、地方公務員法第40条の規定により、任命権者は職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならないという規則があります。それにのっかって、本町でもその人事評価制度を取り入れて、グループ制から部制に変えても、その制度を保っているわけでございます。

しかるに、係長が部課制度の担当者になることによって、管理職としてのやる気、それから使命感、それから部下に対する模範的な形としての位置づけができて、非常に私はよかったというふうに、自分自身評価しているところでございます。係長が評価担当者になるということは今までなかったことなので、かえってよかったかなということで、この制度は持続して、制度を取り入れながら、職員のやる気を促すようにしていきたいと思っております。

非常に、人間が人間を評価するのは難しいことです。しかし、現行制度の中では適正に評価しているものと私は思っております。

以上でございます。

議長（安田博敏君） 渡邊議員。

〔 8 番 渡邊 明君発言 〕

8 番（渡邊 明君） 最後の質問をさせていただきます。

私も町長と同じように、常に町民のサービスの向上を第一に考えて、いろいろと提言をさせていただいております。そのためには、やはり町職員が気分よく、そして、心を一つにして、お互いに協力し合い、笑顔で町民に触れ合う、また、だれもが町民サービスに努められる職場環境づくりが求められていることは言うまでもありません。

そういう点では、部制の転換で一步前進したわけでございますので、先ほど町長からも説明をいただきましたが、やはり部制は部制にふさわしい人事評価の規定というものがございしますが、その見直し、要は職員、部課の声をよく聞いていただいて、それが反映できるような人事評価制度を、ぜひ改めるところは改めてもらうということで、決して人が人を傷つけるような、また、人が人を評価するようなことで、果たしていいのだろうかどうか、こういう点も含めて、お互いに見られている、あるいは、やはり点数をつけるということは、いいところ悪いところを探すわけですから、そういうことが果たして日常の中で行われていいのだろうかという問題も含めまして、十分、任命責任である、また人事の執行責任がある最高の責任者として、ぜひとも見直しをしていただければと、あわせて、これは強く要望しておきます。ぜひ今後の、この平成23年度の中で、平成22年度の経験を踏まえていただければありがたいというふうに、強く要望しておきたいと思います。

さらには、各常任委員会から決算調書の中で出された提言、要望、これも平成22年度の結果と教訓を生かして、今後の中で、特に、やはり後半の3年目でありますので、斉藤カラーが出せるような、まさに転換の時代にふさわしい町政の転換を図るよう強く要望して、私の総括質問を終わります。

よろしく申し上げます。

議長（安田博敏君） ほかにございませんか。

村山博茂議員。

〔 13 番 村山博茂君発言 〕

13 番（村山博茂君） 議席13番村山博茂です。

決算書の53、54ページ、歳入、18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金について、築比地財務部長に質問をいたします。

行政実績報告書の55ページも参照していただきたいというふうに思います。

平成22年度の事業を行うために、平成21年度末にあった21億8,006万円の財政調整基金から、当初7億1,000万円を取り崩して予算を組みましたが、結果的には3億4,189万4,000円を節約、改善をして使わなかったために、実質では3億6,810万6,000円を使って、1年間すべての事業が済んだというふうに理解をしております。

実質収支につきましては、4億1,629万7,000円の黒字で問題はないというかもしれませんが、実質単年度収支は、1億509万9,000円の赤字であります。この実質単年度収支につきましては、平成21年度も、平成20年度も赤字であります。3年連続して実質単年度収支が赤字であることは問題であるというふうに私は感じています。単年度の歳入の範囲内でやりくりをし、工夫をすべ

きと考えておりますが、築比地部長の見解をお聞かせください。

議長（安田博敏君） 築比地財務部長。

〔財務部長 築比地正昭君発言〕

財務部長（築比地正昭君） 村山博茂さんのご質問にお答えをしたいと思います。

議員さんご指摘のとおり、実質単年度収支につきましては、3年間赤字という形でございます。これについては、問題があるかないかという形では非常に問題があるのかなという形では考えています。

端的に、これは簡単に申し上げますと、赤字の場合は財政調整基金の残高が減っていくという形で、黒字の場合はふえていくと、一般的にはそういう形になってくるので、財調の残高のほうも、これは減っていくという形の中で、ただ、これは年度によってそれぞれ波がありますので、減ったりふえたりという、また、年度によってはいろいろな形の大きな支出、普通建設事業等である場合もありますので、そういう部分については、若干こちら辺も波がありますので、必ずしもマイナスがいけないと、単年度収支が赤字はいけないという形ではございませんが、状況から言いますと、3年間連続で、これは赤字という形でございますので、これについては、できれば早急に赤字でないような形の中で取り組んでいかなければならないかなという形では考えております。

要因という形でございますが、この主な要因をやはり考えますと、リーマンショック以降の世界経済の低迷により、税収等がやはり厳しい状況になっているというのが1つの要因かなという形でございます。今後なかなかこちら辺の回復というのは非常に不透明な部分がありますが、今後の中では、これはできるだけ、毎年赤字という形はちょっとうまくないのかなという形で考えております。

以上でございます。

議長（安田博敏君） 村山博茂議員。

〔13番 村山博茂君発言〕

13番（村山博茂君） 築比地部長も、年度によって波があるけれども、3年連続して赤字というのは問題があるということで、認識としては同じかなというふうに思っています。

6月議会で、財政調整基金の危機ということで指摘をさせていただきました。財政調整基金条例というのが例規集にありまして、第1条の設置目的ですが、災害復旧、その他財源の不足を生じたときの財源を積み立てるため、大泉町財政調整基金を設置するとあります。

この条例の第6条の処分でありますけれども、1つとして、経済事情の変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額をうめるための財源に充てるとき、2つ目が、災害復旧に要する経費に充てるとき、というふうにあります。この基金条例をじっくり読みますと、安易に財政調整基金を取り崩していないかなという疑問がわいてくるんです。

確かに、町民ニーズが今、多様化しておりますし、震災対応等で思わぬ歳出がふえていることも理解しておりますけれども、この基金条例をじっくり読みますと、私は財政調整基金というのは、非常時・緊急時に使うものというふうにとらえています。

財政調整基金を、平成20年度では4億6,000万円、平成21年度では4億8,000万円、そして平成22年度では3億6,000万円取り崩して使っておりますけれども、少し安易に取り崩していないか質問いたします。

議長（安田博敏君） 築比地財務部長。

〔財務部長 築比地正昭君発言〕

財務部長（築比地正昭君） 議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

基金の取り崩しにつきましては、議員さんご指摘のとおり、基金の処分という形で条例で定めるところに基づきまして執行させていただいております。安易に取り崩しているんじゃないかというご指摘でございますが、決してそういうことはございません。

当初予算を組むときに、歳入等については国の制度や経済状況等により変動しますが、歳出については当初予算で組むという形の中では、ある程度、やはり財調というものも見込んでおかないと、国の制度が変わったからという、補助金が見つからないからといって、歳出をそこで削るわけにもいきませんので。

そういう部分のところ、大きくすれば経済事情の変動等によりという形の中、また、先ほど申し上げましたように、リーマンショック等のところの経済状況があるという形の中で、一応処分をさせていただいているわけでございますが、やはり議員さんご指摘のように、財調の基金というものもいつまでもあるわけではございませんので、こういう形の中という形の中で取り崩しをしているというのも、これは慎重に取り扱っていかなければならないのかなという形で考えておりますが、サービス等の急激な低下をさせないために、また、災害等の緊急な支出で取り崩しているわけでございますが、今後につきましても、安易な処分につきましては、十分配慮をした中で行っていきたいという形で考えております。

以上でございます。

議長（安田博敏君） 村山博茂議員。

〔13番 村山博茂君発言〕

13番（村山博茂君） 担当部長とすれば、安易に崩しているわけではないということで答弁いただいております。その背景等もわかるような気もするんですが、やはり各家庭においても、10万円しか収入がなければ、1カ月10万円で暮らす努力をするんです。貯金があるから、それを崩すというのはいかがなものかというところなんです。

平成18年度、財政調整基金を取り崩さずにやった年度もあるんです。したがって、歳入をいかにふやすか、そして、いかに歳出を抑えるか、不交付団体だからといって遠慮することなく、大胆に改革をすべきと考えます。

6月議会で、築比地部長は、財政調整基金の適切な運用に努めますと、私に答弁をしてくれました。今回の平成22年度の決算を反省し、平成24年度の予算編成では、財政調整基金に頼らないぐらいの強い覚悟で予算編成に臨んでいただきたい、このようにお願いをするところであります。

私も個人的にはこれから議会でも新年度の予算要望をまとめますけれども、まとめる予定であると思いますけれども、緊急性、重要性に絞り込んだ予算編成に、議会サイドとしてもやっていく必要があるのかなというふうに個人的には思っております。

最後に、平成24年度の予算編成に向けて、築比地部長の決意をお聞かせください。

議長（安田博敏君） 築比地財務部長。

〔財務部長 築比地正昭君発言〕

財務部長（築比地正昭君） お答えをいたします。

予算編成においては、やはり歳出のほうが、ある程度、契約等とか、そういう形がございます

ので、どうしても多目に取りがちな部分がありますが、そんなようなところで、余裕を見たところで、一応予算のほうという歳出のほうは組む傾向がございます。

そのような形の中で予算を計上しておりますので、ここ2年間というのは、7億円から8億円程度、財調から繰り入れたような予算を計上しているわけですが、最終的には、各部署の予算執行努力によって、基金繰入金の削減にも努めているところでございますが、予算編成そのものについても、今、議員さんがご指摘になったように、できるだけ圧縮できるような形の中で今後は考えていきたいという形で考えております。

平成24年度の当初予算の編成についても、議員さんの提言を十分検討する中で、また平成24年度を初年次とする第五次行政改革の中で、事業等の見直し、また歳出経費の削減に努めて、できるだけ財調に頼らないような形の中で予算編成をしたいと思っておりますが、はっきり言って、歳入のほうの見込みというのが非常に不透明な部分がございますので、当然、当初で予定をしていますが、実際、予算で予定をしても入らない部分があるとか、そういう部分も多分あるのかなという形の中では、非常になかなか歳入を予想するのも難しい状況ではございますが、できるだけ財政調整基金から繰り入れを少なくする中で予算編成をしていきたいと。

いずれにいたしましても、ことわざで、入をはかりて出るをなすということがありますが、入ってくる状況を見ながら出ていくものは考えましようという形の中では、そこら辺のところを基準にして予算編成を行いたいと考えております。

以上でございます。

議長（安田博敏君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） 以上で質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） 討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第37号を提案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（安田博敏君） 挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第3 議案第38号 平成22年度大泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（安田博敏君） 日程第3、議案第38号 平成22年度大泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案の審議は歳入歳出一括にて行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、本案の審議は歳入歳出一括にて行います。

質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） 質疑を終わります。
討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） 討論を終結いたします。
採決を行います。
議案第38号を提案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（安田博敏君） 挙手全員です。
よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第4 議案第39号 平成22年度大泉町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（安田博敏君） 日程第4、議案第39号 平成22年度大泉町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案の審議は歳入歳出一括にて行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） ご異議なしと認めます。
よって、本案の審議は歳入歳出一括にて行います。
質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） 質疑を終わります。
討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） 討論を終結いたします。
採決を行います。
議案第39号を提案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（安田博敏君） 挙手全員です。
よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第5 議案第40号 平成22年度大泉町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（安田博敏君） 日程第5、議案第40号 平成22年度大泉町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案の審議は歳入歳出一括にて行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） ご異議なしと認めます。
よって、本案の審議は歳入歳出一括にて行います。

質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） 討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第40号を提案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（安田博敏君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第6 議案第41号 平成22年度大泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（安田博敏君） 日程第6、議案第41号 平成22年度大泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案の審議は歳入歳出一括にて行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、本案の審議は歳入歳出一括にて行います。

質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） 討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第41号を提案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（安田博敏君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第7 議案第42号 平成22年度大泉町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（安田博敏君） 日程第7、議案第42号 平成22年度大泉町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案の審議は歳入歳出一括にて行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、本案の審議は歳入歳出一括にて行います。
質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） 質疑を終わります。
討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） 討論を終結いたします。
採決を行います。
議案第42号を提案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（安田博敏君） 挙手全員です。
よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第8 議案第43号 平成22年度大泉町下水道事業特別会計歳入歳出決算 認定について

議長（安田博敏君） 日程第8、議案第43号 平成22年度大泉町下水道事業特別会計歳入歳出
決算認定についてを議題といたします。

本案の審議は歳入歳出一括にて行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） ご異議なしと認めます。
よって、本案の審議は歳入歳出一括にて行います。
質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） 質疑を終わります。
討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） 討論を終結いたします。
採決を行います。
議案第43号を提案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（安田博敏君） 挙手全員です。
よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第9 議案第44号 平成22年度大泉町水道事業会計決算認定について

議長（安田博敏君） 日程第9、議案第44号 平成22年度大泉町水道事業会計決算認定につい
てを議題といたします。

本案の審議は収入支出一括にて行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、本案の審議は収入支出一括にて行います。
質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） 質疑を終わります。
討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） 討論を終結いたします。
採決を行います。
議案第44号を提案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（安田博敏君） 挙手全員です。
よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第10 議案第45号 平成23年度大泉町一般会計補正予算（第5号）について

議長（安田博敏君） 日程第10、議案第45号 平成23年度大泉町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

事務局長をして議案を朗読していただきます。
飯田事務局長。

〔事務局長朗読〕

議長（安田博敏君） 提出者からの説明を求めます。
斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君発言〕

町長（斉藤直身君） 議案第45号 平成23年度大泉町一般会計補正予算（第5号）について提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額には変更ございません。

まず、1の歳入でございますが、第18款繰入金、第2項基金繰入金につきましては、町債の追加相当額を更正減し、第21款町債、第1項町債、第4目教育債起債充当率の変更に伴い、追加するものでございます。

次に、2の歳出につきましては、第9款教育費、第3項中学校費の財源振りかえでございますが、額の変更はございません。

次に、第2表地方債補正につきましては、教育債を追加することに伴い、学校教育施設等整備事業費の限度額を変更するものでございます。

以上、説明とさせていただきますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（安田博敏君） これより審議に入ります。
本案の審議は歳入歳出一括にて行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、本案の審議は歳入歳出一括にて行います。
直ちに質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） 質疑を終わります。
討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） 討論を終結いたします。
採決を行います。
議案第45号を提案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（安田博敏君） 挙手全員です。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 発議第5号 自然エネルギーへの転換及び国民の安全を求める意見書について

議長（安田博敏君） 日程第11、発議第5号 自然エネルギーへの転換及び国民の安全を求める意見書についてを議題といたします。

事務局長をして議案を朗読していただきます。
飯田事務局長。

〔事務局長朗読〕

議長（安田博敏君） 提出者からの説明を求めます。
津久井明人議員。

〔4番 津久井明人君登壇〕

4番（津久井明人君） 議席4番津久井明人です。

議長より発言の許可が得られましたので、これより発議第5号 自然エネルギーへの転換及び国民の安全を求める意見書について提案理由の説明を申し上げます。

ことし3月11日に発生した東日本大震災は、東日本に大きな被害をもたらし、依然として復旧・復興の見通しが見えない中、全国民が力を合わせて被災者を支援することが求められています。

一方、原発事故による放射能汚染は拡大し、原発の安全神話が根底から崩れた中で、電力の安定供給を図るためには、自然エネルギーへの転換を推進し、国民の命と財産を守る立場から、事故の早期収束、放射能汚染の被害拡大を食い止めるために、政府に対し意見書を提出するものです。

本意見書については、お手元に配付したとおりでございます。

なお、意見書の提出先は、衆参両議院議長、内閣総理大臣ほか関係大臣あてに提出する次第であります。

以上で提案理由の説明といたしますが、本件は全員協議会で議員各位のご理解をいただいているところであります。よろしくご審議をいただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（安田博敏君） これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） 質疑を終わります。
討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） 討論を終結いたします。
採決を行います。

発議第5号を提案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（安田博敏君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本意見書は、議長名をもって速やかに関係機関へ送付いたします。

日程第12 閉会中の継続調査申出について

議長（安田博敏君） 日程第12、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付いたしましたとおり、それぞれの所管事務調査のため、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査申出書が提出されておりますので、事務局長をして朗読していただきます。

飯田事務局長。

〔事務局長朗読〕

議長（安田博敏君） お諮りいたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（安田博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

町長あいさつ

議長（安田博敏君） 以上をもちまして、本定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。

ここで斉藤町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君登壇〕

町長（斉藤直身君） 第4回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、5日から本日まで16日間にわたり開催をしていただきまして、まことにありがとうございました。

本会議並びに各委員会を通じ、慎重かつ熱心なご審議をいただき、平成22年度の各会計決算認定並びに本年度補正予算など議案15件、報告2件、諮問1件、承認2件、さらに追加議案1件につきまして、いずれも原案どおりご決定賜り厚く御礼を申し上げます。

平成22年度決算に当たりましては、本会議並びに各常任委員会でご提言、ご意見をいただき、

ありがとうございました。この内容につきましては、今後の予算執行や来年度の予算編成の中で検討材料とさせていただきたいと存じます。

さて、ことしの夏は、昨年同様、非常に暑い、まさしく猛暑の夏でございました。大震災から半年が過ぎましたが、まだまだ先の見えぬ原発復興でございます。さらに、あしたからの台風15号が大変心配されております。過日の台風12号は、記録的な豪雨によりまして、震災同様、壊滅的な被害を近畿地方に及ぼしました。

また、長らく続く歴史的な円高水準と歴史的な株安が拍車をかけまして、景気の先行きに対する懸念が一層広がっております。こうした課題がある中、政治は菅内閣から野田内閣にかわりましたが、毎年総理大臣が変わるということは、常々異常なことと思っております。政治が国民にとって、遠く閉ざされた世界に思えてなりません。切迫する経済対策や外交問題、さらに被災地の復興など、国民が望みを託することは数多くございますので、新しい内閣には、国の将来ビジョンをしっかりと提示していただき、足元を見据えまして取り組むことを期待してなりません。

最後に、昨今はまだまだ残暑が続く厳しいところでございます。夏の疲れも出てくるころでございます。議員皆様におかれましては、お体に十分留意されまして、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げまして、閉会に当たりましてのあいさつといたします。

ありがとうございました。

閉 会

議長(安田博敏君) これをもちまして、平成23年第4回大泉町議会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

午前10時50分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

大泉町議会議長 安 田 博 敏

大泉町議会議員 引 間 サチ子

大泉町議会議員 川 島 洋